

平成30年 3 月 14 日（水曜日）

第 3 号

平成30年第1回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第3分科会会議録

## 第3号

平成30年3月14日（水曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
村木 中 君	
副委員長	
川澄 宗之介 君	
安住 太伸 君	
久保秋 雄太 君	
清水 拓也 君	
宮川 潤 君	佐野 弘美 君
安藤 邦夫 君	
沖田 清志 君	
稲村 久男 君	
野原 薫 君	
田中 芳憲 君	
大崎 誠子 君	村田 憲俊 君
平出 陽子 君	
吉田 正人 君	
本間 勲 君	

農村振興局長	藤田 二 君
農政部技監	足立 一郎 君
技術支援担当局長	横田 喜美子 君
活性化支援担当局長	西崎 高 君
農政課長	水戸部 裕 君
政策調整担当課長	成田 裕幸 君
競馬事業室参事	田中 源一 君
食品政策課長	瀬川 辰徳 君
6次産業化担当課長	野口 正浩 君
水田担当課長	山野寺 元一 君
園芸担当課長	坂上 悟 君
畜産振興課長	山口 和海 君
環境飼料担当課長	赤池 政彦 君
技術普及課長	白旗 哲史 君
農業環境担当課長	相内 修司 君
農業支援担当課長	上西 新次 君
農村設計課長	橋本 智史 君
活性化担当課長	市川 智啓 君
事業調整課長	須藤 正之 君
農業施設管理課長	中山 篤史 君
国営調整担当課長	高崎 悟 君
農村整備課長	芳賀 是則 君

出席説明員

農政部長	小野塚 修一 君
農政部長 食の安全推進監	森田 良二 君
農政部長 兼競馬事業室長	多田 輝美 君
食の安全推進局長	西 英機 君
生産振興局長	宮田 大 君
農業経営局長	渡邊 顕太郎 君

経済部長	阿部 啓二 君
経済部観光振興監	木本 晃 君
経済部食産業振興監	田辺 利信 君
経済部次長	倉本 博史 君
食関連産業室長	三井 真 君
観光局長	多田 聡史 君
地域経済局長	尾形 和則 君

【第3分科会 3月14日 第3号】

産業振興局長	野村 聡 君	立地担当課長	北村 英士 君
労働政策局長	堀 泰雄 君	環境・エネルギー室 参事	佐藤 隆久 君
国際観光担当局長	近藤 裕司 君	雇用労政課長	田邊 弘一 君
環境・エネルギー 室長	中島 俊明 君	就業支援担当課長	千葉 公志 君
科学技術振興室長	青木 誠雄 君	働き方改革推進室長	土屋 節子 君
職業能力担当局長	浦島 浩史 君	職業訓練担当課長	木林 正彦 君
総務課長	遊佐 貴志 君		
食関連産業室参事	山口 了子 君	議会事務局職員出席者	
経済企画課長	仲野 克彦 君	議事課主幹	本間 治 君
観光局参事	山口 要 君	議事課主査	神澤 信宏 君
同	沖野 洋 君	同	寅尾 昌史 君
中小企業課長	田畑 洋一 君	同	田中 啓之 君
金融担当課長	平田 庄吾 君	同	有馬 一幸 君
産業振興課長	新津 健次 君		

午前10時2分開議

○村木中委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

宮川 潤 委員

安藤 邦夫 委員

であります。

○村木中委員長 それでは、議案第1号、第5号ないし第10号及び第15号を一括議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○村木中委員長 3月13日に引き続き、農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

久保秋雄太君。

○久保秋雄太委員 おはようございます。

以下、質問をさせていただきます。

まず、加工原料乳生産者補給金制度の見直しについてであります。

畜産経営の安定に関する法律の一部が改正され、4月から、加工原料乳生産者補給金の交付対象が拡大をされます。

このため、新たに補給金の対象となる生産者を初め、農業団体、乳業会社などは、さまざまな手続を行う必要があり、加工原料乳向け生乳の数量認定事務を行う道としても、適切な対応が求められることから、以下、何点かお伺いをいたします。

初めに、新制度の運用開始に向けて、交付を希望する事業者などにはどのような手続が求められているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 法改正に伴う手続についてであります。新制度において、加工原料乳生産者補給金等の交付を受けようとする事業者は、先月末までに、国に、月別の加工原料乳向け生乳の販売数量などを記載した年間販売計画を提出したところであり、要件を満たす場合、今後、国から交付対象数量の配分を受けることとなります。

4月以降、これらの対象事業者や乳業工場などは、道に対して、毎月、生乳の搬入数量や用途別処理量などを報告することになります。

また、集送乳調整金の交付を受けようとする事業者は、先月末までに、都道府県を一つの単位として、全域からあまねく集乳を行うことが確実であると証する書類などを添えて、国または道に申請したところでありまして、要件を満たすことが認められる場合には指定を受けることとされております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 新たに補給金の交付対象となるためには、さまざまな事務手続が求められることから、初めて手続を行うこととなる事業者の多くから、制度に円滑に乗っていくことができるのか、不安を感じているとの声が聞かれます。そうした事業者に対してのフォローアップが必要と考えますが、道はどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 新たな対象事業者への対応についてであります。国は、昨年11月に、新制度に係る説明会を開催するとともに、本年1月には、国と道、それから、補給金等の交付事務を行う独立行政法人農畜産業振興機構、いわゆるa l i cの3者が共催で、補給金の交付を受けようとする対象事業者や、生乳の処理量などを報告する乳業の担当者を対象に、年間販売計画や数量認定報告書といった提出書類の記載方法などに係る説明会を開催したところでございます。

さらに、今月22日には、国やa l i cが、より詳細な事務や認定システムに係る説明会を開催することとしております。

道といたしましては、全国で最も多くの対象事業者や乳業者を擁していることなどから、ホームページを通じて、様式、留意点などを解説しているほか、対象事業者などからの問い合わせに対しては丁寧に対応するとともに、必要に応じ、先方に出向いて説明をするなど、新年度からの事務が適切に行われるよう取り進めているところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 国やa l i cでは説明会を行っているということでありますけれども、対象者、乳業者が全国一多い本道でありますので、道は、より顔の見える対応をしていただいていると思います。新たな事業者が適切に制度を利用できるよう、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

4月1日以降、新たに補給金の対象となる事業者数はどれくらいになるのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 新たに補給金の対象となる事業者数についてであります。道が、現段階で、道内で生産される生乳に係る加工原料乳の年間販売計画を提出した事業者として把握しているのは、酪農家から生乳を集めて乳業者に販売するホクレンなどの第1号事業者が4件、また、みずから生産した生乳を乳業者に対してみずから販売をする第2号事業者が46件、さらに、みずから生産した生乳を加工してみずから販売を行う第3号事業者が11件ございまして、延べ61件となっておりますので、現在、指定団体となっているホクレンを除く、新たな補給金の交付対象者は延べ60件であります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 延べ60件ということであります。

4月から、新たな制度の運用が開始されることに伴い、道には新たな業務等が発生することになりますが、それらの業務等はどのようなものなのか、また、その適切な執行に向けて、どのような課題が挙げられているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 新たに発生する道の業務などについてであります。道では、現在、指定団体であるホクレンを通じた生乳取引に対しまして、加工原料乳生産者補給金の数量認定に係る事務を行っており、毎月、約200社の乳業者などから、加工原料乳数量等報告書を提出してもらい、ホクレンの用途別販売数量や都府県の搬出入数量と突合を行って、加工原料乳の認定数量を算出しております。

また、全ての乳業者を対象に、生乳の用途別処理量などが適切に報告されているかを確認するため、5年に1度の頻度で立入検査を実施するなど、補給金制度が適切に運用されるよう対応してきたところでございます。

来月からの改正畜安法の施行に伴い、新たに補給金等を受けようとする事業者に係る数量認定などの業務が加わりますとともに、新たな対象事業者は事務手続にふなれなことなどを踏まえて、道といたしましては、円滑に制度が運用されるよう、引き続き、丁寧な説明やアドバイスが必要となりますことから、大幅な事務量の増加が見込まれているところでございます。

○久保秋雄太委員 本道酪農の発展のためには、生産者を初め、農業団体、乳業会社などが新たな制度を有効に活用することが重要であり、それぞれの事業者が新たな制度を十分に理解して、生産者が安心して生乳を出荷できる環境を確保していく必要があると考えますが、道として、今後、制度の円滑な運用に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、部長にお伺いをいた

します。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 制度の円滑な運用に向けた道の対応についてでございますが、道といたしましては、人員体制の整備を図った上で、生乳の用途別仕向け数量に係る乳業者等との突合や、加工原料乳の数量認定、さらには、対象事業者の事務所や乳業工場といった現場への定期的な立入検査の実施など、大幅に増加が見込まれる事務を適切に実施しながら、需要に応じた乳製品の安定供給の確保や、酪農家の創意工夫による経営展開を推進しつつ、所得の確保などを通じて酪農経営の安定を図るという制度改正の目的が確実に果たされるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 来月、再来月あたりが大変な作業ということで、御苦勞をおかけしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、綿羊の振興対策についてであります。

昨年、ペイトン駐日ニュージーランド大使と知事との間で、酪農、畜産や先住民交流、スポーツ交流などに関する覚書を締結したとの報道がありました。

ニュージーランドは、羊の主産国であり、多くの羊肉が日本に輸出されております。本道では、戦前戦中に、軍服の防寒着などをつくる羊毛をとるために羊が飼われており、農家でもよく見かけられたとのことですが、北海道遺産に選定されているジンギスカンは、北海道発の食文化ともなっております。

現在、本道での飼養頭数や羊肉生産量はそれほど多くないと思いますが、綿羊振興について、以下、何点かお伺いをいたします。

初めに、道内の綿羊の飼養や羊肉の生産の実態はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山口畜産振興課長 綿羊の飼養などの実態についてでございますが、道内の綿羊は、羊毛の需要が旺盛だった昭和31年のピーク時には、27万頭が飼われておりましたが、昭和36年と37年の羊毛や羊肉の輸入自由化などにより、国産の需要が減り、昭和54年には4800頭にまで減少いたしました。

その後、羊肉価格の乱高下や伝染病の発生などから、飼養頭数は増減をしたものの、羊肉がヘルシーであることの認識が広まったことや、ジンギスカンが平成16年に北海道遺産に登録されたことなどから、その需要が高まり、近年は1万頭台で推移をしており、29年には、飼養戸数が200戸、飼養頭数が1万1500頭となっております。

地域別では、十勝管内が最も多く、飼養戸数が27戸、飼養頭数が3300頭となっており、次いで、上川の32戸、1900頭、空知の19戸、1700頭、釧路の16戸、1200頭となっております。

また、羊肉の生産につきましては、国内の枝肉生産量の156トンのうち、道産は121トンと約8割を占めております。

なお、羊肉の国内自給率は0.7%にとどまっており、大部分がオーストラリアとニュージーランドからの輸入品で占められております。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 一番のピークは昭和31年の27万頭で、近年は1万頭から1万1000頭と横ばいで推移しているということでもあります。

近年は、ジンギスカンブームであり、全国的に羊肉の消費が伸びており、特に道内では、ジンギスカンとして相当の量が消費されていると思いますが、道内の飼養頭数では、そのほとんどを輸入羊肉に頼らざるを得ず、道産羊肉で対応できないのは大変残念なことでもあります。

本道で綿羊の飼養頭数が伸びない要因となっている飼養の課題等について、どのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

**○山口畜産振興課長** 綿羊飼養の課題などについてであります。道内の綿羊生産者は、父羊や母羊といった種畜が不足をしていることなどから、増頭が難しく、新規就農希望者や規模の拡大のための種畜の供給が困難となっている状況にあります。

また、綿羊の交配については、ほとんどが自然交配であり、家畜改良や増頭を図るための人工授精技術の導入を希望しておりますが、高度な技術が必要とされるとともに、現状では受胎率が低いことが課題になっております。

さらに、現在、薬剤に抵抗性を持った寄生虫がおり、この寄生虫の減少やコントロールする新たな駆除技術の導入が求められるなどといった課題もあるところでございます。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 優良種畜の入手が難しい、あるいは、交配については高度な技術が必要とされる、受胎率が低い、また、寄生虫といった、さまざまな課題があるということでもあります。

綿羊生産の先進地であるニュージーランドと、酪農、畜産などに関する覚書を交わしていることから、これらの課題の解決に向けて、覚書に基づく技術支援を要請することも選択肢として考えられます。

ニュージーランドとの綿羊に関する連携をどのように考えているのか、また、連携する場合には、どう連携を図っていく考えなのか、お伺いをいたします。

**○宮田生産振興局長** ニュージーランドとの連携についてであります。ニュージーランドは、綿羊の飼養頭数が2800万頭であり、日本向けのラムやマトンといった羊の肉の輸出量も6750トンで、我が国の輸入量の34%を占める、綿羊生産の先進国となっております。

また、昨年5月、ペイトン駐日ニュージーランド大使が来道した際に、酪農、畜産など、北海道とニュージーランドとの共通の関心分野における両地域の協働に向けた意見交換を実施することなどを合意した、北海道と駐日ニュージーランド大使館とのパートナーシップに関する覚書を締結したところでございます。

こうした中、昨年10月、両者の間で、この覚書に基づき、ニュージーランドの先進的な綿羊飼養技術を北海道に導入するニュージーランド北海道羊協力プロジェクトを実施することとしまし

て、今般、白糠町と滝川市、恵庭市の3戸のモデル農場を設定して、種畜の供給体制づくりや、寄生虫の駆除などの衛生管理技術、放牧で育てた羊肉のブランド化などの取り組みを推進することとしたところです。

このプロジェクトは、道内の綿羊生産者が抱えるさまざまな課題の解決につながりますことから、道といたしましても、生産者組織と連携を密にしながら、円滑な推進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○久保秋雄太委員** 3戸のモデル農場を設定して、ニュージーランドから、放牧飼育を重点に飼育支援をいただくということであります。

北海道開拓の150年の歴史の中で、羊肉、いわゆるジンギスカンは、家庭でも焼き肉店でも、北海道の食文化として確実に定着しております。

牛肉については、和牛はある程度の生産増加が期待できますが、価格が高いというイメージがつきまわっており、一方、乳用牛や交雑種のF<sub>1</sub>については、値ごろ感はありますけれども、生産量は、酪農家の搾乳牛の飼養動向に左右され、当面、減少傾向にあると見られております。

最近では、全体的に赤身の肉の人気の高まり、その中でも、羊肉は、ヘルシーで志向性が高まってきていることから、生産拡大を図る絶好のチャンスではないかと考えます。

道では、綿羊の生産振興をどのように考え、今後どう進めていくお考えなのか、部長にお伺いをいたします。

**○小野塚農政部長** 今後の綿羊振興についてでございますが、道内の綿羊生産におきましては、優良な種畜の確保や、その供給体制の構築、寄生虫対策などの飼養管理技術の向上が大きな課題となっております。

このため、道といたしましては、来年度、新たに、北海道めん羊生産振興事業を実施して、生産者組織による能力の高い雄羊の輸入や、生産者の要望に応じた種畜を安定的に供給できる体制づくりを支援いたしますとともに、ニュージーランド北海道羊協力プロジェクトとの連携による先進技術の導入などの成果を、道総研畜産試験場や家畜改良センターなどの関係者と共有し、そうした技術を広く道内に普及するなどいたしまして、本道における綿羊の生産振興に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 次に、農村ツーリズムについてであります。

道では、農村が持つ豊かな自然や食などを通して、都市と農村の交流を促進するため、農村ツーリズムに取り組んできており、国でも、国民の農村への関心の高まりや訪日外国人の増加に対応するため、従来の農家民泊に加え、昨年6月に施行された住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法による、空き家などを活用した民泊での取り組みを推進し、農家所得の向上に結びつけるとしておりますので、今後の農村ツーリズムの取り組みについて、何点か伺ってまいります。

道では、国の農山漁村振興交付金や、道単独事業の地域がうるおう農村ツーリズム展開事業を通じて、農村ツーリズムを推進してきておりますが、これまで、どのような取り組みを進めてこ



られたのか、また、どのような農家に取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 活性化担当課長市川智啓君。

○市川活性化担当課長 グリーン・ツーリズムのこれまでの取り組みについてであります。本道のグリーン・ツーリズムは、平成の初めごろから、十勝管内の鹿追町や新得町の農家の方々が、美しい農村風景、地域の食材を活用したファームレストランやコテージを開業し、観光客を受け入れたのに始まり、その後、上川管内の富良野市や美瑛町などにおいて、同様の取り組みが拡大してきたところであります。

また、平成10年ごろから、中空知や南空知の水田農家の方々が修学旅行生の受け入れを始め、その後、旅館業法の規制緩和や食育基本法の制定などを契機に、農業体験と農家民宿がセットとなった修学旅行の需要が増加したことなどから、その受け入れが、十勝、上川など、各地に拡大をしているところであります。

道は、これまで、グリーン・ツーリズム関連施設開設マニュアルの策定や、農家の方々を対象とした研究会の開催などによる普及啓発のほか、都市住民に向けた、ファームインやファームレストランの情報発信、教育旅行の受け入れ活動を担う地域協議会の設置への協力などにより、地域や農家の取り組みを支援してきたところであります。

さらに、本年度からは、地域がうるおう農村ツーリズム展開事業を開始し、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体が参画し、地域ぐるみで取り組む農村ツーリズムを推進しているところであります。

以上です。

○久保秋雄太委員 農村ツーリズムに取り組んでいる農家の方々からは、規模拡大が進む中、農業への影響や高齢化などによって、今後の取り組みに不安を持っているとの声も聞かれますが、農村ツーリズムを進めるに当たって、農家の方々がどのような課題等に直面しているのか、お伺いをいたします。

○市川活性化担当課長 農村ツーリズムの課題についてであります。道では、昨年度、グリーン・ツーリズムに関し、受け入れや集客の課題を把握するため、道内で農家民宿や農家民泊に取り組んでいる方々にアンケート調査を実施し、319名より回答をいただきました。

このうち、約4割の農家の方々から、旅行者の受け入れをふやしたいという意向があった一方、大規模で専門的な農家が主体の本道にあっては、限られた労働力の中、もてなしや家事などの受け入れに対する負担が大きいことや、旅行者を自宅に宿泊させることへの不安があるといった課題が明らかになったところであります。

また、今後、受け入れを促進するためには、農業者だけでなく、地域ぐるみの受け入れ体制の確立、地域資源を生かした体験メニューの開発、都市住民や外国人が訪れたいという情報の発信などが必要であるとの意見が多く寄せられたところであります。

以上です。

○久保秋雄太委員 さまざまな課題があるというふうに思います。

受け入れ促進のための地域ぐるみの受け入れ体制の確立とか情報の発信が課題ということであり、受け入れられませんが、私が住むような地域では、まだまだ、農村部で情報インフラが整っていないと、光回線が入っていないところもありますので、これから、さまざまな課題の解決に向けて、より丁寧に対応いただければというふうに思います。

国では、民泊新法による、空き家などを活用した農泊を円滑に進めるためには、外国人観光客の増加によるトラブルへの対応や、近隣の方々の理解が必要としておりますけれども、道として、農村ツーリズムを推進するに当たって、民泊新法による空き家などの活用に向けて、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 活性化支援担当局長西崎高君。

○西崎活性化支援担当局長 民泊新法による空き家の活用についてであります。民泊は、多様な宿泊ニーズに対応し、観光振興や地域の活性化につながることを期待できるものと認識しておりますが、一方で、地域では、民泊に起因した騒音や、ごみ処理などのマナー違反行為などが懸念されておりますことから、住民や観光客の安全、安心の確保を第一に、民泊新法に基づく、適正な空き家などの活用が図られることが重要と考えております。

このため、関係部局と連携をし、農泊に取り組もうとする方々を対象として、道で作成した「北海道民泊の手引き」の紹介や説明会の開催などに取り組み、制度の周知に努めてまいります。

以上です。

○久保秋雄太委員 国では、農泊を通じて農家所得の向上を図るとしてしております。そのためには、これまで以上に、宿泊に関するノウハウが必要になってきます。

道は、農泊による所得向上に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○西崎活性化支援担当局長 農泊による所得向上の取り組みについてでございますが、農泊は、持続的なビジネスとして、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体が参画し、農村の所得向上や地域の活性化を図る重要な取り組みとなつてございます。

農泊を一層推進するためには、宿泊や飲食、農業体験、これらのノウハウを有する方々との連携が有効でありますことから、道といたしましては、農泊に取り組む農家の方々などを対象として、宿泊サービスに関する勉強会の実施や専門家の派遣、先進地事例の情報提供などの取り組みを積極的に進め、農家所得の向上につなげてまいります。

以上です。

○久保秋雄太委員 最後に、今後の取り組みについてであります。

農村ツーリズムの推進に当たっては、さまざまな課題があり、農家だけの取り組みに委ねていっては、農村ツーリズムが衰退することが懸念されます。

これからの農村ツーリズムを推進していくために、道は、今後、どのように取り組みを進めていこうと考えているのか、部長にお伺いをいたします。

○小野塚農政部長 農村ツーリズムの推進についてでございますが、本道の農村地域には、豊かな自然や新鮮でおいしい農畜産物、さまざまな農業体験などを求め、国内外から多くの旅行者が訪れておりまして、今後、民泊の規制緩和などにより、一層の増加が見込まれるところでございます。

一方、受け入れ農家の方々にとって、旅行者の受け入れは、限られた労働力の中、負担が大きいことなどにより、農家個々の対応では取り組みが広がらず、情報発信力も弱いことから、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体が連携した地域ぐるみの取り組みが重要でございます。

このため、道といたしましては、今後、観光コンテンツの磨き上げや、地域のワンストップ窓口の運営を担う人材育成などへの支援を通じ、地域の受け入れ体制づくりを積極的に進めますとともに、こうした取り組みの全道的なネットワーク化やSNSの活用など、受け入れ情報のより効果的な発信に努めるなど、農村の活性化に向け、地域ぐるみで受け入れる、農泊を含めた農村ツーリズムの取り組みを一層推進してまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 農村ツーリズムは本当に素晴らしいというふうに思います。私が住むような地方でも、その町、その村でこのことにしっかり取り組んでいきたいとおっしゃっている首長とか農家の皆さんが大勢いらっしゃいます。

しかしながら、今御答弁にありましたように、限られた労働力の中、農家個々の対応では取り組みが広がらないと思います。

確かに、私が住む地域でも民泊をやられている方がいますけれども、地域との接点を持たない方々がやられているということもあります。ぜひとも、地域ぐるみの取り組み——ワンストップ窓口の運営を担う人材の育成は大変時間がかかることだと思いますので、どうか、振興局の皆さんを中心に、それぞれの市町村の思いを受け取っていただいて、農村ツーリズムの推進に当たっていただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○村木中委員長 久保秋委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

大崎誠子君。

○大崎誠子委員 それでは、通告に従いまして、スマート農業、次世代施設園芸、肉用牛について、順次質問をさせていただきます。

本道の農業、農村を取り巻く環境は、農家戸数の減少、高齢化の進展、後継者や労働力の不足などの課題に加え、TPP11の大筋合意、日EU・EPAの大枠合意など、国際化が急速に進展する中、地域からは、将来への不安や懸念の声が寄せられています。

こうした声を少しでも払拭するためには、新たなチャレンジをしていかなければならないのではないかと考えていますし、時代にしっかりと適応していくということも必要ではないかと思えます。

そこで、以下、数点伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、スマート農業についてであります。

道では、農家戸数の減少や高齢化による担い手不足に対応するため、ロボット技術、ICTを活用した超省力化や高品質生産に向けたスマート農業を推進することとし、平成30年度の重点施策に位置づけて、積極的に推進するとされておりますけれども、これまで、どのように取り組んできたのか、伺います。

○村木中委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 スマート農業への取り組み経過についてであります。道では、スマート農業技術の普及促進に向け、平成23年度から、検討会やシンポジウムの開催などに取り組んでおり、さらに、28年度からは、道のホームページ上の情報広場として、誰もが参加できる推進協議体を設置し、農業関係者だけではなく、IT企業や機械メーカーなど、多くの参画を得て、情報の発信と共有を図ってまいりました。

また、平成28年11月には、アクセスサッポロを会場に北海道スマート農業フェアを開催し、5000人の来場者に、多彩なスマート農業技術を体感する機会を提供したほか、道立農業大学校におきまして、JAや市町村の職員などを対象に、地域をリードする人材の育成のための実践研修を実施するなど、地域の技術導入に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

以上でございます。

○大崎誠子委員 スマート農業については、口で言うのは簡単でありますけれども、その内容は大変複雑で多岐にわたっております。例えば、GPSを活用した自動走行や、過去のデータに基づくきめ細かな栽培を行うセンシング技術、荷物の積みおろしを助けるアシストスーツなどがありますけれども、いずれも、導入するという段階になりますと、その経費は大変高額でありまして、すぐに導入することは難しいと思います。

スマート農業を推進する上で、こうした技術の導入に対し、どのような支援を行ってきたのか、伺います。

○白旗技術普及課長 スマート農業の導入支援策についてであります。大規模な畑作経営や水田経営を中心に、人工衛星からの信号をもとに正確な作業経路を表示するGPSガイダンスシステムの導入について、個人の場合には、国の経営体育成支援事業、地域で収益力の向上に取り組む場合には、産地パワーアップ事業の活用が可能となっております。

また、酪農経営で、搾乳作業の自動化などを実現する搾乳ロボットの導入を支援する事業といたしまして、畜産クラスター事業や楽酪事業がございました。

道といたしましては、スマート農業の推進に当たっては、生産者ごとの意向や経営状況、地域の営農実態に即した技術の導入を図ることが重要と考えており、そのために必要な技術情報の発信や人材育成を通じて、各地域の取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○大崎誠子委員 ただいま御答弁にありましたように、これから、スマート農業の推進に当たっ

ては、生産者ごとの意向、そして経営状況、地域の営農実態に即した技術の導入が必要であろうかと思います。

そうはいいまして、ロボット技術とかICTを活用するということは、いわば時代の波でありますので、これから、本当にきめ細かくスマート農業を各地で進めていかなければならない状況になるかと思いますが、スマート農業の現在の普及状況はどのようになっているのか、伺います。

**○白旗技術普及課長** スマート農業の普及状況についてでございますが、トラクターの正確な作業経路を表示するGPSガイダンスシステムの導入台数は、平成20年度には100台程度でしたが、28年度末までに、GPSガイダンスシステムが7000台、自動操舵装置が2840台導入されており、全国に占める割合は、それぞれ、81%、94%となっております。

また、搾乳ロボットにつきましては、昨年2月時点で、191戸で312台が稼働しているほか、哺乳ロボットも78台導入されており、本道におけるスマート農業の普及は着実に進んでいるものと考えております。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** スマート農業の普及は着実に進んでいるという認識でありますので、今後もしっかりと進めていただければと思っております。

先ほども指摘をしたとおり、生産現場では高齢化が進展しております。若い担い手がいる農家では、スマート農業に取り組みやすい状況であろうかと思いますが、高齢者だけの経営になりますと、取り入れにくい、取っつきにくいということで、なかなか普及できないケースもあるかと思いますが。

そうした中では、地域レベルでの取り組みも必要かと思いますが、スマート農業の推進に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○村木中委員長** 生産振興局長宮田大君。

**○宮田生産振興局長** スマート農業の地域における取り組みの推進についてでございますが、スマート農業技術の活用に向けましては、個人での導入に加え、地域ぐるみで省力化や高精度化を目指す営農支援システムとして積極的に取り入れていくことが重要と考えておまして、具体的には、現在、担い手不足の地域において、経験の浅い生産者にも正確で効率的な作業が可能となるGPSガイダンスシステムを導入し、地域全体をカバーする農作業受託組織を育成する取り組みなどが進められているところです。

こうした取り組みは、JAや市町村など、地域を単位に組織的な対応が必要であるため、道といたしましては、道立農業大学校で実施する人材育成研修を初め、推進協議体による技術情報の発信やセミナーの開催などにより、地域の取り組みを促進してまいりたいと考えてございます。

**○大崎誠子委員** 経験の浅い人でもできる環境を整えることで、農業従事者を確保しやすくなり、雇用も生み出すことができます。農業へのハードルが下がれば、Uターン、そしてIターンを含めた新規就農者の確保や、後継者問題の解決の糸口になるのではないかと思いますので、大

いに期待をしております。

それで、生産者の皆さんに、最先端の機械や技術を見て体験し、理解を深めてもらうことが普及のための第一歩であろうかと思えます。

今まで道が取り組んできた対策は大変いいことだと思えますが、こうした機械が実際に導入されたときに、産地にどういう変化が起きるのか、スマート農業が、現場の課題をどのように解決し、地域農業の持続的な発展を支える重要な手段となるのか、費用対効果がどうなのかなどというのを、目に見える形で示していかなければ、地域が本気で導入を目指すことには至らないのではないかと思います。

こうした観点から、道は、スマート農業の導入効果をどのように地域に訴え、導入を進めていこうとしているのか、部長の見解を伺います。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 スマート農業の推進についてでございますが、スマート農業技術の導入は、これまで、比較的規模が大きく、先進的な水田経営や畑作経営など、個別の生産者が先導的に取り組む事例をきっかけに進められてきており、近年、急速に普及してきたところでございます。

さらに、最近では、担い手不足や高齢化といった地域の営農課題に対応するため、JAや市町村など、地域ぐるみでスマート農業技術を導入する動きも出てきておまして、このような地域の成果を広く全道に発信し、各地域の取り組みを促進していくことが重要と考えております。

このため、道では、こうした先進地域と協力連携いたしまして、具体的な取り組み成果を取りまとめるとともに、各地域を先導する人材の育成と、推進協議体を活用した情報発信やセミナーなどを通じて、スマート農業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○大崎誠子委員 北海道農業は、明治以降、150年で大変な発展を遂げて、今、農業王国と言われるまでになりました。大変な発展でありますけれども、そういうことを考えたときに、スマート農業を取り入れて、北海道がスマート農業の先進地になれるように、これからもしっかりと取り組んでいただければと思っております。

スマート農業は、これからの農業環境の変化に対応し、農業の振興、発展に向けて重要なツールになっていくものと考えておりますので、引き続き、スマート農業の先進地である北海道のため、しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

次に、次世代施設園芸について伺います。

次世代施設園芸、いわゆる野菜の植物工場でありますけれども、野菜の産地といえば、葉物野菜では長野県や千葉県、トマトでは熊本県といった本州が主産地となっております。

道でも、平成23年度から、野菜の計画的で安定的な周年生産を可能とする高度な施設園芸を推進するため、植物工場への支援などに取り組んできており、高度な施設園芸の一大産地を目指すとしておりますけれども、これまでの植物工場の設置状況と生産状況について、全国の状況とあわせて伺います。

○村木中委員長 園芸担当課長坂上悟君。

○坂上園芸担当課長 植物工場の設置状況などについてであります。植物工場は、気密性を保持した施設内で、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、季節や天候に左右されずに野菜などの植物を計画的かつ安定的に生産できる栽培施設でありまして、平成29年2月時点で、全国で354カ所、うち、北海道は11カ所で、その割合は3.1%となっております。

これらの施設の内訳は、太陽光を遮断し、人工光を利用する人工光型が、全国で197カ所、うち、北海道は4カ所で、その割合は2%、半閉鎖空間で太陽光の利用を基本とする太陽光利用型が、全国で126カ所、うち、北海道は7カ所で、その割合は5.6%となっております。

また、植物工場における生産物につきましては、全国的には、レタスなどの葉物野菜が47%、次いで、トマトなどの果菜類が37%で、合わせて8割を超えておりまして、道内の植物工場におきましても、ベビーリーフやリーフレタスなどの葉物野菜が最も多くて9カ所、次いで、トマトやミニトマトが3カ所、イチゴが2カ所となっております。

以上でございます。

○大崎誠子委員 平成23年度から、高度な施設園芸の一大産地を目指すということで取り組んでいらっしゃいますが、ただいまの答弁のように、道内の設置状況は、人工光型では全国のわずか2%、太陽光利用型では5.6%、全体では3.1%ということであります。

取り組みを始めてから7年経過した今、全国に比べて普及が進んでいない状況について、どのように受けとめているのか、認識を伺います。

○坂上園芸担当課長 道内の普及状況に対する認識についてであります。道では、野菜の計画的かつ安定的な周年生産を可能とする、先進的な技術を利用した高度な施設園芸を推進するため、平成23年度から、養液栽培等の普及促進や、国の事業を活用した植物工場の施設整備を進めてきましたほか、地域のエネルギー資源を活用した大規模な次世代施設園芸の拠点整備に取り組んできたところでございます。

こうした中、本道は、積雪寒冷地であり、施設整備にかかり増し経費が発生することや、冬期間の暖房費がかさむこと、また、栽培技術、施設整備、環境制御の面におきまして技術の蓄積が少ないといった、さまざまな課題が明らかになっており、これらの課題を具体的に解決していくことが必要と認識しているところでございます。

以上でございます。

○大崎誠子委員 植物工場の整備に向けては、さまざまな課題があるということでございますけれども、一方で、メリット、優位性もあるのではないかと思います。

優位性とは北海道にとってどういうことなのか、それを生かした取り組みはないのか、伺います。

あわせて、道では、高度な施設園芸の一大産地を目指すこととしておりますが、一大産地に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○宮田生産振興局長 今後の取り組みについてであります。道では、これまで、本道を高度な

施設園芸の一大産地にしていくため、土地が広く、地価も安いことや、夏の気候が冷涼で、利用可能な再生可能エネルギーが豊富に存在するといった北海道の優位性を生かし、養液栽培の取り組みや植物工場の整備を進めるとともに、平成26年度からは、新たに、フード特区機構と連携しまして、次世代施設園芸の拠点整備を進めてきたところでございます。

道としましては、今後とも、フード特区機構や、次世代施設園芸の北海道拠点である苫東ファームなどの生産者、北海道養液栽培研究会などの関係団体で構成する北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムが主体となりまして、北海道拠点で得られた知見などの情報発信と共有を初め、施設園芸に取り組む生産者や、新たに次世代施設園芸への参入を希望する企業等に対する講習会、フォーラムを開催するなどして、人材の育成に努めますとともに、新たな施設整備を促進し、高度な施設園芸の一大産地を目指す取り組みの一層の加速化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○大崎誠子委員** 最近では、スーパーやデパートに行きますと、大根が1本400円、ブロッコリーが1個400円、ホウレンソウが1束300円とか、大変な高値で、非常に驚いているところでありますが、近年の地球温暖化や自然災害による野菜価格の高騰に、主婦の方は大変頭を痛めているのではないかと思います。

このように、本州での安定生産が懸念される一方で、植物工場で作られる野菜は、TPPやEPAといった国際化においても大きな影響を受けがたい作物でありまして、私としましては、野菜の一大産地になることを大変期待しているところでございます。

ただいま、今後の対応について御答弁をいただきましたけれども、道が真剣に一大産地を目指すのであれば、将来どの程度の整備を目指すかといった目標を示すべきと考えますが、見解を伺います。

**○小野塚農政部長** 次世代施設園芸の目標の設定についてでございますが、次世代施設園芸は、本道のような積雪寒冷地においても、作物の周年・安定生産が可能であり、また、地域資源の活用、雇用の拡大にも効果がありますことから、今後の本道農業や地域経済の発展に結びつく大変重要な取り組みであると考えております。

このため、道といたしましては、次世代施設園芸などに取り組む面積について、平成27年の22.8ヘクタールから、31年には27.4ヘクタールと、2割アップさせることを目標に、次世代施設園芸の施設整備等の促進に努め、昨年度までに、目標を超える31.0ヘクタールとなっているところでございます。

今後、高度な施設園芸の一大産地化を図っていくためには、これまでの取り組みを着実に進めることはもとより、将来を見据えた新たな目標を設定して、その実現を目指していくことが必要と考えておりまして、北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムのメンバーを初め、関係の方々と十分協議を行いながら、将来目標の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。



○大崎誠子委員 ただいま、新たな目標の設定に向けて検討されるということでございましたので、野菜の一大産地、高度な施設園芸の一大産地に向けて、新たな目標を速やかに設定されるよう指摘させていただきたいと思います。

次は、牛肉についてであります。

肉用牛につきましては、今回のTPP11及び日EU・EPAによる北海道への影響額の試算において、牛乳・乳製品に次いで影響を受ける品目となっております。TPP11では47億円から94億円、日EU・EPAでは32億円から65億円となっており、全国の3割程度を北海道が占めております。

こうした中、海外との差別化が可能とされている肉専用種については、平成23年のおよそ20万6300頭をピークに、減少傾向にあります。平成29年では、前年をやや上回っているものの、およそ17万7000頭となっております。

海外と差別化が図られる肉専用種の飼養動向について、どのように受けとめているのか、伺います。

○村木中委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 肉専用種の飼養動向についてでございますが、本道の肉専用種は、稲作、畑作、酪農などとの複合化や、軽種馬からの転換作目として、黒毛和種を主体に導入が進み、平成23年に20万6000頭まで増加をいたしました。その後、子牛や牛肉の価格低迷や配合飼料の高騰を初め、東日本大震災の原発事故による消費の低迷、大型法人の経営破綻などによりまして、27年には16万9000頭まで減少いたしました。

こうした肉専用種の減少は、全国的な傾向でありましたことから、平成27年以降は、一転して、子牛や牛肉の価格の高値が続き、道内の肉専用種経営では、母牛の増頭と子牛の保留が進むなど、肉牛生産者や畜産関係者の努力もありまして、飼養頭数は、28年以降、2年連続で増加し、昨年は17万7000頭にまで回復をしておりますので、今後も飼養頭数がふえるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大崎誠子委員 肉専用種は、海外との差別化はもとより、海外への輸出も大いに期待される重要な品目であることから、今後の対応をしっかりとやっていかなければならないと考えております。

酪農・肉用牛生産近代化計画で目標にしている、平成37年度までに19万7600頭を達成することが重要であると考えますけれども、今後、飼養頭数の拡大にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○宮田生産振興局長 飼養頭数の拡大に向けた取り組みについてでございますが、肉専用種について、その牛肉は輸入品との差別化が可能なことなどから、道では、一昨年3月に策定した北海道酪農・肉用牛生産近代化計画におきまして、平成37年度には19万7600頭とする目標を示したところであり、この実現に向けまして、現在、分娩間隔の短縮などの繁殖技術や、飼料費の低減とい

った飼養管理技術の改善を図るとともに、繁殖能力や産肉能力が高い遺伝子を持った優良な母牛の確保を進めているところでございます。

今後さらに、繁殖雌牛や種雄牛の選抜を加速していくためには、枝肉成績や血統情報をもとに改良を進めてきた従来の手法に対し、近年は、DNA情報を用いることで、子牛の段階で遺伝的能力を評価できるゲノム育種価評価手法の活用が可能となりましたことから、道といたしましては、こうした技術を積極的に活用するとともに、地域の生産者組織の活動を支援しながら、生産基盤の強化を図り、本道の肉専用種の飼養頭数の拡大に努めていく考えでございます。

**○大崎誠子委員** 北海道の肉専用種は、繁殖が主体で、生産された子牛については、大半が道外に販売され、それが、道外の有名ブランド牛として消費されているというふうに承知をしているところであります。北海道で生まれた子牛たちが、道外に行って、松阪牛や神戸牛となって消費されているということでもあります。

北海道が、肉用牛の生産地として、その地位を確たるものにするためには、時間も手間もかかりますけれども、肥育牛の生産拡大を図るべきと考えます。

肉専用種の生産振興に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○小野塚農政部長** 今後の生産振興についてでございますが、道内の黒毛和牛を初めとする肉専用種は、子牛を販売する繁殖経営が主であり、今後、本道が和牛の一大産地として発展していくためには、品質にすぐれた牛肉を生産する肥育経営を拡大していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、酪農・肉用牛生産近代化計画に掲げております、高収益で魅力ある酪農、畜産の実現と、日本の食と地域を支える酪農、畜産の持続的な発展を目指し、人、牛、飼料が持つ力を最大限に発揮できる生産基盤と、畜産経営の収益力の強化を基本に、生産者組織や畜産試験場、人工授精事業者なども連携しながら、地域の改良組合の活動を支援いたしますとともに、畜産クラスターの推進などにより体質強化を図り、繁殖雌牛群の拡大はもとより、肥育の取り組みを促進し、全国的に評価される北海道和牛のブランドの確立に努めてまいり、考えでございます。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** ただいま御答弁をいただきましたが、肥育牛の生産振興を図るためにはブランド化を進めていくことが重要だと考えています。

きのう、デパートの食肉売り場をちょっとのぞいてきたのですが、残念ながら、道産の牛肉よりも、松阪牛であるとか、道外の有名なブランドの肉が並んでいるという状況でありますので、これから、北海道でもブランドをつくり出して、北海道の牛のブランドを高めていくことが必要ではないかと思っています。

道内でも、白老牛や平取牛、池田牛のように、地域レベルでブランドをつくり上げることに取り組んでおりますけれども、道としても、今後、そうした地域の取り組みへの支援や、北海道レベルでのブランドをつくっていくべきではないかと考えておりますので、そういうことを指摘さ

せていただきたいと思います。

次に、乳用種の牛肉についてであります。

海外との競合にさらされるのが乳用種の牛肉であります。乳用種の牛肉は、酪農王国・北海道において生産される重要な資源であり、しっかりと活用していくことが重要であります。そのためには、ブランド化による消費拡大対策が何よりも重要であると思います。

これまで、ブランド化や消費拡大にどのように取り組んできたのか、伺います。

**○山口畜産振興課長** 乳用種牛肉のブランド化などの取り組みについてであります。道産牛肉の9割以上を占める乳用種と交雑種の牛肉は、TPP11などにより、輸入牛肉との競合が懸念されますことから、道では、昨年度、新たに北海道産牛肉の販売力強化対策事業を創設し、10月には、肉用牛生産者組織や関係機関・団体と一体となって、北海道産牛肉という統一名称とロゴマークを制定し、ブランド力の向上を図ることとしたところでありまして、現在、これらの活用により、子ども、消費者を対象とした料理教室や、量販店バイヤーを対象とした現地見学会の開催、マスメディアなどを活用したPR活動に取り組んでいるところでございます。

また、昨年と本年の1月には、首都圏で、飲食業や流通業、メディアの方々などにお集まりいただき開催した「北海道 食とワインの夕べ」におきまして、道産ワインとコラボしながら、北海道産牛肉の魅力を紹介するなど、そのブランド力の向上と消費拡大に取り組んできたところでございます。

**○大崎誠子委員** 取り組みの一つとして、北海道産牛肉という統一の名称によるロゴマークを作成したとのことですが、私は、スーパーとかデパートで見かけたことがありません。

新しいロゴマークは、どこで、どのように活用されているのか、また、活用にあたって何か課題があるのか、あわせて伺います。

**○山口畜産振興課長** ロゴマークの活用についてでございますが、道では、北海道産牛肉という統一名称の認知度を高め、消費を拡大するため、関係者と連携しながら、ロゴマーク入りののぼりやはっぴなどを作成し、料理教室などのイベントなどで使用しますとともに、イベント告知のポスターやチラシ、雑誌などへの掲載や、小売店での商品パックのテスト販売、店頭で使用するポップなどに活用してきたところでございます。

このロゴマークを広く浸透させるためには、パックへのシール貼付や売り場でのマーク掲示が必要であります。こうした取り組みを通じて、各小売店での手間の発生や人件費がかさむなどといった課題が明らかとなったところでございます。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** せっかくロゴマークを作成していただいたということですので、ぜひ、積極的な活用とPRをお願いしたいと思っています。

乳用種の肉牛経営は、国際化が進展する中、厳しさを増すことが懸念されておりますが、経営の安定を図るためには、海外と競合する中においても、魅力ある乳用種牛肉を生産し、消費者の

信頼を得ることが何よりも重要であろうかと思えます。

乳用種牛肉の消費拡大を進めていくためには、家庭用向けのアプローチ、スーパーや量販店向けのアプローチ、そして飲食店向けのアプローチで、それぞれ効果的にPRしていくことが重要であると考えます。

今後、乳用種牛肉のさらなるブランド化と消費拡大にどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○小野塚農政部長** 今後の消費拡大などの取り組みについてでございますが、本道の乳用種牛肉の安定的な生産を図っていくためには、消費者や実需者の方に優先的に選択されることが何より重要でありますことから、安全、安心やヘルシーといった特徴をアピールするなど、輸入牛肉との差別化を図り、北海道産牛肉の一層の認知度向上を進めていく必要がございます。

このため、道では、外食や小売の関係者、消費者を対象とした現地見学会、意見交換、料理教室などを実施してきたところでございますが、今後さらに、北海道産牛肉の魅力を発信していくためには、スーパーや量販店、飲食店などの協力を得ながら、ロゴマークが消費者の目に触れる機会をふやし、より多くの方に食べていただくなど、安全でおいしい北海道産牛肉のブランド力の向上や消費拡大対策の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** 北海道においては、「米チェン」での成功体験がありますし、今は、小麦の消費も大分上がってきたという成功体験もございます。ぜひ、牛肉についても、そのように頑張っていたいただければと思っております。

今、それぞれ御答弁をいただきました。

今回、国際化が進展する中で、影響が懸念されている牛肉、そして、今後の戦略作物としての野菜の一大産地を目指す植物工場、さらに、農業構造改革を進めていくために重要なスマート農業について、それぞれ質問させていただきましたが、いずれも、北海道農業にとって重要な課題であろうと思えます。

国際化が進展する中で、生産現場では、不安や心配の声も聞かれますが、そうした不安や心配ばかりの議論では、すぐれた担い手も集まらず、地域の活性化にはつながってまいりません。

農業者を守るということは、ひいては、消費者の利益にもつながっていくものと思っております。

今回、国から示された体質強化対策、経営安定対策をしっかりと活用し、かつ、検証しながら、北海道の基幹産業である農業、そして農村の維持発展に向けて、今後一層、農政部長を中心に、農政部が一丸となって、農業者と一緒に汗を流し、知恵を絞って取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○村木中委員長** 大崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安住太伸君。

○安住太伸委員 それでは、通告に従い、ジャガイモシロシストセンチュウ対策について伺います。

皆様も御案内のとおり、南米原産の植物寄生性センチュウのジャガイモシロシストセンチュウは、バレイショなどのナス科植物の根に寄生し、植物体を枯死させるため、その生産に甚大な影響をもたらす農業害虫の一つです。

平成27年8月、網走市内の圃場において国内で初めて発生が確認され、その後の追加調査により、これまでに、網走市、大空町内の12地区、163圃場、約681ヘクタールでの発生が確認されるに至っております。

我が会派では、これまでも数度にわたり、その根絶に向けた対策を伺ってまいりましたが、新年度を迎えるに当たり、その状況やこの先の対応につき、以下、何点かお聞きしてまいります。

シロシストセンチュウが確認された圃場では、国の交付金を活用し、農薬による土壌消毒と、センチュウの密度低減効果を持つ対抗植物の栽培による防除作業が行われていると認識しています。それぞれの進捗状況について伺います。

○村木中委員長 農業環境担当課長相内修司君。

○相内農業環境担当課長 ジャガイモシロシストセンチュウの防除作業の進捗状況についてであります。シロシストセンチュウは、新たに国内に侵入し、我が国の有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある重要病害虫でありますことから、植物防疫法に基づき、国が、ナス科植物の栽培の禁止など、緊急防除を実施しております。

そのうち、シロシストセンチュウ発生圃場の防除作業は、国から緊急防除協力指示書の交付を受けた道が事業主体となり、国及び地元関係機関と連携を図りながら、国の交付金を活用して行っております。

防除作業は、土壌消毒2回と対抗植物の栽培1回、または、土壌消毒1回と対抗植物の栽培2回により実施することとなっておりますが、平成29年度までに、土壌消毒を延べ228.08ヘクタール、対抗植物の栽培を延べ330.86ヘクタールで実施しております。

現在、平成30年度以降の防除作業計画につきまして、国の専門家会議における防除対策の検討状況を踏まえながら、農家と個別に協議し、策定を進めているところでございます。

○安住太伸委員 これまでに、土壌消毒が約228ヘクタール、対抗植物の栽培が約331ヘクタール、それぞれ防除作業が終了しているとのことですが、新年度以降、引き続き、シロシストセンチュウの緊急防除を行うには、国費予算の確保が欠かせません。

平成30年度の緊急防除に必要な国費予算の確保の見通しについて伺います。

○相内農業環境担当課長 平成30年度国費予算の確保の見通しについてでございますが、シロシストセンチュウの防除作業の実施に当たっては、土壌消毒に用いる農薬、対抗植物の種子、作業を行うための農業機械など、さまざまな資材や作業機等の購入が必要になるとともに、防除に係る各種作業の委託費、防除作業に協力いただいた生産者への協力金、蔓延防止対策に係る機械洗浄機や広報活動などの経費が必要となります。

平成30年度の緊急防除に当たっては、約8億円の予算が必要となりますが、緊急防除は国の責務でありますことから、その財源の確保について、国と調整を進め、これまでに、必要な予算の確保の見通しは立っているところでございます。

○安住太伸委員 また、緊急防除を円滑に進めるためには、地元関係機関・団体との連携が不可欠になってまいります。どのような取り組みが行われているのか、伺います。

○相内農業環境担当課長 関係機関・団体との連携についてでございますが、緊急防除を円滑に推進するためには、地元関係者の情報共有が重要なことから、シロシストセンチュウ発生圃場が大空町においても確認されたことを契機に、オホーツク総合振興局では、昨年末、網走市、大空町、オホーツク網走農協、女満別町農協、JA北海道中央会北見支所、北見農業試験場から成るオホーツク地域ジャガイモシロシストセンチュウ対策連絡会議を設置し、シロシストセンチュウの発生動向や、関係機関における蔓延防止の取り組み状況の情報共有、必要な対策の意見交換を行っているところです。

また、本年より、地元農協や漁協、網走市、大空町などを対象とした、国主催の現地情報交換会を開催し、最新の研究成果や防除対策の実施状況等につきまして、発生地域の関係者全体で情報共有を図っているところでございます。

○安住太伸委員 緊急防除の終了後、シロシストセンチュウが発生した圃場でバレイショ生産を再開するためには、シロシストセンチュウに抵抗性を持つ新たな品種の開発、登録が必要となります。

現在、国の機関において、抵抗性品種の開発が進められているものと承知していますが、その状況について伺います。

○村木中委員長 技術支援担当局長横田喜美子君。

○横田技術支援担当局長 抵抗性品種の開発状況についてでございますが、現在、国の機関である北海道農業研究センターにおきまして、抵抗性品種の候補として、フランスから導入された、でん粉原料用品種の「イリダ」や、品種登録出願名「フリア」を選定し、シロシストセンチュウに対する抵抗性に加えて、でん粉価やでん粉重等の品質特性を調査していると伺っておりまして、早期に品種登録されるよう、国に対して要望しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、新品種の現地適応試験への協力など、国や試験場、関係団体と連携を図り、緊急防除後におけるバレイショ生産の円滑な再開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 シロシストセンチュウは、地域のバレイショ生産の衰退や輪作体系の崩壊を招くなど、深刻な事態を引き起こしかねない、極めて問題の多い害虫です。

関係機関・団体が一丸となり、緊急防除を徹底していただきたいと思いますので、最後に、今後の対応について、部長に伺いたいと思います。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 今後の対応についてでございますが、我が国で初めて確認されましたシロシストセンチュウの根絶、封じ込めは、一地域の問題ではなく、バレイショの主産地であり、畑作を基幹とする本道農業の全体にとって、大変重要な課題であると認識しております。

根絶、封じ込めを迅速かつ確実に達成するためには、地元関係者が情報を共有し、共通の理解のもとで、防除作業を円滑に進めることが不可欠でありますことから、道といたしましては、オホーツク地域ジャガイモシロシストセンチュウ対策連絡会議や、国主催の現地情報交換会を活用するなどいたしまして、国及び関係機関・団体と一層密接に連携しながら、緊急防除が早期に終了できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 全力で取り組むとのことのお答えでありました。ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。

○村木中委員長 安住委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安藤邦夫君。

○安藤邦夫委員 それでは、通告に従いまして、以下伺ってまいります。

まず初めに、酪農の担い手対策についてであります。

酪農の生産現場では、人手不足が深刻になっておりまして、酪農家の方々が休みをとる際、搾乳、給餌等を代行する酪農ヘルパーや、酪農家に高品質な混合飼料を供給するTMRセンターなど、地域の家族経営をサポートする営農支援システムが大変重要と考えます。

酪農の主産地におきましては、大規模法人が設立され、生乳生産に占める法人経営の割合は年々大きくなってきてはおりますものの、本道における酪農経営の根幹を担っているのはやはり家族経営でありまして、その労働力の不足を補う営農支援システムは、地域の酪農において大変重要な役割を果たしているものと考えます。

そこで、酪農ヘルパーを初めといたします地域の営農支援システムについて、以下伺ってまいります。

酪農家の方々の休日確保や冠婚葬祭、また、突然の病気、事故などの際、作業を任せられる酪農ヘルパーは、現場において大変重要な役割を果たしておりますが、まず、現在の本道の酪農ヘルパーの利用状況について伺います。

○村木中委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 酪農ヘルパーの利用状況についてでございますが、道内では、86の酪農ヘルパー利用組合が活動しておりまして、ヘルパー要員は、昨年8月現在で850名が在籍しております。

また、利用組合の活動エリア内の酪農家は5797戸で、このうち、5260戸がヘルパーを利用しており、利用組合の参加率は9割を超えている状況にあります。

こうした中、利用組合に参加している酪農家1戸当たりの年間利用日数は、毎年、着実に増加

をしておりまして、平成28年度には22.8日で、10年前に比べて6.5日増加をしているところがございます。

以上でございます。

**○安藤邦夫委員** ただいまの御答弁では、利用は増加しているとのことですが、酪農ヘルパーの利用日数は、年間で22日程度ということですが、これを月に換算すると2日にも満たない状況であります。ゆとりのある酪農を目指す北海道としては、まだまだ低い数字ではないかと考えます。

酪農家が酪農ヘルパーを利用していない、あるいは利用できない要因が幾つかあると考えますが、ヘルパー要員の实態や要員数の推移について伺います。

**○山口畜産振興課長** 酪農ヘルパー要員の实態などについてですが、ヘルパー要員には、ヘルパー業務を専業とする専任ヘルパーと、酪農家の子弟などが副業やさまざまな農場での経験を積むために就労する臨時ヘルパーがございまして、昨年8月現在、専任ヘルパーが499名、臨時ヘルパーが351名で、合計850名となっております。

専任ヘルパーにつきましては、各利用組合の要員確保の取り組みによって、近年、500名前後で推移をしているものの、臨時ヘルパーは、酪農家戸数の減少などにより、大幅に減少している状況でございます。

以上でございます。

**○安藤邦夫委員** 今、酪農ヘルパー要員の实態を伺いましたけれども、酪農ヘルパー制度が成り立っていくためには、酪農家が安心して仕事を任せられるよう、ヘルパーの資質の向上も重要であると考えますが、一方では、酪農家自身がヘルパーを利用しようとする意識改革も必要と考えております。

現行の酪農ヘルパー制度につきまして、どのような課題があると認識されているのか、伺います。

**○山口畜産振興課長** ヘルパー制度の課題についてでございますが、全道段階のヘルパー利用組合協議会が、地域の利用組合に対して実施をした調査によりますと、酪農家からは、ヘルパー要員の安定確保やスキルアップ、利用料金の低減などの課題が挙げられており、特に、ヘルパー要員の安定確保については、道北や道東の酪農主産地から声が多く寄せられております。

また、ヘルパー側からは、給与や労働環境などの処遇改善、定期的な休暇の取得などの要望があるところがございます。

こうしたことから、道といたしましては、ヘルパー要員の確保はもとより、その資質の向上や待遇改善などの課題解決が必要と認識をしております。

以上でございます。

**○安藤邦夫委員** 酪農ヘルパー制度につきまして、数点質問してまいりましたけれども、最も重要な課題は、やはり、ヘルパーの人材確保対策ではないかと考えます。

酪農家が今後ともゆとりを持って安心して酪農を続けられる、また、若い担い手が誇りを持つ



て酪農に参入できるよう、酪農ヘルパー制度が抱える課題を解決しなければならないものと考えます。

そうした課題解決に向けて、どのように取り組んでいращやるのか、伺います。

○村木中委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 酪農ヘルパー制度の課題解決に向けた取り組みについてでありますけれども、酪農家の定期的な休日の取得や傷病時の作業代替に欠かせない酪農ヘルパー制度は、酪農経営の安定と地域の営農支援、さらには、新規就農者の確保を図る上で重要な役割を果たしておりますが、農村地域における若者の減少などから、ヘルパー要員の育成確保は難しくなっております。

このため、地域の利用組合では、新・農業人フェアなどのイベントに積極的に参加し、広報や求人活動を行うほか、国の事業を活用した学生インターンシップを通じ、ヘルパーに対して理解を深めてもらうなどの取り組みを行っておりまして、昨年度からは、全道協議会においても、全道のヘルパーを対象とした研修会を開催し、スキルアップを図っているところでございます。

こうした中、道では、平成26年度から酪農経営ヘルパー育成支援促進事業を実施し、酪農家における実践的な研修を通じて、搾乳や餌やりだけではなく、酪農経営全般に対応した技術を習得した酪農経営ヘルパーの育成を進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、こうした取り組みを効果的に展開し、ヘルパーの技術向上を図るとともに、ヘルパーとして就業しやすい環境づくりを進め、酪農ヘルパー要員の確保に努めてまいる考えでございます。

○安藤邦夫委員 先ほども申し上げましたが、本道の基幹産業である酪農の根幹を担っているのは家族経営で、その家族経営を守っていくためには、酪農ヘルパー制度を初め、TMRセンターやコントラクターといった、家族経営をサポートする地域の営農支援組織が、引き続き、重要な役割を果たしていく必要があると考えます。

道としまして、今後、営農支援組織の育成確保に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 地域の支援組織の育成確保についてでございますが、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンター、哺育・育成センターなどの営農支援組織は、労働負担の軽減や作業の効率化を通じて家族経営を支え、地域の酪農生産基盤の維持強化を図る上で極めて重要でありますことから、道では、一昨年の3月に策定した北海道酪農・肉用牛生産近代化計画におきまして、こうした地域営農支援システムの確立と、その経営基盤の安定を、取り組みの柱として位置づけているところでございます。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と連携しながら、畜産クラスター事業を初めとする国の事業などを効果的に活用し、施設、機械の整備などにより、支援組織の育成確保を図りますとともに、組織体制の強化による待遇改善と人材確保などを促進し、地域の営農支援シス

テムの確立と安定に努めてまいります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま部長から御答弁いただきましたが、これからも、本道酪農の根幹を担っている家族経営に寄り添った営農支援の推進に取り組んでいかれるよう、お願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、収益力が高い農業の推進についてであります。

TPP11や日EU・EPAなど、経済のグローバル化が進む中にありまして、本道農業が持続的に発展をしていくためには、農業生産を支える基盤づくりを推進し、競争力を強化していくとともに、加工、直売といった農業の6次産業化や、農畜産物の輸出など、付加価値の向上、販路の拡大に向けた取り組みも進め、収益力の強化を図っていくことが必要と考えます。

そこで、6次産業化や農畜産物の輸出の取り組みなどについて、以下伺ってまいります。

まず、近年の道内における6次産業化の取り組み事業体数、それから販売金額の推移はどのようなになっているのか、伺います。

○村木中委員長 6次産業化担当課長野口正浩君。

○野口6次産業化担当課長 6次産業化の取り組み状況についてでございますが、国の調査によりますと、平成27年度に、道内で、農業、漁業の6次産業化に取り組む事業体は3830件、販売金額は2234億円となっております。24年度と比べると、それぞれ、200件、293億円増加しています。

このうち、農業関連は3440件、1506億円で、取り組み別に見ますと、最も販売金額の多い農産加工が1290件、1186億円で、120件、226億円の増加、次いで、農産物直売所が1330件、267億円で、90件、49億円の増加などとなっているところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 次に、道では、6次産業化の推進にどのように取り組んでいるのか、お伺いさせていただきます。

○村木中委員長 食の安全推進局長西英機君。

○西食の安全推進局長 道の取り組みについてでございますが、道では、6次産業化を推進するため、農業者等が行う新商品の開発や販路の開拓、加工施設、直売所の整備に助成するとともに、6次産業化サポートセンターを設置し、個別の相談へのきめ細やかな対応や、専門家による現地での指導助言などを行うなどして、事業の推進を支援してきているところでございます。

さらに、今年度、これまでの取り組みに加えまして、6次産業化に取り組む方々のフォローアップを強化するため、50の事業者を訪問し、経営などの課題について具体的な調査を行ったところでありまして、今後、関係機関・団体で構成します北海道6次産業化・地産地消推進協議会において対応策を検討するなどして、6次産業化の一層の推進を図ってまいります。

○安藤邦夫委員 今、6次産業化の取り組みについて伺いましたけれども、次に、輸出についてです。

近年の道産農畜産物の輸出額、主な輸出品目、また、輸出先などの状況について伺います。

○野口6次産業化担当課長 輸出の状況についてであります。本道の農畜産物の輸出額は、平成28年に42億円となっており、25年の23億円から2倍近く増加しているところであります。

品目別の状況を見ますと、主力品目であるナガイモが15億円から18億3000万円へ、L L牛乳などが4億6000万円から7億2000万円へと順調に伸びており、また、タマネギが1100万円から8億8000万円へ、米が7500万円から2億5000万円へと急増しております。

輸出先につきましては、台湾、香港、米国への輸出額が多く、平成28年は、台湾が15億円、香港が9億1000万円、米国が7億8000万円となっているところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいまの御答弁にありましたとおり、道産農畜産物の輸出は拡大しておりますけれども、さらなる輸出拡大の取り組みを進めるに当たりまして、道は、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

○野口6次産業化担当課長 輸出の課題についてであります。農畜産物の輸出に当たっては、食品安全や動植物検疫など、相手国が設定した基準に対応できるよう、加工処理施設へのH A C C Pの導入や、病害虫の侵入防止措置など、道内の産地の輸出体制を整備していくことが必要でございます。

また、青果物等の品質の維持や相手国のニーズの把握、競合品との価格差なども課題となっております。鮮度の保持、輸送コストの低減を図ること、さらには、相手国の市場動向や食習慣、嗜好などを踏まえた戦略的なプロモーションを展開していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 最後になりますが、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

全国的に人口の減少が進んでおりまして、国内消費の先細りが懸念されておる中、本道農業の振興を図るためには、農畜産物の輸出を促進して、販路の拡大を図ることが重要と考えております。

道では、北海道食の輸出拡大戦略の目標といたしまして、輸出額1000億円を掲げておりますが、一部地域が取り組むだけではなくて、北海道全体へ広げていくことが、今後の取り組みに当たっての課題と考えます。

そのためには、生産過程、流通、加工といった、いわゆる川上から川下まで一貫した取り組みも重要と考えます。

また、農畜産物だけではなくて、これらを地域で加工し、付加価値を高めた加工品も輸出し、農村全体の所得の向上や雇用の確保にまでつなげていくということが重要と考えます。

道は、今後、輸出の拡大などにどのように取り組むのか、伺います。

○村木中委員長 農政部食の安全推進監森田良二君。

○森田農政部食の安全推進監 農畜産物の輸出の拡大などについてでございますが、道では、農業団体やジェトロなどと連携し、米、牛肉、青果物などを重点品目といたしまして、アジア地域

を中心にプロモーションを進めるとともに、船便を利用した鮮度保持技術の実証や、LCCを活用した青果物の輸送試験等に取り組んできたところをごさいますて、道内各地で、輸出に向けた取り組みが広がっていると認識をいたしております。

道といたしましては、農畜産物の一層の輸出の拡大に向けて、アジア地域での常設売り場の設置や、市場性が高い中国、米国への北海道米のプロモーションを展開いたしますとともに、EUに向けた道産酒の魅力の発信のほか、道産スイーツの外国人観光客の間での人気の高まりなどを踏まえまして、新たに、道産小麦を使ったパンやスイーツ等の商品力の強化などに取り組み、本道農業の振興と農村地域の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

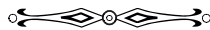
○安藤邦夫委員 ただいま推進監より御答弁をいただきましたけれども、本道農業の振興と農村地域の活性化に向けまして、農畜産物の輸出拡大などの取り組みを加速されるよう申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○村木中委員長 安藤委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩



午後1時3分開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

宮川潤さん。

○宮川潤委員 通告に従い、順次質問を行います。

昨年、12年ぶりに、生乳の道外移出量が40万トンを超えました。都府県の生乳生産が落ち込み、北海道のシェアが高まっていると考えておりますけれども、一方で、TPP11、日EU・EPAなどの影響が懸念される場所でもあります。

そこでまず、道内の生乳等の過去10年間における道外移出状況についてお聞きをいたします。

あわせて、都府県の生産量減少の要因、及び、国内の生乳生産における北海道酪農の役割についても見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 畜産振興課長山口和海さん。

○山口畜産振興課長 生乳の道外移出の状況等についてでございますが、平成29年の全国が生乳生産量は728万トンで、その内訳は、本道が389万トン、都府県が339万トンとなっております。

都府県の生産量が、離農による酪農家戸数の減少に伴い、この10年で約100万トン減少する一方で、本道におきましては、規模拡大による経産牛頭数の確保や1頭当たり乳量の増加により、近年は390万トン前後で推移をしておりますことから、我が国の生乳生産に占める割合は年々高まり、平成29年には53%となっております。

【第3分科会 3月14日 第3号】

このため、本道の酪農は、乳製品製造のみならず、都府県の生産量の減少を補う形で、生乳のまま、あるいは道内で産地パックされた牛乳として、移出は年々ふえておりまして、平成29年は、生乳で44万トン、牛乳で40万トン、合わせて84万トンが移出されるなど、我が国の牛乳・乳製品の安定供給に果たす役割は一層高まっていると考えております。

以上でございます。

○宮川潤委員 役割は一層高まっているとのことではありますが、道外への移出が増加する一方で、道内の生乳生産は減少しているということだそうでありまして、本道も決して楽観できる状況ではないと考えます。

都府県の減少の要因と同様の課題が本道酪農にもあるのではないかと考えますが、酪農家戸数の推移と離農状況、年齢構成、担い手の状況とともに、道の見解についてもあわせて伺います。

○山口畜産振興課長 酪農家戸数の推移などについてでございますが、本道の酪農家戸数は、農業従事者の高齢化や、複数戸による法人化の進展などによって減少が続いており、平成19年の8310戸から29年の6310戸へと、この10年間で2000戸減少しております。

近年、離農戸数は減少傾向で推移をしているものの、平成28年では、189戸が生乳の出荷を中止する一方、28戸が農外から新規参入をしたことから、酪農経営からは161戸が離脱している状況にあります。

なお、新規参入のほか、年間で100戸程度の経営が、新規学卒やUターンという形で継承されております。

また、本道の酪農経営者は、平成26年の酪農全国基礎調査によりますと、40代以下が35%、50代が37%、60代以上が28%で、平均年齢は52.3歳と、都府県の58.5歳よりも6.2歳若くなっております。

道といたしましては、本道の生乳生産基盤の維持強化を図るためには、酪農経営の規模拡大や法人化の促進のみならず、新規参入を初めとする経営の円滑な継承に加え、酪農ヘルパーや、牛の給食センターに相当するTMRセンター、哺育・育成センターといった地域営農支援システムによる家族経営のサポートなどによりまして、地域において、多様な経営が持続的に生乳生産に取り組みめるよう、支援していくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 多様な経営という話もありましたけれども、2012年には、10年前より所得が20%減少していたということでもあります。その後、収入はどう推移したのか、直近との比較で改善されているのか、伺います。

○山口畜産振興課長 所得の推移についてでございますが、本道の酪農経営1戸当たりの平均農業所得は、2012年——平成24年が849万円と、その10年前の平成14年の1113万円に比べて24%減少しておりましたが、近年、生乳販売価格や個体販売価格の上昇、1戸当たりの飼養頭数の増加などから、経営収支が大幅に改善をされておりまして、直近の28年では2170万円となっております。

以上でございます。

○宮川潤委員 経営は改善されてきているようではございますけれども、経営の規模が拡大しているということもあると思います。その影響について伺います。

規模別での所得の比較についても、あわせてお示しをお願いします。

○山口畜産振興課長 規模拡大による所得への影響についてであります。本道の酪農経営における平成28年の農業所得は、平均では2170万円となっております。搾乳牛の飼養頭数規模別に見ますと、20頭未満は472万円、20頭から30頭では929万円となっており、30頭から50頭では1305万円と1000万円を超えまして、さらに、50頭から80頭では2206万円、80頭から100頭では2670万円と2000万円台になり、100頭以上では4733万円と、経営規模が大きくなるにつれて、生乳販売額と個体販売額が増加して、農業所得も増加をしているという状況にあります。

以上でございます。

○宮川潤委員 規模が大きくなると、それだけ所得も大きくなるということでもありますけれども、規模を大きくするだけではなくて、離農をカバーする就農を進めることが必要だと考えます。ここは頑張らないと、北海道酪農の将来は開けてこないというふうに考えます。本気で取り組む施策展開が必要であります。

今こそ北海道酪農へと、安定した経営と担い手対策にどう取り組んでいくのか、部長に伺います。

○川澄宗之介副委員長 農政部長小野塚修一さん。

○小野塚農政部長 担い手対策等についてでございますが、近年、道内の酪農家が、毎年、3%前後減少している中、本道酪農の持続的発展を図るためには、農家の子弟による経営継承はもとより、農外からの新規参入者の確保が重要と認識しております。

このため、道では、関係機関・団体と連携しながら、就農セミナーや新・農業人フェアなどを通じた、新規参入希望者に対する情報提供を初め、乳牛の導入とあわせ、後継者不在農家、離農跡地の畜舎等を整備して新規参入者に貸し付ける農場リース事業や、酪農ヘルパーに対し、酪農経営全般に対応した研修を行うことにより、新規参入にもつなげる酪農経営ヘルパー育成支援促進事業、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業などに取り組んでいるところでございます。

また、最近、酪農の主産地では、畜産クラスター事業などを活用しまして、研修牧場や研修機能を有する農場を整備し、実践的な研修が行われており、こうした取り組みとも連携しながら、農外からの新規参入と経営の早期安定化を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮川潤委員 ぜひ、北海道を支えるという気持ちで後継者対策にも取り組んでいただきたいと思っております。

次に、飼料に関してであります。

配合飼料価格は、現在、1トン当たり6万円台で推移し、平成に入って4万円前後で推移して

【第3分科会 3月14日 第3号】

いたときより、格段に高くなってきているという感じではありますが、放牧酪農という北海道ブランドのイメージを高めていくためにも、輸入配合飼料への依存度を下げて、乳牛の飼料自給率を上げることは喫緊の課題ではないかと考えます。

これまで同僚議員が提案してきた飼料自給率は、目標どおり上がってきているのかどうか、お示し願います。

○川澄宗之介副委員長 環境飼料担当課長赤池政彦さん。

○赤池環境飼料担当課長 飼料自給率についてでございますが、自給飼料は、購入飼料に比べて安価であり、経営コストの低減や経営の安定に寄与するものであることから、その生産と利用の拡大を進め、飼料自給率を向上させることは、本道酪農の経営体質の強化を図る上で、極めて重要な課題であると認識しております。

道では、一昨年3月に策定しました第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画におきまして、目標年である平成37年度の乳用牛の飼料自給率を75%と設定し、飼料生産基盤の整備に取り組んでいる中、27年度は64%と、近年は横ばいで推移しているところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 64%と横ばいで推移しているということでありましてけれども、目標達成に向けて、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。平成37年度の自給率が75%ということでありましてから、少し乖離があるのかなと思っております。残された期間はそう長くないものと思っております。

これまで、草地更新などにも取り組んできましたけれども、横ばいのままでありますので、効果が出ていると言えないのではないかとこのように感じます。

4年前の議会答弁で、飼料自給率の向上に向けて取り組むと答弁されていましたがけれども、これまでの取り組みの効果についてどう考えて、課題はどこにあると考えているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 生産振興局長宮田大さん。

○宮田生産振興局長 これまでの取り組みの効果などについてですが、道では、これまで、草地の整備、更新による生産性の向上や、新技術、新品種の導入などによる飼料作物の作付拡大、TMRセンターやコントラクターといった営農支援組織に対する支援を強化してまいりましたほか、平成24年に道や関係機関で設立した北海道自給飼料改善協議会による植生調査や優良事例等の普及、セミナーの開催など、関係機関と一体となって、植生改善、自給飼料の品質向上やその啓発に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、草地の生産性の指標の一つであります草地更新率は、平成27年度で3.5%と、5年前の2.8%から0.7ポイント向上するなど、徐々にではありますが、自給飼料の利用、生産に対する生産者の意識も高まってきているところです。

一方、近年の規模拡大による労働力不足や配合飼料への依存などから、北海道自給飼料改善協議会が実施いたしました植生調査では、全道の草地の47%を雑草と裸地が占めるなど、自給飼料の生産性はいまだ高くない状況にありますことから、植生改善に対する生産者の意識をさらに高め、生産性が高い草地への整備や更新を加速化していくことが必要であると考えているところで

ございます。

以上です。

○宮川潤委員 草地更新に対する意識をさらに高めていくということでありますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

道産牛乳、道産牛というブランド力を高めるためにも、飼料の自給率を上げることは不可欠だというふうに私は考えます。

今後、この点についてどう取り組んで、目標を達成するのか、伺います。

○小野塚農政部長 飼料自給率の向上に係る今後の取り組みについてでございますが、自給飼料は、その価格が穀物市場や為替相場といった外的要因に左右されず、酪農・畜産経営のコストの低減や経営の安定に大いに寄与するものであり、今後、飼料自給率の向上を図るためには、北海道の優位性を最大限に生かし、草地基盤をフル活用した良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進めることが重要でございます。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と密接に連携しながら、放牧に適した草種の導入など、優良な牧草品種の普及や草地の植生改善の推進を初め、イアコーンサイレージなどの自給濃厚飼料の生産拡大や、TMRセンター、コントラクターといった営農支援組織への支援の強化などを通じ、良質な自給飼料の確保を進め、乳用牛の飼料自給率の目標である75%の実現が図られるよう、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮川潤委員 道産牛、道産牛乳のイメージは、北海道そのもののイメージにも直結するというふうに考えますので、ぜひ、目標達成に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、米政策の転換への対応等について伺います。

政府は、半世紀近く続けてきた米の生産調整等について、行政による生産数量目標の配分を新年度から廃止いたしまして、減反とリンクした米の直接支払い交付金は、10アール当たり1万5000円だったものが、今年度は7500円で、来年度はゼロ円となります。

その影響について、道はどのように認識をされているのか、本道への交付実績とあわせて伺います。

○川澄宗之介副委員長 水田担当課長山野寺元一さん。

○山野寺水田担当課長 米の直接支払い交付金の廃止の影響についてでございますが、米の直接支払い交付金は、生産数量目標を守って生産した農業者に、10アール当たり7500円が交付される制度でありまして、本道における交付実績は、平成28年産で、1万2361件、72億9000万円となっております。

本制度の廃止により、道内の平均的な稲作経営におきましては、収入が50万円程度減少すると見込まれ、特に、本道のような大規模で専門的な稲作経営への影響が懸念されるものと認識しております。

以上です。



○宮川潤委員 本道で73億円近く、農家1戸当たりで50万円減額になるということは、影響としては非常に大きいと思います。

これだけでも大きいのですけれども、今後、生産数量目標の配分がなくなるということで、需給バランスが崩れた場合、北海道米の価格にも影響が及ぶことになると思います。

道は、国にどういう対応を求めて、その結果をどう受けとめているのか、伺います。

○宮田生産振興局長 稲作経営の安定に向けた対応についてであります。道では、これまで、米の生産コストの低減を進めるほか、生産数量目標にかわる生産の目安の設定などにより、北海道米の需給と価格の安定に努めますとともに、国に対しましては、産地交付金を含む水田活用の直接支払い交付金の充実や、米価下落に対するセーフティーネットとしての収入保険制度の円滑な導入、さらには、全国的な需給調整の仕組みの構築など、必要な施策を提案してまいりました。

こうした中、国では、水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施に必要な予算を確保するとともに、JAグループでは、需給調整を支援する全国農業再生推進機構を新たに設置するなど、米政策の見直しに対応した施策や体制の充実が図られてきたものと受けとめております。

以上です。

○宮川潤委員 畑作等への転作を行った場合や、基盤整備を行った場合を対象にした対応策があっても、その条件に該当する農家もあれば、しないところもあると思います。

転作した場合の交付金は、政府の誘導という意味合いもあるでしょうが、米と転作のどちらが有利だろうかという農家の判断が前提になることであります。

一戸の農家に、国全体の需要と供給のバランスがどうなるのかを見通して、それに応じた生産をせよと求めることは酷ではないかと私は思います。そのためにも、全国の需給調整が必要ではないでしょうか。

また、転作を対象にした交付金ですが、今後、転作がふえても交付金全体の総額が変わらず、面積当たりの単価が引き下げられては困るのではないのでしょうか。

道は、どのように、農業経営の安定を進め、かつ、本道の稲作農業の発展を図ろうとしているのか、伺います。

○小野塚農政部長 本道の稲作振興についてでございますが、道では、このたびの米政策の見直しに適切に対応していくため、国に対して必要な対策を求めますとともに、農業再生協議会を通じ、新たに生産の目安を設定し、その周知を図るなど、関係機関・団体と連携して、需要に応じた米生産を推進してきているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みに加えまして、低コストで省力的な生産技術の導入や新たな品種の開発、水田の大区画化などを総合的に推進するほか、北海道米のブランド力の強化や販路の拡大を一層進め、本道における稲作の持続的発展と経営の安定に努めてまいります。

以上でございます。

○宮川潤委員 去年は台風災害がありましたし、ことしは、大雪で農業も大変大きな影響を受け

ましたので、自然災害の影響と持続可能な農業のあり方について質問いたします。

2月4日から6日にかけて、日高、渡島、檜山管内を大雪と暴風雪が襲いました。

まず、被害に遭った農家戸数が何戸になるのか、ビニールハウスあるいは倉庫等の農業被害の件数及び被害額の規模を示してください。

また、農政部と振興局において、現在まで、どういう対応をしたのか、あわせてお示してください。

○川澄宗之介副委員長 農政課長水戸部裕さん。

○水戸部農政課長 大雪による被害の状況とその対応についてでございますが、2月4日から6日にかけての大雪と暴風雪によりまして、日高管内を中心に、135戸の農家で被害が発生いたしました。

この内訳としましては、ビニールハウスの倒壊などが549棟、倉庫、畜舎の損壊などが29棟となっており、これら被害の復旧に要する額につきましては、現在、市町村やJAにおいて調査を進めているところでございます。

道といたしましては、このたびの大雪被害を受け、農政部及び振興局から現地に職員を派遣し、除雪作業などの支援を行いますとともに、雪害に対する技術指導や、低利な制度資金に関する情報提供、北海道農業共済組合連合会に対する、共済金の早期支払いに向けた働きかけなどに取り組んできたところでございます。

また、2月16日には、知事が現地に赴き、今後の対応などについて、地元の関係者との意見交換を行いましたほか、道として、道内選出国会議員や農林水産省に対しまして、被害施設の撤去や再建、修繕などについて、支援要請を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 135戸の農家で被害があったということですが、共済からは、どういう補償がありますか。

農家からは、ビニールハウス倒壊の補償だけではなくて、ことしの農作物に対する補償があるのかという声も伺っているところであります。その点についても明らかにしてください。

○川澄宗之介副委員長 農業支援担当課長上西新次さん。

○上西農業支援担当課長 園芸施設共済による補償についてであります。園芸施設共済におきましては、農作物を栽培するためのビニールハウス本体に加え、共済加入者からの申し出により、暖房機などの附帯施設や施設内農作物、さらには、施設の撤去、復旧に係る費用も補償対象とすることが可能となっております。

この施設内農作物の具体的な補償内容としましては、当該農作物の種子代や苗代など、これまでの生産に要した費用とされているところでございます。

なお、農業共済組合からは、今回被害を受けた園芸施設共済加入者に対しましては、今月中に共済金が支払われる予定と聞いているところでございます。

以上です。

○宮川潤委員 ただいまの答弁では、補償の対象は施設と農作物ということだと思いますが、被害があったのは2月の初めでありますから、時期的には、ビニールハウスの中には何も植えていないところが多かったと伺っております。

植えていないから、作物そのものは被害に遭っていない、しかし、ことし一年、その畑に何も植えられない状況にもなり得る、あるいは、作付が遅い作物に転換せざるを得なくなる、それに伴って所得が減少するということもあるけれども、ハウスが被害を受けた時点では植えていなかったものなので、その分、所得が減少したとしても、補償はされないということになると考えてよろしいですね。厳しい状況であり、さらなる支援が必要になると思います。

それでは、国の支援も求めるべきと考えますけれども、どういう事業を想定しているのか、伺います。

○上西農業支援担当課長 国の支援についてであります。今般の大雪被害では、日高管内を中心に、ビニールハウスが多数倒壊するなど、甚大な被害が発生する中で、被災自治体から道に対しまして、ビニールハウスの撤去や設置に対する支援要請があったところでございます。

国においては、平成25年度の大雪被害の際、農産物の生産に必要な施設等の再建、修繕及び撤去を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業が措置されており、道では、こうしたことを踏まえ、国に対して、この事業の発動など、被害施設の撤去及び再建、修繕等について十分な支援措置を講ずるよう、要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 経営体育成支援事業が措置されているということですが、この経営体育成支援事業のメニューには、被災農業者向け経営体育成支援事業がありまして、生産に必要な機械について、10分の3を補助するということだそうです。

つまり、この補助では、ハウスに関しては支援があるけれども、農作物については支援されないということになりますか。

また、10分の3という補助率では少ないと考えますけれども、いかがですか。

○上西農業支援担当課長 被災農業者向け経営体育成支援事業についてであります。本事業の助成対象は、農産物の生産に必要な施設の復旧、または、被害前の当該施設と同程度の施設の取得や、施設を修繕するために必要な資材の購入のほか、被災した農業用機械や附帯施設の取得などであり、農作物は助成の対象とされていないところでございます。

補助率につきましては、通常、10分の3以内であります。平成25年度の大雪や平成28年の熊本地震の際には、2分の1以内に引き上げられており、被災の状況に応じて設定されるものと承知しております。

以上でございます。

○宮川潤委員 引き上げられたこともあるということですから、最大の補助が早急に実施されるように求めていただきたいと思います。

経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成支援事業の補助は、共済から補償があること

を前提に、それで不足する分を補償するという考え方のようにありますが、特に新規就農者の中には、共済未加入の方もいると伺っているところであります。共済未加入者は非常に厳しい状況に追い込まれるということになります。

そういった方の相談に乗る必要があると思いますけれども、どこで相談を受けることになりま  
すか。加入者も含めて、農作物への補償がないことを踏まえて、どのような対応が考えられる  
か、伺います。

**○小野塚農政部長** 被災農業者に対する対応についてでございますが、被災農業者の方々におき  
ましては、技術面、経営面などでさまざまな課題がある中、被災農業者からの相談につきまして  
は、各種支援に関する情報が集約されている市町村や農協、振興局が対応していることに加え  
て、営農技術や制度資金など、具体的な課題に応じ、農業改良普及センターや日本政策金融公庫  
も個別に相談を受け付けているところでございます。

現在、国におきましては、今回の大雪による被害状況の把握に努めるとともに、その状況に応  
じて、被災農業者が営農を諦めることのないよう、必要な支援策を総合的に検討するとしてお  
り、道といたしましては、こうした国の検討状況を注視しつつ、本庁と振興局が連携し、地域の  
関係者の皆さんの御意向を伺いながら、関係機関・団体と一体となって、被災農家の皆さんが安  
心して営農を継続していけるよう、必要な対応について検討してまいります。

以上でございます。

**○宮川潤委員** ぜひ、本道の基幹産業を災害から守り、発展させるという立場で頑張っただ  
きたいと思います。

政府の基本路線には、防災・減災対策が盛り込まれているようですが、ただいま取り上げた、  
気候変動に伴う大雨、大雪等の災害被害を踏まえて、道では、どのように施策を打っていこうと  
しているのか、伺います。

**○川澄宗之介副委員長** 農村振興局長藤田二さん。

**○藤田農村振興局長** 農村地域における防災・減災対策についてでございますが、本道では、平  
成28年8月の台風災害を初め、異常気象による自然災害がたびたび発生し、農地や農業用施設な  
どに大きな被害が発生しております。

このため、道では、災害発生時に速やかに被災状況を把握し、早期に復旧工事を実施するた  
め、地元の関係機関・団体との連絡体制や協力体制の強化などに取り組んでいるところで  
す。

また、防災・減災対策を強化するためには、農地や農業用施設などの排水対策が重要であるこ  
とから、農家負担を軽減する、いわゆるパワーアップ事業を活用しながら、暗渠排水などの整備  
を促進するとともに、市町村などの関係機関と連携し、排水路や排水機場を総合的に整備するな  
ど、災害に強い生産基盤づくりを計画的に推進してまいります。

以上でございます。

**○宮川潤委員** 知事の道政執行方針の中に、持続可能な開発目標——SDGsが盛り込まれま  
した。当然、農政部もこの考え方にのっとるということになると思います。

【第3分科会 3月14日 第3号】

国連は、昨年、貧困、飢餓の撲滅と地球環境の保全を掲げる持続可能な開発目標を実現するため、2019年から2028年を「家族農業の10年」とすることを決めました。

この背景について、農政部としてどう捉えているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 政策調整担当課長成田裕幸さん。

○成田政策調整担当課長 SDGsと「家族農業の10年」についてであります。2015年に国連で採択されたSDGsにつきましては、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、先進国と開発途上国がともに取り組むべき、国際社会全体の普遍的な17の目標と、さらに細分化された169のターゲットから構成され、そのうち、「飢餓をゼロに」という目標の下に、家族農家を初めとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる旨のターゲットが掲げられております。

SDGsの中にこうしたターゲットが示され、昨年末に開かれた国連総会で、2019年から2028年を「家族農業の10年」として決定された背景には、現在、世界の食料の約8割が家族農業による生産で賄われており、世界じゅうの食卓を守る重要な役割を担っていることがあるものと受けとめているところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 国連では、世界の食料を守るためにも、家族農業が守られていくべきだとの立場に立っているということですね。

新年度の国家予算で、後継者対策として、農業次世代人材投資事業に175億円を確保しております。

道として、SDGsをどう掲げて、どう取り組んでいきますか。「家族農業の10年」北海道版として、どう取り組むのか、決意も含めて伺います。

○小野塚農政部長 SDGsと「家族農業の10年」の取り組みについてでございますが、国におきましては、SDGsのターゲットに掲げる、家族農家等の生産性や所得を倍増させる具体的施策として、担い手への農地集積・集約化、新規就農の促進、スマート農業の推進を初め、6次産業化や都市との交流の推進などを位置づけているところでございます。

道といたしましても、本道の農業、農村の持続的な発展を図るためには、SDGsの実現に向け、家族経営を主体とした多様な担い手が、将来に希望を持ち、地域の特色を生かした農業経営を展開していくことが極めて重要と考えておまして、担い手の育成確保を初め、農業生産を支える基盤づくりや高付加価値農業の推進、さらには、道産農畜産物のブランド力の強化による消費拡大など、家族農業の維持発展に向けた施策を積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 家族農業を主体とすることについて、極めて重要という答弁でありました。最近では、企業の農業参入や大規模化ばかりが話題になりがちですけれども、家族農業の位置づけについて、改めて確認をさせていただいた上で、次の質問に移っていきたいと思います。

次は、道営競馬についてであります。

ギャンブル依存症の発症を誘引するカジノの解禁に対しては、多くの反対の声が上がっていま

す。

道営競馬について、馬産地振興を進めると同時に、場外馬券発売所の設置に当たっては、近隣住民の理解と合意が必要だと考えます。

そこで、以下、何点か質問をいたします。

まず、前提となる考え方についてですが、競馬に限らず、公営ギャンブルの位置づけと目的について伺います。

○川澄宗之介副委員長 競馬事業室参事田中源一さん。

○田中競馬事業室参事 公営ギャンブルについてでございますが、公営ギャンブルは、自治体など公的な機関が開催する、競馬、競輪、競艇、オートレースの4競技と、宝くじなどの公営くじがあるところでございます。

いずれも、自治体財政等への寄与を目的として行われており、ホッカイドウ競馬を初めとする地方競馬の多くは、昭和23年に発足し、所管官庁は農林水産省となっているところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 自治体財政への寄与を目的としているということではありますが、場外馬券発売所は、全道で15カ所あると承知をしております。

各場外馬券発売所の売り上げと収入額について伺います。

○田中競馬事業室参事 場外発売所の発売額についてでございますが、昨年11月9日に閉幕したホッカイドウ競馬における平成29年度の道内の発売額のうち、全道で15カ所に設置している場外発売所におきましては、約17億6000万円と、計画対比で99.4%、前年対比で97.3%となっております。

また、門別競馬場では、約3億9000万円の売り上げとなっており、計画対比で127.6%、前年対比で108.8%となっている状況でございます。

このほか、他主催者の競馬発売で得られる業務協力金収入につきましては、好調に推移していることから、当初予算での約19億6900万円の計上に対しまして、約21億2800万円と、1億5900万円の収入増を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 堅調な経営状況ということかと思えます。

随分大きな単位のお金がやりとりをされていますが、次に、場外馬券発売所の設置についてです。

設置自治体と住民の合意、住民説明会、教育施設からの距離など、どのようになされるのか、どうなされるべきと考えておられるのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 農政部次長多田輝美さん。

○多田農政部次長 場外発売所の設置についてでございますが、ホッカイドウ競馬にとりまして、場外発売所は、ファンサービスの向上や売り上げ確保のために必要な施設であると考えてい

るところでございます。

この設置に当たって、国では、周辺の文教施設や病院などに著しい支障を来すおそれがないこと、敷地に適当な広さがあることなどの設置基準を定めているほか、管轄する警察署との協議や、地元自治体及び設置地域の町内会長の同意を得た後、農林水産大臣の承認を得て設置することとされておりまして、道といたしましても、そうした基準や手続に即し、適切に取り進める必要があるものと考えているところでございます。

**○宮川潤委員** 設置基準を伺いましたが、今の答弁の、敷地に適当な広さがあることというのは、はっきりしない感じがいたします。適当な広さとはどういう基準なのか、わかりません。

それから、周辺の文教施設や病院などに著しい支障を来すおそれがないことというのは、著しい支障とは誰が決めることなのかともわかりませんし、著しいとはどの程度なのかということも、今の答弁の中でははっきりいたしませんでした。

例えば、パチンコ店など、風俗営業法が適用される施設は、施行条例の中で、文教施設や病院から何メートル以内にはつくってはいけないというふうに厳格に規定されています。

場外馬券発売所は、こういう規定になっていないのですか、改めて確認の意味で伺います。

**○多田農政部長** 設置基準についてでございますが、競馬の場外設備の基準につきましては、農林水産省告示に基づきまして、学校などの文教施設や病院などの医療施設から適当な距離を有し、文教上または保健衛生上、著しい支障を来すことのないことと定められておりますが、そうした施設からの距離などにつきましては、具体的に定められていないところでございます。

そうしたことから、国は、場外設備の設置に係る承認に当たりまして、立地環境や地理的状况を総合的に勘案するなど、それぞれの事例ごとに判断しているところでございます。

**○宮川潤委員** 文教施設や病院から適当な距離ということでありました。適当な距離という基準ですから、その事例ごとに判断することになるのだらうと思います。一律の基準がないということですね。私は、こういったものを懸念するのです。

例えば、旭川市で、ショッピングセンターに場外馬券発売所が設置されることになりました。それで、説明されていないという住民の声も寄せられていますけれども、道はどのように把握していますか。

これまで、場外馬券発売所の設置の際に、住民からは、どういう疑問、不安が寄せられてきたのか、伺います。

**○多田農政部長** 旭川市で設置を予定している場外発売所についてでございますが、その設置に当たっては、管轄する警察署との協議や、地元自治体への説明、及び設置地域の町内会長の同意を得て進めてきたほか、1月28日に、周辺住民を対象とする説明会を開催し、施設の概要等について説明を行ったところでございます。

周辺住民からは、場外発売所ができることによる周辺道路の渋滞の発生や交通事故の増加、不審者の増加などについて心配の声が聞かれた一方で、道が運営する施設であるため、運営等に対して意見を言いやすい、地域の活性化につながるといった声が寄せられたところでございます。

○宮川潤委員 心配の声と、道が運営するから意見を言いやすいという声があったと、両方の意見が今報告されました。説明会を行うと、両方の意見は大体出るのですけれども、こういう説明会は、圧倒的に反対の声が多いというのが通常ではないでしょうか。

両方の意見があるにせよ、私は、そういう状況のまま、もし設置ということになると、禍根を残すことにならないのかと懸念するところであります。

次の質問に移ります。

A T Mが常設されていると、かける金に歯どめがなくなり、消費者保護やギャンブル依存症対策の観点から、撤去が進んできたことと承知しております。

しかし、ショッピングセンターなどでは、ショッピングセンター自体に初めから常設されているために規制ができません。

消費者保護やギャンブル依存症対策の観点から、どのような対策が進められていますか、ギャンブル依存症に至らない対策があれば、お示し願いたいと思います。

○多田農政部長 ギャンブル依存症対策についてでございますが、国において、統合型リゾート、いわゆる I Rの導入に係る議論が行われる中で、ギャンブル等依存症対策の強化に向けた取り組みが進められており、各公営競技についても対策が講じられているところでございます。

ホッカイドウ競馬におきましても、本人申告による入場制限措置や、相談窓口の開設及びその周知、啓発等を、農林水産省や地方競馬全国協会など、関係する機関と連携して実施し、ギャンブル等への依存を防ぐ取り組みを強化しております。

J R Aでは、昨年12月より、インターネット投票における家族申告によるアクセス制限を実施する中、地方競馬においても、家族申告などの入場制限などが検討される予定であり、道といたしましては、こうした対策により、ギャンブルへののめり込みを防止できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

○宮川潤委員 インターネット投票に対するアクセス制限を実施する予定ということですが、私は、預金を引き出すA T Mや、ローンを借りるキャッシング機器の設置について伺ったところであります。

場外馬券発売所の中に、A T Mやキャッシング機器が設置されているところがありますか。あるいは、ショッピングセンター等の中に、馬券発売所とA T M、キャッシング機器がそれぞれ設置されているところがありますか、伺います。

○多田農政部長 場外発売所についてでございますが、全道の15カ所の発売所のうち、発売所内にA T Mが設置されているのは、石狩場外発売所の1カ所となっております。

また、ショッピングセンターに入居している小樽、苫小牧に加え、今月、新たに開設する予定の旭川場外発売所につきましても、同一施設内にA T Mが設置されているところでございます。

○宮川潤委員 発売所内に設置しているところもあるし、ショッピングセンター内に、A T Mとキャッシング機器、それから馬券発売所がそれぞれあるところは、現在2カ所で、今後3カ所になるということでもあります。



馬券発売所の中で、あるいは、発売所から外に出ないで、ATM、キャッシング機器を使用できる環境について、どう認識されておられますか。対策が必要だと考えていますか、見解を伺います。

○多田農政部長 ATMについてでございますが、場外発売所内に設置されている石狩場外発売所につきましては、郊外にあるという地理的特性から、ATMは、場外発売所の利用者のほかに、地域住民の利便性の向上にも寄与しておりますが、今般、国では、ギャンブル依存症対策の強化の観点から、その設置状況を調査しており、道としても、そうした国の動きを踏まえた上で、適切に対応してまいる考えでございます。

一方、場外発売所が入居するショッピングセンター内に設置されているATMにつきましては、ATMを所有する金融機関やショッピングセンターの判断により、客の利便性を考慮した上で設置しているものと認識しております。

いずれにいたしましても、道といたしましては、ギャンブル依存症などの懸念に対応し、関係機関と連携しながら、相談窓口の開設とその周知、入場制限措置の強化など、必要な対策を講じていく考えでございます。

○宮川潤委員 馬券発売所の中にATMが設置されているということを具体的に言いましたけれども、地域住民も利用するとおっしゃってました。それはそうですよ。それは、近くにあれば利用するでしょう。

しかし、誰が中心になって、どういう使われ方をしているのかということが問題ですから、改めて、その使用実態についてもよく調査されて、対応を考えていただきたいと思います。

また、ショッピングセンターの場合、もともとショッピングセンターにあるということで、単純な対応はできないかもしれませんが、どういうふうに使われていて、馬券を買う人たちにとってはどういう役割を果たしているのかということについて、改めて、道として調査して、対応が必要かどうかを検討していただきたいと申し上げておきたいと思います。

公営であっても、競馬はギャンブルでありますし、必要な規制があってしかるべきだと思います。道民から支持されてこそ、軽種馬振興として成り立つものだと考えます。

場外馬券発売所の設置の際に、何らの歯どめにもならない農水省の通達だけでは理解は得られません。

道営競馬の運営と農業振興の両立のために、条例でしっかりと規制と運営を定めていくべきではないかと考えますが、部長の見解を伺います。

○小野塚農政部長 場外発売所についてでございますが、その設置に当たりましては、競馬法施行令第2条に基づき、農林水産大臣に申請し、承認を受けなければなりません。その過程におきましては、周辺の文教施設や医療施設への配慮などといった設置基準を満たした上で、管轄する警察との協議、さらには、地元自治体や地域の町内会の同意状況などについて、国が厳正に審査することとなっております。

道といたしましても、設置場所の選定に当たりましては、国の設置基準を踏まえた上で、地域

事情に十分配慮して進めますとともに、ギャンブル依存症などの懸念に対応し、関係機関と連携しながら、相談窓口の開設とその周知、入場制限措置の強化など、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮川潤委員 ただいまの答弁で、国が厳正に審査するとおっしゃいましたが、国が審査する基準は、適当な距離、適当な広さで、これをもとに厳正に審査するのですね。私は、それを厳正とは言わないというふうに思いますが、なお御検討願いたいと思います。

次に、国直轄事業の計画変更に関する質問に移りたいと思います。

国直轄事業費は道負担を伴うために、道は、国に対して十分な説明を求めることになっております。

また、開発局の高コスト体質が問題として指摘されていることもあり、昨年の中4回定例会の一般質問で、建設部の直轄ダム事業における計画変更に伴う交渉経過について、記録の作成、保存が必要と指摘したところであります。

そこで、農政部にも伺いたいと思いますが、農政部では、直轄事業における計画変更について、どのような事業があり、当初計画と比べて、変更後の事業費がどうなっているのか、お示しください。

○川澄宗之介副委員長 国営調整担当課長高崎悟さん。

○高崎国営調整担当課長 直轄事業の計画変更に伴う事業費についてでございますが、平成29年度に実施している直轄事業のうち、計画変更を行ったのは4地区でありまして、いずれも国営かんがい排水事業でございます。

4地区を合わせて、当初の計画事業費は1727億円でございますが、計画変更後の事業費は、625億円増の2352億円となっております。

以上でございます。

○宮川潤委員 625億円の増ということでありました。

計画変更に当たって妥当性を検証するために、道における検討、開発局とのやりとりなどをどのように行って、その記録はどのように作成、保存されているのか、伺います。

○高崎国営調整担当課長 計画変更に当たっての開発局との協議についてでございますが、直轄事業の計画変更に当たっては、あらかじめ、地区ごとに、関係市町村、土地改良区、農協、開発建設部、振興局などで構成する検討会において、計画変更の必要性や妥当性について協議を行っているところでございます。

なお、協議の結果は、文書として作成し、保存しております。

以上でございます。

○宮川潤委員 文書として作成し、保存しているということでありました。

公文書は、行政をチェックする上で重要な役割を果たすだけではなくて、国民が主権者として持つ知る権利を保障するという点で、民主主義の根幹をなすものだというふうに思います。

【第3分科会 3月14日 第3号】

公文書、行政文書の管理が、今、話題となっている中ではありますが、国、道は、新しい対応をとっています。

それらを受けとめて、今後とも、適正な公文書の作成、保存等の管理に取り組むという決意を伺いたいと思います。

○小野塚農政部長 公文書の適正な管理についてでございますが、公文書は、道の施策等の意思決定過程を記録するなど、重要なものであり、文書管理関係諸規程などにおいて、作成や保存の取り扱いが詳細に定められていることから、個々の職員はもとより、組織として、これらの規程等を遵守し、適正な管理に努めなければならないものと認識しております。

道におきましては、昨年末、文書管理の担当部局から、改めて、公文書の管理の適切な実施について通知が発出され、また、国においても、行政文書の管理を一層適正に行うため、行政文書の管理に関するガイドラインが改正されたと承知しており、農政部としては、担当部局と連携しながら、今後とも、公文書の適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○宮川潤委員 ぜひ、厳格な管理をお願いしたいと思います。

最後に、確認させていただきますが、リニア中央新幹線に関する談合で問題になっているスーパーゼネコン4社の受注についてですけれども、この5年間において実績があるかどうか、この点について確認させていただきたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 事業調整課長須藤正之さん。

○須藤事業調整課長 建設工事の受注状況についてでございますが、農政部所管の農業土木工事において、本年度を含む過去5カ年について確認を行いましたところ、リニア中央新幹線の建設工事に関連して報道されている4社の受注実績は、いずれもありませんでした。

以上です。

○宮川潤委員 終わります。ありがとうございました。

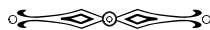
○川澄宗之介副委員長 宮川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、農政部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩



午後2時6分開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、宮川潤議員、大崎誠子議員の委員辞任

を許可し、佐野弘美議員、村田憲俊議員を委員に補充選任し、第3分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

---

## 1. 経済部所管審査

○川澄宗之介副委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

久保秋雄太さん。

○久保秋雄太委員 通告に従い、以下、質問をさせていただきます。

ものづくり産業の振興についてであります。

本道のものづくり産業が、本道経済の活性化と力強い地域経済づくりの牽引役として役割を担っていくためには、自動運転など、新たな技術展開が期待される自動車産業の集積や、本道が強みを持つ食関連産業分野での機械産業の振興などに取り組んでいく必要があります。そのためには、道内企業の技術力向上、新分野への挑戦を積極的に支援していくことや、本道の特性を生かせる企業の立地を促進することが求められます。

以下、ものづくり産業の振興などについて、順次伺ってまいります。

まず、中小企業の競争力強化について伺います。

本道経済の活性化を図るためには、中小企業の競争力強化を図ることが重要であります。企業の新製品の開発や販路拡大、人材育成などの取り組みについて、道は、これまで、どのような支援を行い、その結果、どのような成果が得られたのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 産業振興課長新津健次さん。

○新津産業振興課長 中小企業の競争力強化に向けた支援についてでございますが、道では、これまで、中小企業の競争力強化を図るため、産業振興条例に基づき、新製品の開発や国内外への販路拡大、専門家の招聘による生産現場の改善、人材育成といった支援策を講じてきたところであり、平成28年度に合計42件、平成29年度には49件の取り組みを支援してきたところであります。

こうした支援の結果、地場企業が、生産工程の改善、品質向上に取り組み、自動車関連の立地企業との取引拡大につながった、あるいは、カボチャの乱切り装置や、積雪寒冷地向けの小型電気自動車などの新製品の開発、販路開拓が実現したといった、道内中小企業の競争力向上につながる成果があらわれてきているところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 昨年の第3回定例会において我が会派の同僚議員が行った、来年度以降のファンド事業等による中小企業支援に関する質問に対し、知事からは、後継ファンドの造成に向けて、国などとの調整を進め、中小企業の競争力強化に全力で取り組んでまいるとの答弁がありましたけれども、その後の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○新津産業振興課長 中小企業応援ファンドについてでございますが、現行のファンドは平成20

【第3分科会 3月14日 第3号】

年8月に設置しており、道では、その運用益を活用して、中小企業の創業や新製品開発、生産現場の改善などを支援してきたところでありますが、本年8月で、10年の運用期間が終了となるものでございます。

道といたしましては、現下の低金利の状況を受けて、運用益の減少が予想される中であっても、道内中小企業を継続的に支援していくためには、応援ファンドの役割は依然重要でありますことから、議会での御議論も踏まえ、産業支援機関や金融機関等との調整を行い、昨年12月末、後継ファンドの組成案を国に提出するなど、継続に向けて手続を行っているところであります。

後継ファンドの組成に際しましては、限られた財源の中でも、効率的、効果的な中小企業の支援が行えるよう、支援メニューの再構築を行い、金融機関などとの連携を深めながら、道内企業の創業や、地域の農水産物等を活用した新事業の展開、ものづくり企業の製品開発への支援策を構築してまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 道は、成長性や付加価値の高さから、道内の経済活性化と国民健康増進への貢献のため、平成27年12月に「北海道における健康長寿産業振興の進め方」を策定し、医薬品・健康医療機器関連製造業を、新たな産業集積を目指す分野の柱の一つといたしましたけれども、その取り組みと成果はどのようになっているのか、また、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

**○新津産業振興課長** 健康長寿産業に係る取り組みと成果についてでございますが、道では、これまで、健康医療機器製造に参入を目指す道内企業を対象とし、市場の概要や発注側のニーズなどを学ぶセミナーの開催、道外の展示会への出展、大学とのビジネスマッチングの機会の提供のほか、牽引役となる道外先進企業の道内誘致に努めてきたところでございます。

こうした取り組みの結果、旭川医科大学と道内企業の連携による、がんの画像診断を高速化するソフトの製品化や、移植臓器保存装置の開発などが進められておりますほか、医療用特殊針を製造する立地企業と地場企業との連携による、髄液排出器具の開発がスタートするなど、道外企業の立地や、道内企業の健康医療機器関連への参入が徐々に進みつつあるところであります。

今後は、これまでの取り組みに加えまして、産学官が連携した、新たな医療・福祉機器の開発を促進するなど、高齢化社会のニーズも踏まえ、健康長寿産業の一層の振興に努めてまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 中小企業の生産性向上に向けた技術支援についてでございますが、ものづくり産業の振興には、付加価値の高い製品開発など、道内企業の生産性向上が必要であります。特に、中小企業の場合、企業単独で技術開発を行うことは難しい状況にあり、工業試験場を初めとする公設試験研究機関の役割が重要になってきます。

道は、道内中小企業の生産性向上に関し、工業試験場の役割をどのように認識し、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 科学技術振興室長青木誠雄さん。

○青木科学技術振興室長 工業試験場の役割などについてでございますが、本道のものづくり産業を担う中小企業が、技術開発を行う上で必要な設備の整備や人材の不足などの課題を抱える中、工業試験場は、こうした企業のニーズを把握しながら、新製品、新技術に関する研究開発のほか、技術支援や人材育成などを行い、企業の生産性向上を支援する重要な役割を担っているものと認識しております。

これまで、農業、水産業、食品加工業などの省力化につながる機器の開発や、生産管理の改善活動に関する人材育成研修を開催したほか、地域の産業支援機関とも連携しながら、技術相談や指導、技術情報の提供などを行い、道内中小企業の取り組みを支援しているところでございます。

以上です。

○久保秋雄太委員 道では、国の補正予算を活用し、工業試験場に、電子・自動車関連機器や農業機械など、幅広い分野で、寒冷な環境に対応したI o T関連機器などの開発を支援する施設の整備を行う予算を今定例会の冒頭で提案しました。

これにより、工業試験場のどのような機能が強化され、どのように活用していく考えなのか、お伺いをいたします。

○青木科学技術振興室長 工業試験場の機能強化についてでございますが、第4次産業革命によるI o TやA I、ロボットなどの先進技術の導入が急速に進む中、本道におきましても、積雪寒冷な地域特性に対応したI o T関連製品など、付加価値の高い製品開発を促進することが必要と認識しております。

このため、道では、工業試験場に、新しい国内規格に対応した電子機器の電磁波の発生量等を評価する、道内で初の電波暗室とシールドルームや、道内の公設試験研究機関では唯一となる、低温環境下での機器動作を確認できる低温試験室などを整備することとしたところであります。

工業試験場では、地域の企業の相談窓口となる産業支援機関に対し、導入設備の利用を周知する研修会を開催いたしますとともに、I o T関連企業等を対象にセミナーを開催いたしまして、これまで以上に多くの企業の利用を働きかけるなどして、最新設備を活用した製品開発を促進し、ものづくり産業の生産性向上につなげてまいる考えです。

以上です。

○久保秋雄太委員 次に、企業立地について伺います。

本道のものづくり産業の振興のためには、道外から企業を誘致し、自動車産業などを初めとする、ものづくり産業の集積を進めていくことが重要と考えます。

道では、これまで、首都圏などとの同時被災リスクが少ないことなどを本道の優位性としてアピールし、企業誘致を進めてきたと承知しておりますが、近年の企業立地の動向はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 立地担当課長北村英士さん。

○北村立地担当課長 企業立地の動向についてであります。道では、これまで、広大な面積や冷涼な気候、良質な食資源といった本道の立地優位性を活用し、企業誘致の取り組みを進めてきたところであり、企業のリスク分散意識の高まりなどを背景とした、自動車関連企業の事業拡張や関連部品メーカーの立地のほか、食関連企業の資源生産地への立地の動きなどが進んできており、道の調査による企業立地件数は、平成27年度が104件、28年度が106件と、増加傾向となっております。

以上です。

○久保秋雄太委員 昨年7月に企業立地促進法が改正され、地域の特性を生かした、成長性の高い新たな分野に挑戦する企業の取り組みを促進する地域未来投資促進法が施行されました。

施行から半年余りが経過しましたが、法の活用を図る上で必要となる基本計画の策定や、計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認など、地域ではどのような動きとなっているのか、また、産業の集積や企業誘致の観点などから、道はどのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○北村立地担当課長 地域未来投資促進法についてであります。地域の資源を活用し、地域経済を牽引する取り組みを促進するため、現在、申請中のものも含めまして、48の市町村、42の地域で基本計画が策定されているところであります。

これらの計画を推進する上で中核となる事業者から道に対し、食料品製造などに関する地域経済牽引事業計画の申請がなされており、これまで、15件を承認しているところであります。

こうした地域の動きを企業立地の面からも支援できますよう、道では、産業振興条例に基づく助成を見直し、地域未来投資促進法に基づく基本計画の適用地域も支援の対象地域とするほか、地域経済牽引事業のうち、高い成長性が期待される航空機関連や、高機能素材、複合材料に係る業種を対象に追加することとしているところであります。

道といたしましては、こうした支援策も活用し、地域と連携しながら、地域経済を牽引する企業の立地を促進するなどいたしまして、本道経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 道では、これまで、産業振興条例に基づき、企業立地の促進と中小企業の競争力強化に取り組んできましたが、昨年の第3回定例会における我が会派の同僚議員の質問に対し、部長からは、国の産業政策のほか、新たな技術開発を目指す企業の動きも踏まえつつ、産業振興条例の支援制度の見直しを行っていくとの御答弁がありました。

先月の委員会に、条例、規則の改正素案が報告され、現在はパブリックコメントを実施中ですが、企業立地の促進に関し、どのような考え方に基いて助成措置の見直しを行おうとしているのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 産業振興局長野村聡さん。

○野村産業振興局長 企業立地に係る助成措置の見直しについてでございますが、本道経済の活

性化に向けましては、成長が期待される産業や、それぞれの地域の特性に応じた企業の誘致を通じて、産業構造の高度化を図ることが重要と認識してございます。

道では、こうした観点から助成措置の見直しを行うこととし、このたびの改正素案では、地域未来投資促進法の制定の趣旨も踏まえ、同法に基づく基本計画の適用地域における立地も助成の対象とすることとしたほか、高い付加価値の創出や取引の拡大など、地域に大きな経済効果を及ぼすことが期待される新たな成長分野を支援の対象業種に加えたところでございます。

また、人手不足に苦慮し、地方移転を検討している企業のニーズを勘案いたしまして、地方への本社機能の移転に係る助成期間を1年から3年に延長いたしますとともに、雇用増の要件を30人から20人に緩和したほか、観光施設を併設する工場など、複合的な施設における雇用増の要件の取り扱いも緩和することといたしまして、加えて、従業員の確保に資する福利厚生施設といったものの整備についても支援の対象とすることとしたところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 中小企業の競争力強化に関しては、どのように助成措置の見直しを行う考えなのか、お伺いをいたします。

○野村産業振興局長 競争力強化に係る助成措置の見直しについてでございますが、本道経済の活性化に向けては、企業立地の促進とあわせまして、道内経済の主役であり、道内事業所の99.8%を占める中小企業が、付加価値の高い製品づくりや生産の効率化、人材育成といった、競争力強化に向けた取り組みを一層進めていくことが重要と認識してございます。

こうした観点に立ち、このたびの改正では、人手不足や社会経済情勢の変化、企業のニーズといったものを踏まえて、柔軟な働き方の導入に取り組む企業を対象といたしまして、テレワークの導入経費に対する助成事業を追加することとしたほか、競争力強化に向けた経営効率化や、生産性向上のための専門家の招聘、従業員の派遣研修に係る利用要件の緩和など、助成措置の拡充を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 企業誘致や生産性向上に向けた取り組みなど、本道のものづくり産業の振興を図るために必要な個々の施策や方向性などについて伺ってまいりました。

道内のものづくり産業が本道経済の活性化に資するためには、自動車関連産業はもとより、参入の可能性が高い1次産業や食品製造業、あるいは、今後、介護、福祉に対するニーズの高まりに呼応して成長が見込まれる医薬品や健康医療機器関連製造業といった健康長寿産業など、新たな産業に関連した幅広いものづくり分野の振興や、人手不足といった、製造現場が抱える課題への対応が必要になってくるものと考えます。

道は、新年度を迎えるに当たり、本道のものづくり産業の振興にどのように取り組んでいく考えなのか、部長の御見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 経済部長阿部啓二さん。

○阿部経済部長 ものづくり産業の振興に向けた今後の取り組みについてでございますが、製造



業の比率が低い本道において、ものづくり産業を振興するためには、経済波及効果が高い自動車などの輸送用機械や、参入の可能性が高い農業機械、食関連機械といった分野で企業の参入促進を図るとともに、競争力強化や、喫緊の課題である人手不足への対応が必要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

このため、道といたしましては、企業立地や競争力強化関連の施策の見直しをして、新年度からは、従前からの自動車産業や医療機器関連産業に加えまして、航空機関連産業など、成長性が高い産業分野の集積促進に努めるほか、公設試験研究機関の技術支援や、産業支援機関、業界団体のネットワークを活用した支援を通じまして、食品や農業機械の分野への参入を促進してまいりる考えでございます。

また、人手不足など、製造現場の諸課題に対応するため、経営の効率化や生産性向上、人材育成に向けた支援も拡充することとしておりまして、道といたしましては、こうした新たな支援制度を最大限活用して、ものづくり産業の振興を図り、本道経済の活性化に努めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 次に、人手不足対策についてであります。

多くの道内企業が必要な人材の確保に苦慮し、さまざまな業種において人手不足が深刻の度を増しており、本道企業の成長や発展はもとより、知事が掲げる、北海道の強みを生かし、海外の成長力を取り込むという成長戦略にも大きな制約要因となりかねない状況にあります。

このため、道では、人材の確保に向けて、多様な人材の活躍や生産性の向上、就業環境の改善に取り組むとのことですが、現在の人手不足の状況や今後の具体的な対応などについて、順次伺ってまいります。

まずは、人手不足の状況などについてであります。

本道では、有効求人倍率の上昇が続き、完全失業率も低下傾向にあり、雇用情勢は改善が進んでいる一方、さまざまな業種において人手不足が深刻化していると言われております。

道は、現在の雇用情勢について、どのような認識を持っておられるのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 雇用労政課長田邊弘一さん。

○田邊雇用労政課長 本道の雇用情勢についてでございますが、月間有効求人数は、平成22年2月以降、96カ月連続して前年同月を上回っている一方、月間有効求職者数は、75カ月連続で前年を下回っており、本年1月の有効求人倍率は1.16倍と、1月としては過去最高となっているところでございます。

また、従前から人手不足となっている、介護や医療、農林漁業、建設などの職種に加え、自動車運転手など、さまざまな職種において有効求人倍率が2倍を超え、全道の平均値を大きく上回るなど、幅広い分野で人手不足の状況が見られるところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 人手不足の要因としては、若い世代の人口減少や景気の回復、需給のミスマッチなど、さまざまな要因が指摘されておりますけれども、道は、本道における人手不足の主な要因をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○田邊雇用労政課長 人手不足の要因についてでございますが、本道においては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいること、景気の緩やかな回復基調のもと、求人数が増加していることに加え、例えば、道内の大学を卒業した就職者の約4割が道外に就職していることも要因と考えられるところでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 人手不足への対応についてであります。

全国を上回るペースで人口減少が進む本道においては、人材の確保に向けて、若者や女性、U・Iターン人材、外国人材など、多様な人材の活躍を促進することが重要であります。

若者の地元への就業、定着の促進については、学校や企業、関係機関と連携した取り組みが重要と考えますが、道は、どのように取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 就業支援担当課長千葉公志さん。

○千葉就業支援担当課長 若者の地元への就業、定着の促進についてでございますが、若者の地元への就業や定着の促進を図るためには、在学時、就活時、就職後の各ステージにおきまして、関係者と連携した、きめ細やかな支援を行うことが必要であると認識しております。

このため、道では、学校、企業、行政といった関係者と連携いたしまして、地域の仕事や企業を知ってもらうための「じもと×しごと発見フェア」を、新年度は道内の14地域で開催することとしており、また、ジョブカフェにおいて、就活時のカウンセリングなどを行いますとともに、就職後においては、若手社員向けの定着研修や、企業の人事担当者向けの職場定着セミナーを実施するなど、引き続き、若者の地元就職と定着の促進に努めてまいります。

以上です。

○久保秋雄太委員 若者の地元への就業、定着については、もちろん都会もそうでありますけれども、私が住むような地方のまちでも、一昔前は、一番の就職先がまちの建設会社で、そこに入れば、将来ずっとすばらしいと言っていたのに、今は、ほとんど若者が戻ってこなくて、就職者が来ないという状況であり、地方には地方の大変な苦しみがありますので、そのあたりは、どうぞ寄り添って対応されるよう、お願いを申し上げたいと思います。

次に、女性の就業の促進についてでございますが、女性が出産や育児によって職を離れ、30歳代を中心に働く女性が減る、いわゆるM字カーブ現象が、全国的な働く女性の比率の上昇に伴い、ほぼ解消しつつある中、本道の女性の就業率は、依然として全国よりも低くなっております。

全国を上回るペースで人口減少が進む本道において、女性の活躍が不可欠と考えますが、道は、女性の就業促進にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○千葉就業支援担当課長 女性の就業支援についてでございますが、女性の就業率につきましては、全国、本道ともに上昇してきているものの、本道では、特に25歳から29歳の年齢層において

全国との差が大きく、結婚や出産等を機に離職するケースが多いものと考えられます。

このため、道では、子育て中の女性の再就職を支援するため、子育てをしながら働き続けられるキャリアデザインを描くためのセミナーを開催するほか、自分に合った仕事や働き方を発見するための職場体験を実施いたしますとともに、ハローワークのマザーズコーナーとも連携して、子育て中の女性が1人でも多く生き生きと働くことができるよう取り組んでまいります。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 次に、人材誘致についてであります。

本道においては、人口流出が大きな課題となっており、道外からU・Iターン人材や専門人材を誘致することは、人口減少対策だけでなく、人材確保といった面からも大変有効で重要な取り組みと考えます。

総合政策部で進めている移住施策との連携も含めて、どのように取り組もうとされているのか、お伺いをいたします。

**○千葉就業支援担当課長** U・Iターン人材等の誘致についてでございますが、道では、道外からの人材の誘致を図るため、首都圏等においてU・Iターンフェアを開催いたしますほか、道外の大学が主催する就職相談会などに参加して、道内企業の情報を提供するなどしているところでございます。

また、マネジメントや販路開拓等に豊富な経験を有するプロフェッショナル人材を道内企業に誘致するため、企業訪問等により、人材ニーズの掘り起こしを行いまして、人材紹介事業者に取り次ぐなどといった支援を行っているところでございます。

今後は、東京都内に開設している北海道ふるさと移住定住推進センターにおきまして、U・Iターン相談を定期的で開催するなど、充実をして、移住施策との連携を強化いたしますとともに、北海道労働局や市町村、関係団体と連携して、道外からの人材の誘致に取り組んでまいります。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 厚生労働省によると、平成29年10月末の外国人労働者は、全国では128万人、道内では1万8000人で、それぞれ、対前年比で18%の増加となっており、過去最高を記録しております。

また、道が実施した、道内企業における外国人の採用及び就業に関する状況調査によると、道内においても、33%の企業が、人手不足などへの対応のため、将来的に外国人留学生等の採用を検討していると回答しております。

将来にわたり、生産年齢人口の減少が懸念される本道において、外国人留学生など外国人材の道内就職を促進するべきと考えますが、どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

**○千葉就業支援担当課長** 外国人材の活躍促進についてでございますが、道内の48の大学、短期大学を対象とした調査によりますと、昨年度、本道における外国人留学生の道内就職率は11.5%にとどまっているところでございます。

本道におきましては、グローバル化の進展や、来道外国人観光客が増加している状況の中、国際的な視野や高度な専門知識、技能を有する外国人留学生等に道内で活躍していただくことは、今後ますます重要になると認識しております。

このため、外国人留学生等の道内就職の促進に向け、ジョブカフェにおいて、日本における就職活動に関するセミナーやキャリアカウンセリングなどを実施しているところでございます。

今後とも、大学や商工団体などの関係機関と連携いたしまして、外国人留学生等の就業支援などに取り組んでまいります。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 先日、私の地元・紋別の市役所で、2人のタイの方の嘱託職員としての採用が決まりました。1人は留学経験もある方です。観光振興が目的ということも多分にあるのですが、市長は、そのタイの方を通じて、紋別においてそういう労働力とかを取り込むきっかけになればいいと話しておりました。御紹介だけ申し上げます。

次に、生産性の向上についてであります。

道は、生産性の向上を図るため、業務の効率化やコストの削減、人材の育成などに取り組むとのことですが、経営基盤が脆弱な道内の中小・小規模企業にとっては、独力で取り組むことが困難な場合が少なくありません。

道は、国や関係機関と連携しながら、中小・小規模企業が抱える、生産性の向上に関するさまざまな課題の解決を支援することが必要と考えます。

道が昨年策定した働き方改革推進方策では、生産性の向上に向けて、ITの利活用による効率化等、中小企業の経営改善に向けた支援などに取り組もうとしておりますが、道は、新年度、中小・小規模企業の業務の生産性向上にどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

**○川澄宗之介副委員長** 中小企業課長田畑洋一さん。

**○田畑中小企業課長** 生産性の向上の取り組みについてでございますが、道内の中小・小規模企業は、総じて経営体質が脆弱であり、働く方々のワーク・ライフ・バランスの実現や人手不足の解消を図るためには、生産性の向上を通じて、企業の収益力を高めることが何よりも重要と認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、国の事業も活用しながら、道内企業におけるITの導入を促進するとともに、中小企業診断士などの専門家と連携した、きめ細やかな経営指導や、伴走型スキルアップ支援などにより、中小・小規模企業の経営改善に取り組んできたところでございます。

さらに、建設業や卸売業、小売業など、深刻化する人手不足の現状を踏まえ、新年度には、ICTの利活用を図るため、商工団体など地域支援機関の職員のスキルアップ研修会や、企業の経営者、従業員に対する個別研修を実施し、売り上げ増加や業務の効率化などの施策を展開することとしているところでございます。

道といたしましては、今後も、地域の企業の実情を踏まえながら、中小・小規模企業が将来に

わたり持続的に成長していけるよう、生産性の向上に向けた取り組みを進めてまいる考えでございます。

以上です。

○久保秋雄太委員 生産年齢人口の減少が進む中、本道の経済を牽引するものづくり産業を初めとする、さまざまな産業分野では、専門的な知識や技術、技能を身につけた人材の育成確保が喫緊の課題となっており、人材育成に特化した道立機関である高等技術専門学院が果たす役割は、今後ますます重要になってまいります。

高等技術専門学院では、人手不足時代における人材育成にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 職業訓練担当課長木林正彦さん。

○木林職業訓練担当課長 高等技術専門学院における人材育成の取り組みについてでございますが、学院は、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、新規学卒者や離転職者などを対象に、人手不足が顕著な、機械、金属加工、建築など、ものづくり産業を中心に、就職に結びつく専門的な知識、技能、技術の習得に向けた施設内訓練や、建築、土木といった建設業など、人手不足が特に課題となっている産業におきまして、労働生産性の向上につながる在職者訓練を行うとともに、専門学校など、民間の教育訓練施設を活用し、介護や保育などに係る人材育成に取り組んでいるところでございます。

今後も、地元の業界団体や市町村などと連携して入校促進に努め、より多くの技能者を地域に送り出すとともに、地元のニーズや地域的情勢などを十分踏まえまして、カリキュラムなど、必要な見直しを行いながら、学院が、地域のものづくり産業などの人材を育成する中核的な機関としての役割を果たしていけるよう、積極的に取り組んでまいる考えであります。

以上です。

○久保秋雄太委員 次に、就業環境の改善についてであります。

企業における就業環境の改善の取り組みを促進していくためには、企業の具体的な取り組みの見える化が必要と考えます。

新年度においては、就業環境の改善に向けて、企業の参考となるような優良事例の発信に取り組み、働き方改革の見える化を進めるべきと考えますが、御見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 働き方改革推進室長土屋節子さん。

○土屋働き方改革推進室長 働き方改革の取り組みの見える化についてであります。企業における働き方改革の取り組みを促進するためには、その企業の参考となる先進事例などを紹介するなどして、機運の醸成と、具体的なノウハウを普及することが重要であると認識しております。

このため、道では、ほっかいどう働き方改革支援センターにおきまして、働き方改革の取り組み事例の紹介などをしてきたところであります。

新年度におきましては、これらに加えて、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業や、長時間労働の是正に取り組んでいる企業など、さまざまな企業や業種における働き方改革の取り組

み事例を数多く収集し、発信するとともに、働き方改革に取り組む企業の認定制度を創設するなどして、企業における働き方改革の取り組みの見える化を進めてまいる考えであります。

○久保秋雄太委員 昨年の第4回定例会の予算特別委員会で、我が会派の同僚議員が、企業の働き方改革を進めていくためには、働き方改革支援センターや銀行等による企業へのアプローチに加え、専門的知識を有する社会保険労務士や中小企業診断士などの士業との連携も必要と指摘し、見解を伺いましたが、道からは、社会保険労務士等と一層連携し、企業における働き方改革の取り組みを推進するとの答弁をいただきました。

士業との連携について、今後、どう取り組むのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 労働政策局長堀泰雄さん。

○堀労働政策局長 社会保険労務士などとの連携についてでございますが、働き方改革の取り組みを進めるに当たりまして、企業の人事・労務管理、経営指導などに精通する社会保険労務士や中小企業診断士との連携は重要であると認識をしております。

このため、新年度におきましては、ほっかいどう働き方改革支援センターにアドバイザーとして登録している社会保険労務士と中小企業診断士を増員し、相談体制の充実を図ることとしていくところでございます。

また、今月には、北海道社会保険労務士会と北海道労働局、道の3者による働き方改革推進に係る包括連携協定を締結することとしておりまして、これにより、社会保険労務士会との連携を強化し、企業における働き方改革の取り組みを促進してまいります。

○久保秋雄太委員 引き続き、よろしく願いいたします。

産業分野ごとに異なる課題を踏まえつつ、人材の確保に向けた各部局の取り組みを効果的に推進するためには、各部局の施策、事業を有機的に連携させて展開することが必要であります。

今定例会での我が会派の同僚議員による代表質問に対し、新たな連携体制を整備し、取り組む旨の答弁がありましたが、新たに設けられる庁内連携体制を真に実効性のあるものとするのが重要であります。

新たな連携体制の実効性を確保しながら、どう取り組む考えなのか、部長にお伺いをいたします。

○阿部経済部長 人材確保に向けた取り組みについてでございますが、本道におきましては、さまざまな業種で人手不足が顕在化してきていることから、人材の確保に向けた取り組みを各部横断的に進めることが重要である、このように考えているところでございます。

このため、新たに、関係部局による庁内連携体制を整備することとしたところでございます。

このことにより、移住施策とU・Iターンの取り組みの連携による人材誘致や定着、また、各分野ごとの優良事例の普及による働き方改革の推進、産業支援機関等との連携による生産性の向上や人材育成などといった人材確保に向けた取り組みを、全庁一体となって総合的に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 新たな連携体制について、今、部長から御答弁いただきましたけれども、こうした全庁を挙げての取り組みを真に実効あるものとするためには、知事の取り組み姿勢が何よりも重要と考えておりますので、この点に関し、知事の見解を伺いたいと考えます。委員長、よろしくお取り計らいのほど、お願いをいたします。

最後に、中小・小規模企業の振興について伺います。

道内事業者の9割以上を占める中小企業や小規模企業は、道民生活に密着した商品、サービスなどを供給するとともに、雇用の創出に寄与するなど、地域の経済社会を支える重要な役割を果たしております。

しかし、近年、道内の中小企業は、休廃業などにより減少の一途をたどっており、地域経済の活性化や、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す上で、中小企業等の振興は重要な政策課題となっております。

このため、道では、平成28年に北海道小規模企業振興条例を制定し、さまざまな施策に取り組んでおりますが、今後、一層積極的な施策の推進が求められます。

以下、中小企業等の振興について伺ってまいります。

まず、道は、道内の中小企業や小規模企業を取り巻く現状をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 地域経済局長尾形和則さん。

○尾形地域経済局長 中小・小規模企業の現状についてでございますが、道内企業の99.8%を占める中小・小規模企業は、住民生活に密着した商品やサービスなどを供給するとともに、雇用の場の確保にも寄与するなど、地域の経済社会を支える重要な役割を担っておりますが、人口減少や少子・高齢化などの構造的な課題を抱える中で、需要の減退、人手不足の深刻化、後継者の不在などを理由とした休廃業の増加など、事業の維持拡大に支障が生じることが懸念されているところでありまして、本道の中小・小規模企業を取り巻く経営環境は、総じて厳しい状況にあるものと認識しております。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 道は、小規模企業振興条例の着実な推進を図るため、一昨年7月に策定した小規模企業振興方策で、経営体質の強化、事業承継の円滑化、創業の促進を施策の基本に掲げております。

まず、創業等の促進について伺います。

企業数の減少などに伴い、道内の各地域で雇用の場が失われていく状況の中で、地域経済を活性化していくためには、女性や若者など、多様な視点、能力、経験を持った人材が地域特性を生かし創業を可能にする環境を整えることが重要と考えます。

道では、これまで、創業の促進にどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○田畑中小企業課長 創業の促進に係るこれまでの取り組みについてでございますが、創業は、地域経済の活性化や雇用の創出に大きく寄与するものであり、道では、これまで、本庁及び振興

局に設置いたしました創業サポート相談室や中小企業総合支援センターによる相談対応、中小企業総合振興資金などによる資金調達支援に取り組んできたところでございます。

また、平成27年度からは、地域全体で創業を支えるため、道内6圏域で、商工団体や産業支援機関、金融機関などによる地域起業サポートネットワークを整備したほか、新しい発想により活躍が期待される女性や若者を対象として、創業に係る相談会、基礎的知識の習得のための実践起業塾、先輩起業家との交流会など、創業に向けたそれぞれのステージに応じた支援を行っているところでございます。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 国や道では、創業を促進するため、創業期の企業向け融資制度を用意しておりますが、創業希望者が、不確実性が高い創業期の借入れをちゅうちょするケースもあり、創業資金の確保が、創業を志す方々にとって依然として大きなハードルとなっている場合も少なくないと聞いております。

このような中で、ICT技術を活用して事業プランを公開し、幅広い方々から創業資金を募るクラウドファンディングに注目が集まっております。

道も、こうした新たな資金調達手法を活用し、道内における創業の促進に努めるべきと考えますが、御見解を伺います。

**○尾形地域経済局長** 新たな資金調達手法の活用についてでございますが、2017年版中小企業白書によると、起業を志す者が起業できていない理由といたしましては、性別や年齢を問わず、資金調達できていないことが最も大きな理由となっており、創業を促進するためには、円滑な資金調達を支援することが重要であると認識しております。

こうした中、インターネットを活用して幅広く資金を調達するクラウドファンディングは、新たな資金調達手法として注目されており、道におきましても、市町村や商工団体などを対象としてセミナーを実施するなど、その普及に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、新年度において、地域課題の解決に資するすぐれた創業計画を募集、表彰いたしますとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用して、創業に要する初期投資の一部を補助する事業を新たに実施することとしており、こうした取り組みを通じて、本道の創業を促進してまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 次に、経営体質の強化について伺います。

道内の中小企業や小規模企業は、総じて経営基盤が脆弱で、経営の安定と競争力の強化が大きな課題となっております。特に、最近では、少子・高齢化に伴って人手不足が深刻化しており、少ない人員でも経営の維持拡大が可能となるよう、生産性を高めていく取り組みが求められます。

道は、これまで、中小企業などの経営体質の強化にどのように取り組んできたのか、また、新年度は、中小企業の経営改善にどう取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

**○尾形地域経済局長** 経営体質の強化の取り組みについてでございますが、道では、これまで、



【第3分科会 3月14日 第3号】

新商品、新サービスの開発や販路拡大への支援を初め、制度融資による資金調達の円滑化、さらには、中小企業診断士などの専門家、金融機関等と連携した、きめ細やかな経営指導、経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援など、道内の中小・小規模企業の経営体質の強化に向けて取り組んできたところでございます。

さらに、深刻化する人手不足の現状を踏まえまして、新年度には、ICTの利活用を図るため、商工団体など地域支援機関の職員のスキルアップ研修会や、企業の経営者、従業員に対する個別研修を実施いたしまして、売り上げ増加や業務の効率化など、生産性の向上に向けた施策を展開することとしております。

道といたしましては、今後も、地域の中小・小規模企業の実情を踏まえ、時々为社会経済情勢や企業のニーズに的確に対応した、きめ細やかな支援施策の展開を図りますとともに、国の施策とも連携しながら、中小・小規模企業の経営体質の強化に努めてまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 次に、事業承継についてであります。

本年1月に発表された、民間調査会社の休廃業・解散企業動向調査の結果によれば、道内で平成29年に休廃業や解散をした企業は1848件に上り、依然として高い水準で推移しており、また、後継者不在率も74.0%と高どまりしている現状の中、道内の中小企業等の円滑な事業承継は大変重要な課題と考えます。

道では、事業承継の円滑化に向けて、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

**○田畑中小企業課長** 事業承継の円滑化に係るこれまでの取り組みについてでございますが、円滑に事業承継を進めていくためには、後継者の育成や確保を初め、税法上の問題、さらには株式の取得など、多岐にわたる課題にしっかりと対応していくことが必要であります。

このため、道では、平成28年度、29年度の2カ年で、地域全体で事業承継を支えることを目的に、市町村や商工団体、金融機関などをメンバーとして、道内6圏域で事業承継サポートネットワークを整備いたしますとともに、コーディネーターの育成やアドバイザーの登録など、事業承継を支える仕組みづくりと人材の育成に取り組んできたほか、事業承継を資金面から支えることを目的に、昨年3月、道内の金融機関などと連携いたしまして、北のふるさと事業承継支援ファンドを設立したところでございます。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 深刻な後継者不足を踏まえ、日本政策投資銀行が、日本M&Aセンターと共同し、後継者難に悩む中堅・中小企業の事業承継を円滑化するファンドを創設すると報じられているほか、国も、事業承継税制の拡充を検討するなど、事業承継の円滑化に向けた動きが活発化しております。

道は、こうした動きや、これまでの道の取り組みを踏まえ、今後、どのように事業承継の円滑化を図っていく考えか、お伺いをいたします。

○尾形地域経済局長 事業承継の円滑化に係る今後の対応についてでございますが、本道におきましては、全国を上回るスピードで人口減少が進行する中、後継者不在を理由とした休廃業や解散も多く、地域の経済に大きな影響が及ぶことが懸念されているところでございます。

このため、道では、引き続き、事業承継サポートネットワークやコーディネーターなどの活用により、中小・小規模企業からの事業承継に関する相談にきめ細やかに対応していくほか、関係機関との一層緊密な連携のもと、北のふるさと事業承継支援ファンドの活用により、早期に成功事例を創出いたしますとともに、このたび拡充された国の事業承継施策も十分活用しながら、中小・小規模企業の事業継続に向けた取り組みを加速させるなど、事業承継の円滑化に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 人口減少の影響などで、道内の中小企業などをめぐる経営環境は依然厳しいものがありますが、道内企業の圧倒的多数を占める中小企業等が、活力を維持し、新たな事業展開や経営革新に取り組むことができるよう支援するとともに、新たなビジネスに挑戦しようとする創業希望者の方々や、事業承継を通じて新たに企業経営のかじ取り役を担うこととなる方々を支援していくことが、地域経済の活性化や、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現する上で、今後ますます重要になってくると考えます。

道は、今後、道内の中小企業や小規模企業の振興にどのように取り組む考えなのか、最後に部長にお伺いをいたします。

○阿部経済部長 中小・小規模企業の振興に向けた今後の取り組みについてであります。道では、平成28年4月に施行いたしました小規模企業振興条例、及び、条例の着実な推進を図るために同年7月に策定した小規模企業振興方策におきまして、経営体質の強化や事業承継の円滑化、創業等の促進を施策の基本方針に掲げるとともに、これらの施策の展開を支える取り組みといたしまして、地域における支援体制の整備と円滑な資金供給に取り組んできているところでございます。

道といたしましては、今後とも、条例及び振興方策に沿って、企業や地域の実情を踏まえた、きめ細やかな施策の展開に努めるとともに、これまで整備、育成をしてまいりました地域におけるネットワークや、コーディネーター、アドバイザーといった人材を最大限活用するほか、働き方改革の柱でもある生産性の向上に向けた施策も積極的に展開するなど、地域経済の持続的な発展に向けまして、地域の経済と雇用を支える中小・小規模企業の振興に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員 終わります。

○川澄宗之介副委員長 久保秋委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時24分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 通告に従いまして、順次質問をしていきたいというふうに思います。

まずは、観光振興機構について伺ってまいります。

これまで、我が会派におきましては、観光振興機構が、本道観光に関する中核的な役割を担い、その機能を十分に発揮するために、自立した経営に向けて、早期に自主財源を確保することを求めてきたわけであります。

しかし、今定例会の代表質問でも明らかになりましたように、今後の自主運営に向けた財源確保策がまだ十分ではないと私どもは考えております。また、いつまでにできるのかについても不透明な部分があるというふうに感じているところであります。

そこで、以下伺ってまいりたいと思います。

まず一つは、観光振興機構の運営についてであります。

機構は、昨年4月に、自主財源確保に関する検討会議を設置し、新規会員企業の獲得や、キュンちゃんによる観光キャラクターの展開の強化、また、広報誌の広告収入などを検討しているというふうに聞いているところであります。

これによる財源規模は明らかになっていないということでもありますけれども、これで自立経営に向けた形が十分整うのかどうか、まずはこの点についての所見を伺います。

○村木中委員長 観光局長多田聡史君。

○多田観光局長 観光振興機構の運営についてでございますが、道といたしましては、機構が、本道観光のかじ取り役として中核的な役割を担っていくためには、自立的な活動の基盤を整えていくことが重要であると認識いたしております。

また、本道観光の振興に向けまして、機構が企画立案機能や総合相談機能を十分に発揮するには、安定した基盤を確立していく必要があると考えておりまして、今後とも、自主財源の確保に向けた継続的な検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 自主財源が確保されなければいけないということがありますから、確保策については、まだいろいろ検討できる部分があるかと思っておりますので、その点を進めていただきたいと申し上げておきます。

次に、観光振興機構の自主運営についてであります。

今年度の機構全体の予算は約16億9000万円で、そのうち、15億6000万円が道からの補助金や負担金という形になっておりまして、いわゆる自主財源となると1割程度にとどまっている状況で

あります。

自主運営に向けまして、どれぐらいの割合になれば適切というふうに今のところお考えか、伺います。

○村木中委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 観光振興機構の自主運営についてであります。機構では、会員企業等から、専門的な知見を有する職員の派遣を受けながら、業務執行体制の強化を図るとともに、新規会員企業の加入促進や広報誌における広告料収入の確保などに取り組んでいるところであります。

機構の自立した運営に向けましては、今後の業務執行体制や自主財源の確保に関する取り組みなどについて、事業の収支見込みを十分精査して検討していく必要があると考えているところであります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 次に、観光振興機構の中期事業計画について伺いたいと思います。

代表質問では、検討会議で示された財源確保策は、今後、検討を進めて、中期事業計画などに盛り込むというようにお話であったかと思えます。

中期事業計画はいつ示されるものであるのか、伺います。

○山口観光局参事 観光振興機構の次期中期事業計画についてであります。平成30年度からスタートする予定の第3期中期事業計画は、広域連携DMOである機構が、今後3年間、取り組みや施策について幅広い関係者で共有しながら実践していくために策定するものであり、例年6月ごろに開催されます、本年の総会において報告されることとなっているところであります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 観光振興機構の運営についてでありますけれども、中期ということでありますから、通常は3年程度と考えられるかと思っております。

効果が出てくるまでには時間もかかるわけでありましてけれども、それまでは、今までと同様に、道からの補助金や負担金という形が変わらないのか、この点について伺います。

○多田観光局長 観光振興機構の運営についてでございますが、昨年11月に国から広域連携DMOの認定を受けた機構が、本道観光のかじ取り役を担っていくためには、道との共同事業を着実に実施していくほか、自立的な運営に向けた財源の確保に向け、観光にかかわる事業者などに対する会員加入の促進や新たな自主事業の取り組みについて、継続して検討を深めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 最後に、道の関与について伺いたいと思います。

観光振興機構自体の自主財源がふえたからといって、道の補助金とか負担金が減るわけではありませぬし、必ずしも減らすのがいいというふうには思っておりませぬ。

ただ、今の事業運営では、道の附属機関というか、下請機関という形に見られかねない、こう

いった状況は好ましいと思っております。

広域連携DMOでありますから、今後、本当の意味で本道観光に関する中核的な役割を担っていただくには、自主財源の確保は急務であるというふうに考えております。

そのためにも、道の積極的な関与が必要というふうに考えておりますけれども、今後、どのようにかかわっていくのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 経済部観光振興監木本晃君。

○木本経済部観光振興監 道の関与についてでございますが、道といたしましては、観光振興機構の安定した財政基盤の確立に向け、財源確保のための自主事業については、継続的な検討が必要と認識しており、引き続き、機構に設置しております各種部会や、事業実施に係る会議に参画しながら、自主財源の確保、事業運営に関しまして、情報提供や意見交換を行うなどして、自立に向けた検討が進みますよう積極的にかかわっていく考えでございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 ぜひ、自主財源の確保に向けて積極的にかかわりながら、本当に自分たちで運営を進めていける形をとれるように取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

次に、IRについて伺いたいと思います。

IRについて、この間、私も含めて、私どもは、IRの誘致がいいか悪いかを含め、知事が判断していく必要があると求めてきたわけでありまして。

知事からは、北海道の自然と調和したIR——これはなかなかイメージができないわけでありましてけれども、その誘致に関して、再三、質問や質疑をしてまいりましたが、法案の状況とか国の動向を見守るということで、今、判断できる状況にないとお話があったところであります。

こういった中で、道としては、昨年、海外事業者に対して、IR設置に関する意向調査を行ったわけでありまして。その結果によりますと、日本でのIRに関心がある海外事業者の11者から提案があったというふうに聞いております。

まず、この結果をどのように受けとめて、調査結果を今後どのように生かしていくのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 観光局参事沖野洋君。

○沖野観光局参事 IR事業者に対する意向調査についてであります。この調査は、実績がある海外のIR事業者から、道内の候補地やコンセプト等の事業構想に関する提案を募集したものでございます。

今回の調査により、北海道でのIR開発を検討している事業者が複数存在することや、対象地域に関する考え方、開発のコンセプトなどについて、認識を深めることができたところでございます。

この調査結果につきましては、今後、道として、IR誘致について検討を行っていく際の参考の一つとして活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** 今お答えいただいたように、今後の参考にしていくということでもありますけれども、私も、この調査結果を見せていただいたところ、苫小牧に関心を持つ事業者が非常に多くて、それぞれの質問項目に対して、非常に具体的にお答えになっている一方、私の地元の後志、小樽、留寿都村が検討を進めておりますが、そこに関する記述については、本当に箇条書き程度で済んでいるわけであります。

こういった状況を見ていくと、多くの事業者は、苫小牧市が適地と捉えて検討対象としているのではないかなというふうに感じておりますけれども、この結果を受けて、道は、IR誘致の候補地として苫小牧市が適地と考えているのか、この点について認識を伺います。

**○沖野観光局参事** 意向調査の結果についてでございますが、海外のIR事業者に対する意向調査では、11者から回答をいただき、IR開発を検討している地域として、苫小牧のみを選定した事業者は8者、苫小牧と留寿都を選定した事業者は1者と、苫小牧を選定した事業者が多くを占めたところでございます。

苫小牧を検討対象とする事業者は、IR候補地が新千歳空港に近く、国内外からのアクセスが容易であることや、広大な開発が可能であることなどを、IR開発を検討する理由としております。

いずれにいたしましても、道としては、今回の意向調査の結果を参考にした上で、現在、検討が進められているIR実施法案の内容や地域における検討状況などを踏まえ、IR候補地のあり方などについて、引き続き検討を深めてまいります。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** この結果を見ると、苫小牧が適地なのかなというふうな状況が出てきています。

次に、IRの構成施設の要件案について伺っていきたくと思いますけれども、今通常国会の中で提案が予定されているIR実施法案の概要が先日報道されたわけであります。

それによりますと、設置に当たっての構成施設の要件案には、具体的な規模の数値は今後決まるとありますけれども、例えば、カジノのほか、ホテルの室数は1000室から3500室、いわゆるMICEと言われる会議場や展示場については1800人から5000人の収容規模で、国内トップクラスの施設の設置を求めるということで、世界に誇れるような形で出てきていると思います。

こういった中で、知事は、先ほども私が申し上げましたけれども、本道の自然と調和した北海道型IRというふうには言っておりました。

こういった大規模な施設が本道にとって適切なものかどうか、この点についての所見を伺います。

**○沖野観光局参事** IRの構成施設についてでございますが、特定複合観光施設、いわゆるIRは、一昨年12月に成立したIR推進法において、国際的、全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模とする旨の附帯決議がなされたところでございます。

国においては、こうした附帯決議や、国におけるIR推進会議の取りまとめなどを踏まえ、現在、IRの中核施設の基準等を検討しているものと承知しております。

道としては、こうした基準等を含め、IR実施法案が本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** 今のお答えの中で、道としては、こうした基準等を含めて、IR実施法案が本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかが、引き続き、国の動向を注視してまいるといふふうにお答えいただいたわけであります。

再度お聞きしたいのですけれども、道は、IRの構成施設についてどのような考えを持っているのか、その点についてお聞かせください。

**○村木中委員長** 国際観光担当局長近藤裕司君。

**○近藤国際観光担当局長** IRの構成施設についてでございますが、現在、国において検討が進められているIR実施法案におきましては、IRの中核施設の基準等を定めることとしておりますが、道といたしましては、各構成施設の要件の設定に当たっては、大都市のみならず、地域の魅力や強みを最大限に生かした地方ならではのIRの実現ができる制度設計がなされるよう、国に対して要請を行ってきたところでございます。

以上です。

**○川澄宗之介委員** 道の考えとして、大都市のみならず、地域の魅力や強みを生かした地方ならではのIRの実現というお話がありました。

続いて、札幌の動きについてお聞きをしたいなと思っております。

今、大都市のみならずというお話がありましたけれども、札幌市におきましては、中島公園のパークホテルの跡地を利用して、大規模な会議場や展示場など、MICEを開ける施設について、2025年の完成を目指して整備するという報道が先日あったところであります。これは、国が今求めているMICE等の施設と、要件がほぼかぶる状況であります。

今、地方ならではのIRの実現といった話がありましたし、事業者は苫小牧が適地だと考えているというお話もあったわけであります。

それを考えると、バッティングしてしまうのではないかなというふうに思っておりますし、IR設置に大きく影響すると思われましても、どのような認識か、伺います。

**○近藤国際観光担当局長** IRにおけるMICE施設についてでございますが、国におけるIR推進会議の取りまとめによりますと、IRは、カジノや国際会議場、展示場などのMICE施設、レクリエーション施設などのショーケース機能を有する施設、全国各地へ観光客を送り出す機能を有する施設、ホテルなどの宿泊施設、これらが一体となった施設とされております。

こうしたことから、IRにおいて、MICE施設は必要不可欠な構成要素ではありますものの、そのほかの施設も組み合わせることにより、観光資源としての相乗効果を生み出すことができるものと認識しております。

道といたしましては、今般の札幌市の計画といった、道内における大規模施設の設置の動きなども考慮しつつ、全道的な見地から検討を深めてまいる考えでございます。

○川澄宗之介委員 今、道としては、札幌市の計画を含めて、大規模施設の設置の動きを考慮しながら、検討を深めてまいるというようなお答えがありましたけれども、札幌市が具体的な検討を進めている状況の中で、仮に、近隣に道が考えるような施設ができるとなると、競合するのは明確でありますから、私は、MICE施設の状況について札幌市と検討すべきではないかなというふうに感じております。

特に、札幌はコンベンションセンターも抱えておりまして、コンベンションセンターは、最大で5000人規模という形で使える施設でありますから、かなりかぶってしまうところがあるのじゃないかなと思っています。

札幌市が計画を進めている大規模なMICE施設は、今申し上げたIRで整備することとなるMICE施設との競合が懸念されるわけでありますから、私は推進派ではありませんけれども、双方の施設が共倒れにならないような調整が必要ではないかなと考えております。この点についての見解を伺います。

○近藤国際観光担当局長 札幌市のMICE施設とIRについてでございますが、現時点では、IR実施法案の内容など、具体的な国の考え方が明らかになっていないことなどから、事業者においても、詳細な計画を策定することができず、道としても、その導入について判断できる状況にはございませんが、道といたしましては、今後、今般の札幌市の計画などの動きも考慮しつつ、札幌市のコンセプトとは異なる、地域の魅力や強みを生かした北海道ならではのIRの可能性につきまして、検討を深めてまいる考えでございます。

以上です。

○川澄宗之介委員 同じような規模のものが、道が検討を進めるIRの施設にあつて、札幌にもあるとなると——札幌にあつても、北海道の自然が十分感じられるわけで、知事がおっしゃる自然と調和したものという話とも重なるわけありますから、十分協議をしていかなければならないと考えています。

こういった点も含めて、最後に、IRの設置の必然性について伺ってきたいというふうに思っています。

札幌市が、今言ったような形で具体的に検討を進めている以上、道において、いまだに形が明確にならない状況の中で、私としては、IRの設置の必然性がなかなか感じられないわけあります。

また、今後も同じような形態で進めていくとすれば、MICE施設の規模も含めて考えますと、どうしてもカジノがメインになってしまうのじゃないかなといった懸念が拭き切れないというか、カジノを中心とした施設として誘致したいのじゃないかと言わざるを得ないと私は考えてしまうわけありますけれども、その点についての所見を伺います。

○木本経済部観光振興監 道におけるIRの検討についてでございますが、多くの集客が見込



め、高い経済効果が期待できるMICEを本道に誘致していくためには、一定規模のMICE施設を有することが重要と認識しております。

一方、カジノやMICE施設、レクリエーション施設、宿泊施設などが一体となって計画される統合型リゾート、いわゆるIRは、長期滞在による観光消費の拡大や、一年を通じた安定的な観光客の確保など、観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出といった面で大きな経済効果が期待できるものと認識しております。

なお、カジノの規模につきましては、IR全体に占める上限などを設けるといった制度設計が進められていると承知しており、道といたしましては、今後とも、IR実施法案の内容など、国の動向を注視しつつ、海外のIR事業者の事業構想などの調査結果や、地域における検討状況なども考慮し、国の動きに適切に対応できるよう、検討を深めてまいります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 今、いろいろとお答えいただいたわけでありまして。

IRの是非については、私は反対の立場でありますけれども、IRを誘致するということについては、国が言っているように、経済的な効果を狙い、MICE施設と、カジノを含んだショーケースの部分との両輪で行われるものだと理解しているところであります。

ただ、札幌市がかなり大きな規模のものをつくるようになったときに、道が誘致を検討していく中で、MICEの部分について、札幌市を蹴飛ばして大きい規模のものというわけにはなかなかいかないと思いますので、そこは札幌市との協議もあると思いますけれども、規模が変わったときには、両輪じゃなくて、カジノを含めた部分が大きくなってしまわないかという懸念が拭えないわけでありまして。

今、カジノがメインではないかと聞いたわけでありましてけれども、お答えの中で、その部分については明言をされなかったわけでありまして。他国では、カジノに関する施設が全体の中で3%程度というふう聞いておりますが、そういった部分も含めて、MICE施設の規模感とかも、まだまだ何も見えない状況であります。

この間、議論させていただいた中でも、答弁では、国の動向とか法案の推進状況を見守るということで、道がどのように進めていこうとしているのか、姿勢がなかなか見えないわけでありまして。実施するのは各自治体でありますけれども、申請主体は道でありますから、関係自治体を含めて、IRを誘致することが果たして北海道にふさわしいかどうかなど、早急に詰めていく時期が来ているというふうに思っております。

答弁で、なかなか明らかになってこない部分がありますので、この点については知事にお聞きしたいと考えております。総括質疑のお取り計らいをお願いしたいと思います。

次に、法定外目的税についてお聞きをしております。

新たな税負担については、現在の本道の経済状況を考慮すると、慎重に検討していかなければならないというふうに理解をしております。

法定外目的税の導入については、私どもにも、賛成、反対の声が寄せられているわけでありま

すけれども、本道の観光を活性化していく目的で推進していく、観光のために大切な税金を使わせていただくということについては、検討を進めなければならないし、避けては通れないと思います。これは他府県の状況を見ても明らかでありますし、道内でも、法定外目的税の導入を検討している自治体が後志管内にあることも私は承知しております。

そういった中、さきの代表質問では、観光審議会の答申についての認識、また、これまでの議論の経過を踏まえた道の対応を求めたわけでありまして、知事からは、まるで後退するかのような答弁があったわけでありまして。

そこで、改めて、過去の議会議論がどうであったか、議事録を読み返し、その上で伺ってきたいというふうに考えております。

まず一つ目に、審議会への諮問について伺いたいと思います。

法定外目的税の導入については、さまざまな意見がある中、昨年4月、知事は、観光審議会に対して諮問をしたわけでありまして。

なぜ審議会に諮問をしたのか、まずは、その目的、経過について伺います。

**○山口観光局参事** 審議会への諮問についてであります。観光振興を目的とした法定外目的税の導入に向けた動きとして、平成28年12月、全国知事会において、新しい地方税源と地方税制を考える研究会が設置されたことや、平成29年1月、大阪府が東京都に次いで宿泊税を導入したことなどがあり、道では、各都府県の動向を把握するため、法定外目的税の導入に関するアンケート調査を実施したほか、導入を検討するに当たっては、今後の施策展開の方向性、財源の選択肢やその用途について、関係者はもとより、広く道民の理解を得る必要があると考え、経済団体や業界団体の意見を伺ってきたところであります。

道といたしましては、外国人観光客の急増に伴う受け入れ体制を推進する必要があることから、こうした各県の動向や団体等の御意見を参考に、今後の観光施策に必要な新たな財源を確保する観点から、昨年7月に、観光審議会に、財源の確保策などについて諮問したところであります。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** 今お答えいただいたように、必要性があつて、当然の道筋というか、しかるべきところにお諮りをしたというふうに理解するわけでありまして。

そういった中で、答申の受けとめについてお聞きをしたいと思います。

昨年の第2回定例会の我が会派の代表格質問への答弁では、ホテルなどの観光関係者の理解を得る必要があることから、現在、幅広く意見を伺っているところであり、事業者からは、徴収事務などの問題も指摘されているということでありました。既に、さまざまな意見や疑問、また懸念が出されていたわけでありまして、このことは、今回の審議会の答申の中でも触れられております。

私も答申を見せていただいたわけでありまして、このたびの答申をどのように受けとめているのか、所見を伺います。

○山口観光局参事 答申についてであります。このたびの答申は、道内6カ所での地域意見交換会やパブリックコメントで寄せられた、さまざまな意見を考慮しながら、観光事業者や業界団体の役員、学識経験者等の専門的な知見を有する委員によって構成される審議会において、外国人観光客の急増に伴う受け入れ体制の整備などの課題に対応するための必要な施策と財源の確保策などを取りまとめていただいたものと認識しております。

なお、答申においては、公平、中立、簡素といった税の3原則に配慮することや、財源の確保策の検討に当たっては、総合的かつ慎重に判断するよう、留意事項が付記されており、道民はもとより、観光事業者や業界団体等に対して、改めて答申内容についての丁寧な説明が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 答申の中で、導入に向けた検討が必要だということが書かれているわけです。それと、今お答えいただいたように、税の3原則に配慮することは当然でありまして、この点についても配慮するということでありましたけれども、これまでの議会議論を踏まえて取り組んできたわけでありますから、答申は重く受けとめる必要があるかなというふうに考えております。

次に、観光関係者や業界団体への説明について聞いていきたいというふうに思っております。

答申の内容を見る限りでは、今申し上げたとおり、財源確保策について検討すべきということでもありますけれども、あえて、答申の内容を観光関係者や業界団体などにさらに説明し直す必要が本当にあるのかどうか。私どもの会派は、この間のやりとりの中でも、その点についてお聞きをしてきたわけであります。そこまでやる必要があるのか、疑問に思っているところであります。

これまで出されてきた意見や疑問と何が異なっているのか、明確にお示しをいただきたいと思っております。

○多田観光局長 観光関係者などへの説明についてでございますが、答申の内容に関しまして、観光関係者の中にも誤った理解が広がっており、改めて、答申や附属資料について、道民を初め、観光事業者や業界団体に正しく御理解いただくよう努めることが必要と考えております。

このため、道といたしましては、ホームページで答申の内容を広く道民の皆様に周知するとともに、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明することとしたところでございます。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 丁寧に説明する必要があるというお答えでした。今までも業界の方に丁寧にいろいろと説明されてきたと私どもは理解をしておりますし、その上で、導入を検討するという答申を出していただいたわけです。その中では、丁寧な説明や慎重に判断すべきという留意事項があったわけでありますけれども、この間、皆さんも本当に丁寧にやられてきて、審議会のほうにしてみたら、逆に、答申まで出したのにまた説明するのかという思いになりかねないと思っ

ております。

この点について、最後にお聞きをしたいと思います。導入の可否についてお伺いをします。

昨年 の第3回定例会の代表質問の際に、知事は、財源確保に向けた検討について、今年度中に審議会からの答申を受けて、その後、道としての方向性を示すというふうに答弁されていたわけです。

導入の可否については、何をもって判断をしていくのか、また、その時期も含めてお答えをいただきたいと思います。

**○木本経済部観光振興監** 新たな財源の確保に係る検討についてでございますが、道といたしましては、今後、答申や附属資料の内容について、引き続き、道民はもとより、観光事業者や観光関係団体、自治体などの皆様方から御意見を伺う必要があると考えているところでございます。

今後のスケジュール等につきまして、現時点で見通すことは難しいものの、近年、急速に進行しております少子・高齢化といった社会環境の変化に対応し、本道観光を振興していくためには、インバウンドの拡大をさらに加速化させるとともに、国内外からの観光客による交流人口の増加を図ることにより、地域がその恩恵を最大限に享受できるよう、受け入れ体制の整備を進め、より満足度の高い観光地づくりに取り組んでいくことが重要と考えており、観光振興に係る新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川澄宗之介委員** 今、着実に検討を進めてまいりたいというお話がありました。ただ、知事は、方向性を示すと言っているわけでありまして、観光振興にかかわる大切な部分でありますから、一定程度、方向性を示していく必要があるというふうに認識しているところであります。

この点については、知事に再度お伺いをしたいと思いますので、委員長には、総括質疑のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、私からの質問を終わらせていただきます。

**○村木中委員長** 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

吉田正人君。

**○吉田正人委員** それでは、順次質問をさせていただきますけれども、私からは、道産食品の海外販路の拡大について質問させていただきます。

私は、地元・稚内で、今までサハリンへの輸出に取り組んできたと自負しておりますけれども、そういった経験も踏まえながら、販路の拡大について質問させていただきたいと思います。

そもそも、稚内とサハリンの間の航路でフェリーが運航され、稚内市では、25年ほど前から、何とか物が売れないかということで取り組んできました。当時は、見本市や展示会ということで、要するに売ることができなかつたのです。しかしながら、9年前に、北海道とサハリン州の協力もいただいて、北海道フェアが開かれ、ここでは販売することができたのです。そういったことを9年前に初めてやらせていただきました。

【第3分科会 3月14日 第3号】

以後、旭川市等々も加わりながら、今は、道北の9地域が一緒になって事業を展開して、徐々にですけれども、販路が拡大してきています。先日も、貨物のチャーター船でタマネギ等を輸出しました。現在は、品目の拡大あるいは量の拡大といったことに取り組んでいる最中でありませう。

販売への風穴をあけたといいますか、それまで売っていなかったところに、道とサハリン州とが協力して、日本の農作物を初めて売ることができたというのは、交流から経済活動へと一歩進んだわけですから、その意味においては、道と知事の実績とも言えるというふうに私は高く評価をしているところでございます。

そういったことも踏まえながら、まず初めに、高橋知事が就任した平成15年からの道産食品の輸出の推移について伺いたいと思います。

○村木中委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 道産食品の輸出の推移についてでございますが、平成15年の道産食品の輸出額は153億円でありましたが、平成16年から平成24年までの9年間は、少しずつ増加傾向となり、200億円から300億円台で推移していました。

その後、中国やASEAN地域を初めとする海外市場の著しい成長、北海道ブランドの高まりを背景に、ホタテなどの水産品を中心に輸出が伸び、平成25年は576億円、平成26年は663億円となったところでございます。

こうした旺盛な海外ニーズを確実に取り込み、力強い本道経済を構築するため、平成28年3月に食の輸出拡大戦略を策定し、各般の施策を積極的に展開してきたところであり、道産食品の輸出額は、平成27年、平成28年には700億円台にまで達し、平成24年からの5年間で倍増となったところでございます。

○吉田正人委員 平成24年までは300億円前後にとどまっていた輸出が、ここ5年間で700億円近くへと倍増したということでありませうけれども、そのほとんどは、ホタテやナマコ、シャケ、ナガイモといった、従来、農協や漁組等々の民間が共同して取り組んでいたものが多いというふうに思います。

経済部の近年の取り組みとしては、どのような国、地域で物産フェアやプロモーションを展開してきたのか、回数、販売金額などを含めたここ5年間の主な実績について伺いたいと思います。

○山口食関連産業室参事 道産食品の販路の開拓についてでございますが、道では、輸出先国の市場規模や成長性、北海道ブランドの浸透度合い、市場参入の容易性、商流・物流網の構築に向けた体制など、それぞれの輸出環境に応じた施策の展開を行ってまいりました。

具体的には、北海道からの商流・物流網が発達の途上にあり、北海道ブランドの知名度が低い地域では、まずは、プロモーションを中心に道産食品への理解を深め、市場ニーズの創出に努めております。

また、成長が著しく、北海道の認知度が高い地域では、物産展やフェアを開催して道産食品を

販売するとともに、市場への参入が比較的容易なシンガポールや香港を中心に商談会を開催して、ビジネスに結びつけるよう、取り組みを進めているところでございます。

アジア地域における経済部の取り組みの実績といたしましては、平成25年度から平成29年度までの過去5年間で、プロモーションを5カ国で9回、物産展を6カ国で7回、開催してきたところであり、このうち、平成28年度と平成29年度の2カ年における物産展の売り上げは約4000万円となっているところでございます。

**○吉田正人委員** 5年間で、プロモーションということで、非販売になりますけれども、展示会みたいなものが5カ国で9回、物産展で、販売を伴うものが6カ国で7回とのこと。そのほかにも、民間とのコラボ等々の事業も展開していると思っておりますけれども、特に、物産展が、5年間で6カ国、7回というのは、地域によっては、5年間で1回しかやっていないような状態とも言えるのかなと思っております。

そう考えると、戦略的なものが感じられないので、展開するのであれば、地域的を絞って、選択と集中で——5年間に1回ということであれば、戦略というよりは、イベントで終わってしまうという感じもしますので、その辺は、いま一度考える必要があるのかなと思っております。

また、シンガポール、香港を中心に商談会もやっているということではありますが、商談会は大切なことだと私は思いますので、ぜひとも、そういったことを数多く実施していただきたいと思っております。

また、私も見てきましたけれども、シンガポールは、国際的なコンテナのハブになっていて、あそこで太平洋航路と大西洋航路に分けるといって、展開の拠点でありますので、輸出のさらに先を考えたときには、大変意味のある地域かなというふうにも感じております。

また、バンコク等々も、アジア圏の中においては、非常に大事な地域でありますので、引き続き、選択と集中という意味から、どこに絞っていくのかを検討しながら、進めていただきたいなと思っております。

次ですけれども、北海道からの輸出を考えたときに、生産地や工場から運んで、インボイスといった国内輸出手続、その次としての一時保管場所、さらには、どういうルートで輸送するのかという国際輸送手段、あるいは、現地についての保管——これは、冷凍もありますし、冷蔵もあるし、常温もあると思っております。さらには、通関業務、販売店までの輸送など、中小企業にとってはクリアすべき課題がとても多くて、中でも、国際輸送として、船で送るのか航空路線で送るのかというのが北海道にとっては大きな課題だと思っております。

一昨年から、本道とシンガポールの間にLCCが就航しましたけれども、この路線を活用して販路開拓を進めるため、どのような取り組みを行っているのか、伺います。

**○村木中委員長** 食関連産業室長三井真君。

**○三井食関連産業室長** 航空路線を活用した取り組みについて申し上げます。

新鮮で品質が高い道産食品の販路を拡大していくためには、本道と海外を結ぶ、効率的で機能的な物流環境の構築が重要と考えております。

このため、道では、シンガポールでの商談会の開催に際し、一昨年就航いたしましたLCCを活用した小口の共同輸送や、道内の先進的な鮮度保持技術の実証実験を行って、効率的な物流ルートの構築に努めますとともに、著名なシェフに御協力いただき、こうしたルートで輸送した食材を生かした料理メニューの提案を行うなど、積極的なアピールを実施いたしました。

また、こうした成果を定着、発展させるため、現地のレストランにおきまして、商談会に出品した食材を中心とした特別メニューを提供するレストランフェアを実施するなど、現地の飲食店を初めとする、道産食品の新たな販路を開拓しているところでございます。

以上です。

**○吉田正人委員** 先ほども言いましたが、北海道からどうやって運ぶかというのが、北海道にとっては一番大きな課題だと思っておりますけれども、私は、エアカーゴや船積みの混載のコンテナなどに対する政策的な支援は考えられないのかなと思います。

例えば、北海道で貸し切った北海道カーゴとか、道産子のコンテナ——どきコンテナでもいいのですけれども、それらに対して、3年間か5年間の期間を設けて補助して、国際輸送コストを少しでも下げてあげるような事業展開も可能ではないのかなと思います。それをやることによって、輸出業に関心を持ってもらって、参加者を牽引してくるということも考えられます。

私は、昔、ニュージーランドから、自分の船でとった魚をコンテナに入れて船で持ってきたことがあるのですけれども、国際コンテナはコストが余り高くないのです。かえって、東京から北海道までの国内の運送料のほうが高いぐらいですから、国際コンテナに関しての補助といっても、そんなに負担にはならないと思います。

また、千歳や苫小牧を使ってあげるというのも一つ大事なことであります。変に道外の港を使って輸出するというよりは、北海道として見て、千歳、苫小牧を使って、そこに補助をするなど、支援の仕方も考えながら、どうやって北海道全体を盛り上げていくかというのも大事な政策だと思っておりますので、そういう考えもあるということだけ、ぜひともお伝えしたいと思っております。

次でございますが、海外での物産フェアは、良質な道産品の認知度を高めるには効果的ですが、その成果を継続的な取引に結びつけることは容易なことではないと思います。

より多くの中小企業や生産者が、地域のさまざまな食資源を生かして、海外市場に挑戦して、継続的な取引を実現していくための課題と、これを踏まえた今後の取り組みについて伺いたいと思います。

**○三井食関連産業室長** 継続的な輸出の実現への取り組みについてでございますが、海外物産フェアの成果を継続的な取引に結びつけていくためには、海外ニーズに対応した商品の開発や改良、効率的な物流網の整備はもとより、商品の取りまとめや輸出手続、リスク管理などの仕組みが必要と認識しております。

このため、道では、ジェトロなど関係機関と連携をいたしまして、海外ニーズの情報提供や輸出に関する助言を行いますほか、本年10月に予定している、どさんこプラザバンコク店の開設に

向け、道内の企業や金融機関を中心としたチームを形成し、道内企業のニーズにきめ細やかに応える、小回りのきく商社機能の実現に取り組んでおります。

今後、こうした仕組みを検証、改善し、中小企業や生産者による地域ならではの食品の輸出を促進してまいります。

以上です。

**○吉田正人委員** 今、商社機能ということが出てきましたけれども、私も、商社機能というのが道産食品の海外輸出に関しては必要な部分だと思っていまして、そういう取り組みをしていることは高く評価したいと思います。

あと、北海道人の気質かもわかりませんが、1次産業者は、つくったから後は持っていけということで、2次加工とか、どうやって高く売ろうという感覚が昔から余りないと私は思っています、今、そういうところをどうやって見出していくかが課題だとも考えているところでございます。

先ほど言いましたけれども、輸出には、インボイスとか一時保管、輸送手続など、本当に複雑なことが多いです。そういったことから、一般の民間の方々が、これを持っていきたい、輸出したいと思っても、なかなか取り組めないというのが現実でありますので、中小企業の方々が、一連のルートに信頼して参加できる環境が必要でないのかなと私は思っています。

例えば、北海道物産輸出機構でも何でもいいですけれども、そういった一元化した組織、窓口をつくるのも一つの考え方ではないのかなと思います。そこに問い合わせることによって、国別の課題や、どんな輸送ルートなのかが手軽に相談できて、助言やアドバイス、輸出業者あるいは輸入業者の紹介などもしてくれる、そういう総合的な窓口の役目をしてもらえる部署なりが存在してもいいのかなと思います。それがまさしく環境づくりではないのかなと思っていますので、ぜひとも、御検討をお願いいたしたいと思います。

次ですが、食品を輸出するといっても、国によって状況が違います。

インドを調査をした際、スーパーで缶の裏の食品成分表を見たら、4種類から5種類の小さいマークがついていて、5色ぐらいに色分けされていました。それは、ベジタリアンとかハラールなどが一目でわかるようになっているのです。ベジタリアンも5段階ぐらいありますし、肉がだめ、あるいは、チキンはいいいけれども豚はだめ、魚はだめとか、いろいろありまして、そういうのが全部一目でわかるようにシールが張ってあるのです。

それを見たとき、北海道の感覚では、これに対応するのはなかなか難しいなという実感を持った次第でありますけれども、これは、北海道の企業には輸出の大きな壁であると感じました。

輸出の際は、必ず相手国の法や言語にも対応する必要があります。こうした情報を道としてまとめて提供できる体制も必要と考えますが、現状と道の考え方を伺いたいと思います。

**○山口食関連産業室参事** 輸出に必要な情報の提供についてでございますが、道産食品の輸出に当たっては、輸出先国における検疫手続や表示規制など、輸出に必要な情報を収集するため、正確な情報を継続して収集した上で、道内企業に広く周知していくことが重要と認識を



しております。

このため、道では、ASEAN事務所を設置するとともに、現地の大使館やジェトロを初めとする輸出支援機関とのネットワークを効果的に活用し、随時、情報の収集に努めるとともに、北海道国際ビジネスセンター、フード特区機構において、貿易や外国語に精通した職員を配置して、道内企業へのきめ細やかな情報提供や、個別相談に応じる体制の整備を図っているところでございます。

○吉田正人委員 国によって全然違う状況が考えられます。

例えば、日本では、だしという文化があります。今、和食ブームでもありますけれども、だしについても、かつおぶしでだしをとったらだめとか、海藻では認められるとか、ポテトチップス一つをとっても、だし系が入っていたらだめとか、肉のエキスが入っていたらだめなど、国によって状況がさまざまに違うわけで、それに対して、加工食品として対応するのはなかなか大変ではないのかなと感じている次第です。

質問としては最後になりますけれども、これまでの取り組みの成果についてです。

トップセールスということで、知事を先頭にして道産食品の輸出に取り組んできたことと承知しておりますけれども、これまでの取り組みも踏まえて、一層の輸出拡大に向けて、知事の4期目の任期の最終年度でもある平成30年度の予算における考え方、そして決意を伺いたいと思います。

○村木中委員長 経済部食産業振興監田辺利信君。

○田辺経済部食産業振興監 道産食品の輸出拡大に向けての考え方についてであります。我が国において、人口減少や国内市場の縮小が懸念される中、力強い本道経済を構築していくためには、海外の旺盛な成長力を取り込んでいくことが重要と考えております。

このため、輸出相手先から求められる、衛生に関する国際標準の導入や国際水準の認証取得の促進、効率的な物流網の構築、商社機能の整備に努めるほか、豊富な食資源、海外で人気が高まる北海道ブランドを生かした販路の開拓、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大、現地ニーズに即した輸出品目の多様化などに取り組んできたところでございます。

新年度においては、バンコクに海外で二つ目となるどさんこプラザを開設するとともに、ジェトロ香港事務所に職員を派遣し、海外拠点機能を強化するなどして、北米も含めて、北海道の食と文化が一体となった売り込みを展開するなど、本道の食の可能性を最大限に発揮し、海外需要を獲得していくため、知事によるトップセールスを初め、海外販路の拡大に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉田正人委員 質問は終わりますけれども、海外で二つ目のどさんこプラザをつくる、あるいは、ジェトロ香港事務所に職員を派遣するということが私は否定はしませんが、しっかりと目的を持って派遣などをやってもらわないと、その職員も、現地に行って何をすればいいのだろうかという状態になります。何のために行くのか、今回は何が目標なのかということをしかりと伝えて派遣していただくのが大事かなと思っています。

私は、行政がやる輸出施策の段階は大きく三つに分かれているというふうに思っています。

第1段階として、前段で申し上げたサハリンのような全く未開拓のところについては、プロモーションとか展示会、PRイベントという事業が考えられます。これは非売ですね。要するにPR活動だけです。全くの新規でありますので、とにかくPRをする、税関も通らないで、飛行機あるいは船でハンドリングで持って行って、展示して、持って帰る、あるいはプレゼントをして帰る、こういうことで終わってしまう段階です。

次の段階が、北海道フェアなど、販売に結びついた段階です。即売会とか、税関を通過して販売できるような事業展開です。これは、相手国の通関とかがある程度クリアされている状態だと思えます。その段階においては、輸送ルートの模索とか、相手業者を見つけてあげるマッチング事業などが道として考えられるのかなと思えます。

そして、3段階目は、ある程度、民間同士で輸出が進んでいる中で、もっと拡大させるためにはどういう事業展開ができるのかが道としての課題になってくると思えます。

この3段階があると思っていまして、それぞれで道の役割がありますし、施策があると思えます。また、進みぐあいや国別の対応などを適宜把握しながら、施策を進めることが必要だというふうに思っております。

まさに、今は、和食ブームで、来道者、インバウンドも多い状態ですから、北海道にとってチャンスであります。そうした来道者の方々が自国に帰って、北海道で食べたあれがおいしかったから何とか輸入したいと問い合わせが来るかもわからない、そういった場合にも対応できることが必要であります。

また、近年、道の事業として、物産展、フェア、プロモーションが海外で結構多く展開されているわけですが、経済部としては、どこの国にターゲットを絞って、どんな分野をどのように広げていくのかという方針を立て、計画的に進めることが必要であろうと思っております。

北海道人の気質ということもありますけれども、輸出、輸出と言っても、なかなか取り組まない人方が多い中で、一部でも、輸出に取り組みたいという人があらわれるのであれば、それは大事にしながら、一步一步、輸出を進めていただければなと思っておりますので、今後の活動に御期待を申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○村木中委員長 吉田(正)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、通告に従い、順次質問させていただきたいと思えます。

まず、道産食品の輸出についてですけれども、輸出拡大の取り組みについて、我が会派の代表質問に対し、道は、新年度、さらにそれを加速させるため、輸出事業者の裾野の拡大、安定的な生産、また、国際認証の取得促進、海外販路の開拓に取り組むとのことでありました。

そこで、各部にまたがる課題であることから、どこがそのエンジン役となるのか。これまでどおりのやり方では、マンパワーも含めて難しいと考えるわけですが、確実に加速させるた

めの実効的な体制や手段はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 食関連産業室長三井真君。

○三井食関連産業室長 道産食品の輸出拡大に取り組む体制について申し上げます。

道産食品の輸出を拡大していくためには、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大、安定的な生産、国際認証の取得促進を図るとともに、効率的な物流システムや、海外で評価が高まる北海道ブランドなどを生かした総合的な取り組みを推進することが重要と認識しております。

道では、食の輸出拡大戦略に基づき、全庁一丸となりまして、輸出拡大に向けた取り組みを推進しており、副知事をトップといたします食の輸出拡大推進本部員会議を設置し、これを活用して、関係部局が一体となった産業横断の施策を進めているところでございまして、例えば、シンガポールでは、農水産物や加工品を一堂にそろえた商談会について、LCCを活用した物流の実証実験と一体的に実施いたしました。

こうした取り組みをオール北海道で展開していくため、道や国の出先機関、生産者団体などで構成いたします道産食品輸出拡大戦略推進協議会を活用し、今後とも、産業間の垣根を超えた輸出拡大の取り組みを加速してまいります。

以上です。

○沖田清志委員 取り組みの一つとして、知事は、EUにおけるホタテの市場調査を実施することでありました。この調査の結果を生かすためのその後の検証や分析に係る時間を考えた場合、効果を見るまでには相当の時間がかかると考えられるわけであります。

そこで、その市場調査と検証、分析について、どのようなスケジュール感で取り組まれるのか、お伺いをいたします。

また、ホタテに対する依存度が高過ぎることで、平成28年の台風被害のようなことが起こった場合、当然、計画にも影響を及ぼすと考えるわけですが、その対策について見解をお伺いいたします。

○村木中委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 ホタテの輸出などについてでございますが、道では、主要品目であるホタテの輸出拡大を図るため、新年度から、EUにおいて、生産者団体とともに、市場調査や道産ホタテのPRなどに取り組むこととしており、詳細について早急に団体と協議の上、進めてまいります。

また、自然災害等の影響によるホタテの生産の減少などに伴い、輸出額も減少しており、道では、引き続き、波浪に強い漁場づくり、養殖技術の改良や指導など、生産の早期回復と安定化を図るとともに、近年、水揚げが増加しているイワシやブリなどの水産品のほか、農畜産物、加工品など、輸出品目の多様化を進め、輸出拡大に取り組んでまいります。

○沖田清志委員 ホタテの割合が高いだけに、これが確保されなければ、相当影響すると思しますので、ぜひ、その他の水産品等の取り組みに努めていただきたいというふうに思います。

次ですが、道産食品の輸出については、当然ですけれども、需要が高まらなければ、輸出がふ

えないわけでありませう。

知事は、タイや香港の拠点機能の強化や、北米を含めて、北海道の食と文化が一体となった売り込みを展開するとしているわけですがけれども、特に、外国の食習慣が浸透するには相当の時間を要することが考えられるわけでありませう。

現在認知されている日本食の消費をさらに拡大させるためのブームづくりをどのような仕掛けで進めようとするのか、お伺いをいたします。

**○山口食関連産業室参事** 日本食の売り込みに関する取り組みについてでございますが、道産食品の輸出拡大に当たっては、和食の世界文化遺産登録などを背景とした日本食ブームや、海外における日本食レストランの増加などを活用しながら、販路開拓を図ることが重要と認識しております。

このため、シンガポールにおいては、日本食レストランなど、現地の飲食店などとの商談機会の拡大に取り組むほか、台湾やベトナムなどにおいては、おにぎりの実演を行いながら、道産米の売り込みを行うとともに、ハワイにおいては、現地のシェフに道産食品を活用した料理を創作していただくなど、現地の実情を踏まえた、さまざまな方法で、道産食品や日本食の発信を進めてきたところでございます。

今後とも、商談会に際して、日本食に対する人気や信頼感の高まりなども有効に活用しながら、道産食材を生かした料理メニューの提案を行うなど、道産食品の海外販路の開拓に努めてまいりたいと考えてございます。

**○沖田清志委員** 道内港からの輸出目標の1000億円の達成は、今、ほぼ絶望的な状況にあると言えると思います。ただ、いかに目標に近づけるかという点では、新年度はまさに正念場だと言えるわけでありませう。

これまでの取り組みと成果、そして結果を十分に検証し、次の目標をしっかりと立てて、道産食品の輸出を確実に前進させることが望まれるわけでありませうけれども、道外港経由の輸出額の推計を今後どのように取り扱い、輸出拡大戦略の中でどのような位置づけとするのか、また、現行の目標金額の扱いを、数字の見直しも含めてどのようにされるのか、考え方を伺います。

さらに、知事が言われる新たな目標金額の考え方と、どのようなスケジュール感で進められるのか、あわせてお伺いをいたします。

**○村木中委員長** 経済部食産業振興監田辺利信君。

**○田辺経済部食産業振興監** 新たな輸出拡大戦略についてでございますが、道内港はもとより、道外港経由の輸出実態の調査では、海外の幅広いニーズや、ブランド化に向けた取り組みを初め、道産食品の販路の拡大の可能性と課題の把握に努めてきたところでございまして、今後とも、こうした結果を生かして、輸出品目の多様化や相手国の拡大に取り組んでいくことが重要と認識しているところでございます。

道では、道産食品の可能性を最大限に生かして、輸出を拡大していくための新たな輸出戦略の検討を深めるため、道内港はもとより、道外港も含めた輸出実態や今までの輸出実績をきめ細か

く検証し、新たな輸出目標を策定してまいる考えであります。

以上でございます。

○**沖田清志委員** いろいろお聞きいたしましたけれども、道産食品輸出額1000億円というのは知事の公約でもありますので、現状で1000億円達成というのが難しい状況の中、この問題については知事に直接お伺いをしたいと思えます。委員長の取り計らいをお願いいたします。

それでは次に、働き方改革についてお伺いをしてまいります。

今定例会の我が会派の代表質問において、厚労省が、働き方改革関連法案の施行日の一部を当初の案より延期する方針を示したことに関して、我が会派としては、残業規制など、労働者保護につながる施策のこれ以上の先送りは許されないとの認識のもとで、知事の見解をただしたわけでありまして、知事は、法の施行までは十分な準備期間を設けることが必要との認識と、推進方策に基づき、本道における働き方改革の取り組みを着実に推進する旨の決意を述べられるにとどまったわけでありまして。

まず、国が働き方改革を進める狙いの一つに、労働者保護の観点があると考えられます。

安倍首相は、働き方改革実現会議において、大切なのはスピードと実行だ、もはや先送りは許されないなどと述べていたわけでありまして、この点の認識は道も同じであるというふうと考えてよろしいのか、お伺いをいたします。

○**村木中委員長** 労働政策局長堀泰雄君。

○**堀労働政策局長** 働き方改革の推進についてでございますが、年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にある本道におきましては、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現などを目指す働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識しております。

国におきましては、昨年3月に決定をした働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを図るため、働き方改革の関連法案について検討を進めているものと承知しております。

道といたしましては、こうした国の動きも踏まえながら、昨年10月に策定をした働き方改革推進方策に基づき、本道における働き方改革の取り組みを着実に推進してまいります。

以上です。

○**沖田清志委員** スピード感が必要だという認識であるとは受けとめさせていただいたのですが、知事は、法施行までは十分な準備期間が必要との認識を示して、その理由として、中小企業などの企業活動に影響を及ぼすことが考えられることを挙げたわけですが。

では、具体的にどういった影響が生じると危惧しているのか、また、それは、法施行で期待される労働者保護よりも優先される程度の影響であると道は考えているのか、お伺いをいたします。

○**村木中委員長** 働き方改革推進室長土屋節子君。

○**土屋働き方改革推進室長** 中小企業などへの影響についてでございますが、法の施行に向けては、長時間労働を見直すための人員の再配置や、同一労働同一賃金に対応するための賃金体系の

見直しなどの取り組みを進める必要がありますが、特に、大企業に比べて経営資源が限られる中小企業におきましては、一定の準備期間が必要と認識しております。

国の働き方改革実行計画においても、中小企業を含め、急激な変化による弊害を避けるため、法施行までの十分な準備期間を確保するとされているところでございます。

道におきましては、国の動きも踏まえながら、推進方策に基づき、関係機関などと緊密に連携し、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現などに向けて、働き方改革の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 確かに、中小企業の方々の経営を第一に考えなければいけないというのはわかるのですが、中小企業などの企業活動に影響を及ぼす限り、施策は施行できないという考え方に立つのであれば、多くの業態で人手不足が著しい現状では、いつまでも長時間労働の解消に資する残業規制などができないことになるわけであります。

数年のうちに、著しく生産性が向上され、人手不足が解消するという見通しがあるのなら別ですけれども、道が言う十分な準備期間を設けることが必要というのは、どの程度の期間と考えているのか、お伺いをいたします。

○**土屋働き方改革推進室長** 法の施行に向けた対応についてでございますが、企業におきましては、法の施行に向け、長時間労働を見直すための人員の再配置や、同一労働同一賃金に対応する賃金体系の見直しなどの準備をするため、一定の期間が必要と認識しておるところでございます。

○**沖田清志委員** その程度の説明で済まされますが、これまでも、さまざま人手不足対策あるいは中小企業の支援等を行ってきて、その成果がなかなかあらわれていない現状を皆さんもきちっと認識されていると思うのです。今言われた理由であれば、仮に、法が施行されたとしても、全くもって改善されないのじゃないですか。すぐに人材確保はできますか。

ですから、私どもの会派としては、従来、働き方改革については、国の動向を見るのではなく、道独自でもやれることはやらなければならないのではないかと主張してきたわけでありまして、ぜひとも、そうした考えに立って、いま一度、道として、推進計画等を見直す中で進めたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

この推進方策には、北海道創生総合戦略に準拠した指標が幾つか設定されております。その主な指標は、大部分が平成31年度時点での目標値でありまして、推進方策の推進期間と合致をするわけであります。

平成31年度までの残り2年間の推進期間で指標を達成することが命題とも言えるわけですが、今回のように、国の動きにブレーキがかかってしまった状況で、果たして指標達成に影響はないのか。

残業時間などに罰則付きの上限規制が導入される場合と、これが先送りされた場合とでは、各事業所の取り組みに大きな違いが出ると考えるわけですが、こうした懸念はないというふ

うに考えてよろしいのか、所見を伺います。

○土屋働き方改革推進室長 推進方策についてでございますが、道では、昨年10月、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となっている北海道創生総合戦略に準拠した指標を盛り込んだ働き方改革推進方策を策定したところでございます。

本道におきましては、全国と比較して、年間総労働時間が長く、就業率や付加価値生産性が低いなどの状況にありますことから、国の法案の施行時期にかかわらず、まずは、平成31年度までに、就業率などの数値を全国水準に引き上げることなどを目指し、庁内はもとより、国や労使の関係団体などと緊密に連携し、働き方改革の取り組みを積極的に進めてまいる考えでございます。

○沖田清志委員 就業率の数値の引き上げというのはわかるのです。ただ、私どもが聞いているのは、あくまでも働き方改革です。今、長時間労働等で苦しんでいらっしゃる労働者の皆さん方の労働条件を少しでも改善するための取り組みを求めているわけであって、就業率は余り関係ないのですよ。要は、長時間労働をいかに是正していくか、その取り組みをまず求めているということをごきちっと認識していただきたいなと思います。

それで、この方策で示されている指標は、あくまでも本道全体の平均値であって、過重労働を強いられている方々の減少が達成されなければ、効果があったとは決して言えないわけでありませう。実際、正社員の中で労働時間の二極化が生じているとの指摘もあります。

こうした、特に就業環境の改善が必要な個人にどのように目を配り、本道の働き方改革を進めようとしているのか、所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 働き方改革の推進についてであります。全ての人々が生き生きと働くためには、長時間労働の是正など、就業環境の改善に向けた取り組みが重要であると認識をいたしているところでございます。

このため、道では、企業に対しまして、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談対応や、国と連携した労働関係法令のセミナーの開催、長時間労働の是正に向けた要請を行うとともに、ホットラインによる労働者からの相談への対応などに取り組んできているところでございます。

新年度におきましては、これらに加えて、さまざまな企業や業種における働き方改革の取り組み事例を数多く収集いたしまして、それを発信するなどして、企業における就業環境の改善を初めとする働き方改革の取り組みを推進してまいる考えでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 今、部長から御答弁いただきましたけれども、長時間労働の是正は喫緊の課題であるということは十分御認識いただいていると思います。

ただ、今の質疑の中では、まだ国の法案がきちっと定まっていないということで、道の取り組みがいまいち見えないわけでありませうから、このことについては、改めて知事に直接お伺いした

と思います。委員長にお取り計らいをお願いいたします。

次に、人材確保についてであります。

道内の雇用情勢については、さきの委員の質疑でもあったように、有効求人倍率は改善されて、上向いているということでもありますけれども、正社員の求人は、全国が1倍以上になっているのに対して、道内ではまだ1倍を下回っているという状況にあって、決して安定雇用にはなっていないということから、各業種での人材確保ができない理由の一つになっているのではないかなど考えるわけであります。

そこでまず、現在の雇用情勢に対する認識についてお伺いをいたします。

○村木中委員長 雇用労政課長田邊弘一君。

○田邊雇用労政課長 本道の雇用情勢についてであります。本道では、全国を上回るペースで生産年齢人口の減少が進んでいることなどにより、求職者が減少し、景気の緩やかな回復基調のもと、求人数が増加していることなどにより、雇用情勢は改善しているところでございます。

また、本年1月の時点において、有効求人倍率は1.16倍で、19カ月連続、1倍を超えており、さまざまな分野で人手不足となっているところでございます。

加えて、正社員の求人については、新規求人に占める正社員の求人の割合が47.3%と、前年同月に比べて1.7ポイント上昇するとともに、正社員の有効求人倍率は0.81倍と、全国平均を下回っているものの、前年同月に比べて0.12ポイント上回り、上昇傾向となっているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 上回っているという説明よりも、それで満足しているのかどうかをお聞きしたかったのです。そのことについては触れられていなかったのですけれども、今はいいです。

それでは、高校新卒者の関係についてですけれども、事業所規模別の高卒3年以内の離職率を見ますと、5人から29人以下の事業所、いわゆる中小・零細企業と言われるところは、2017年11月の北海道労働局の発表では実に57.3%と、半数以上が離職されているという状況になっております。その要因をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 就業支援担当課長千葉公志君。

○千葉就業支援担当課長 高い離職率の要因についてでございますが、本道では、全国的に離職率が高いサービス業、建設業、医療、福祉などの産業における雇用者数の割合が高いことや、離職率が一般に高い非正規雇用労働者の割合が、サービス業や卸小売業などにおいて全国より高いことなどが考えられるところでございます。

以上です。

○沖田清志委員 道内14地域には、若者の地元就職や職場定着に向けた協議会、いわゆる地域雇用ネットワーク会議があるわけですが、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、その結果をどう評価しているのか、お伺いをいたします。

○堀労働政策局長 若者の地元就職や職場定着についてでございますが、道では、平成28年3



【第3分科会 3月14日 第3号】

月、若者早期離職防止総合対策プログラムを策定し、在学時、就活時、就職後の各ステージにおきまして、関係者と連携した支援を行っているところでございます。

また、若者の地元への就職や定着の促進を図るため、地域の関係機関が協議し、連携した取り組みを行うことを目的とした地域雇用ネットワーク会議を道内14地域に設置しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、地域の仕事や企業を知ってもらうための「じもと×しごと発見フェア」を道内14地域で開催するとともに、若手社員向けの定着研修や、企業の人事担当者向けの職場定着セミナーを実施しているところでございます。

「じもと×しごと発見フェア」の参加者からは、今まで知らなかった仕事を知ることができ役に立ったといった声を聞いているところであり、引き続き、若者の地元就職と定着の促進に向けた取り組みを進めてまいります。

以上です。

**○沖田清志委員** すぐに成果に結びつくとは考えられないのですけれども、こういったことは粘り強くやっていかなきゃだめだと思いますので、今後とも取り組んでいただくことを求めたいと思います。

それで、人材確保の問題については、経済部だけではなく、なかなか人材が集まらない建設業とか福祉関係など、道庁内のほかの部署にまたがる課題でもありますから、そうした連携等について、改めて知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

今まで、働き方改革や人材確保といったことについて伺ってきたのですけれども、根本的には、依然として厳しい経済状況にある中小企業の経営が安定しなければ、なかなか前には進まないわけでありまして。

それで、今国会では、中小企業の生産性革命の実現に向け、2018年度から2020年度までを集中投資期間に位置づけて、設備投資をバックアップする生産性向上特別措置法の成立を目指しているわけでありまして。

まず、法の概要と、成立、施行された場合、道内中小企業にどのような効果が期待されるのか、所見をお伺いいたします。

**○村木中委員長** 経済企画課長仲野克彦君。

**○仲野経済企画課長** いわゆる生産性革命法案などについてでございますが、国では、昨年12月に取りまとめた新しい経済政策パッケージにおいて、世界に先駆けて生産性革命を実現することとしており、この法案は、AI、IoT等の革新的な技術やビジネスモデルによる生産性向上に向けた施策を集中的かつ一体的に講じることで、我が国の産業の生産性向上を実現しようとするものであります。

具体的には、市町村の認定を受けた中小企業の先端的設備の導入に係る固定資産税の減免、データを収集、活用するセンサーやロボットを導入する企業への税制上の優遇措置のほか、既存の規制にとらわれることなく、新しい技術等の社会実証を行う規制のサンドボックス制度の創設が

盛り込まれているものと承知しております。

道といたしましては、この法案などによる支援策が効果的に活用されることで、中小企業の生産性の向上につながることを期待しているところであります。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 法案では、大企業の子会社を除く、資本金1億円以下などの中小企業を対象として、各市町村が、それぞれの判断で、新しい設備の固定資産税を減額する特例措置を講ずる仕組みが盛り込まれており、法の成立前ではありますけれども、各市町村では、既に検討を始めているところもあると仄聞するわけであります。どのような状況となっているのか、把握していれば、お聞かせ願います。

○**村木中委員長** 中小企業課長田畑洋一君。

○**田畑中小企業課長** 市町村の取り組み状況についてでございますが、このたびの生産性向上特別措置法案では、生産性の向上に資する先端設備等の導入の促進に関する導入促進基本計画を市町村が策定することができる旨、規定されているところであります。この基本計画に基づき、中小企業が設備投資を行う場合、市町村が条例を定めることにより、取得する機械装置や器具、備品などを対象に、固定資産税をゼロから2分の1の範囲で軽減する地方税法の特例措置が講じられるものと承知しているところでございます。

現在、北海道経済産業局が、道内の市町村に対しまして、導入促進基本計画の策定の意向や固定資産税の軽減割合などについて、アンケート調査を実施しているところであり、今後、3月末をめどに、調査結果を取りまとめの上、公表する予定とされているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 3月末に取りまとめるということですから、その結果を注視させていただきたいと思うのですが、中小企業にとって、経営的な負担が軽減されるということは、働き方改革、人材確保といった問題にも大きく絡んでくるわけであります。

道としても、積極的に関与して、取り組みを進めるべきと考えるわけでありますけれども、所見をお伺いいたします。

○**阿部経済部長** 今後の取り組みについてでございますが、本道では、全国を上回るペースで人口減少が進む中、中小企業が人材確保や働き方改革を進める上で、女性や高齢者などの多様な人材の活躍、長時間労働の是正といった就業環境の改善とともに、付加価値の向上や、業務の効率化、省力化の推進など、生産性の向上を図ることは重要な課題であるというふうに認識いたしているところでございます。

このため、道では、国と連携しながら、このたびの法案の支援措置をPRするほか、新たに、企業の売り上げ増加や業務の効率化を図るため、ICTのさらなる利活用を促進するとともに、工業試験場に、寒冷な環境に対応したIoT機器などの開発を支援する施設等を整備するなど、中小企業の生産性向上に向けた各般の取り組みを積極的に推進し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 次に、中小企業総合振興資金についてでありますけれども、道は、道内の中小企業者の経営基盤の強化や事業の活性化を図るため、融資制度である中小企業総合振興資金を設けて、各金融機関に一定の資金を預託することにより、融資枠を確保しております。

貸し付けに当たっては、各金融機関や北海道信用保証協会が審査を行っているとは承知してはおりますけれども、どのような基準で行われているのか、また、審査基準に対して、道はどのように関与しているのか、お伺いをいたします。

○**村木中委員長** 金融担当課長平田庄吾君。

○**平田金融担当課長** 貸し付けや保証の審査基準などについてでございますが、金融機関や信用保証協会が行う、道の融資制度の審査に当たりましては、一般的な融資と同様に、中小企業の財務内容を基本に、担保余力や保証の有無、資金使途、事業計画の妥当性などを総合的に勘案し、その融資や保証の可否、金額、期間などを決定しているところでございます。

道といたしましては、こうした金融機関などの審査に対し、施策目的に沿って、貸付区分ごとの融資対象、融資限度額、融資期間、金利などの融資条件を定めた融資要領を制定し、金融機関や信用保証協会と協調して、道内中小企業に対する資金供給の円滑化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** この振興資金による融資に対して、北海道信用保証協会が保証しているわけですが、この保証に対する道のかかわりはどうなっているのか、お伺いをいたします。

○**平田金融担当課長** 保証に係る道のかかわりについてでございますが、信用保証制度は、経営基盤が脆弱で、信用力に乏しい中小企業の円滑な資金調達に資するため、信用保証協会の保証を付すことによって信用力を補完する制度であり、保証つき融資を受けた中小企業者が債務を返済できなくなった場合は、信用保証協会が、中小企業者にかわり、金融機関に対して弁済する、いわゆる代位弁済を行うこととしているところでございます。

道では、積極的な保証つき融資によって、中小企業への円滑な資金供給が行われるよう、道の融資制度に対する代位弁済が行われた場合において、そのうちの一定割合について、道と北海道信用保証協会との間で締結している損失補償契約に基づき、補填を行っているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** なぜ、このことを聞くかといいますと、今議会でも、損失補償の返納を免除した議案があったわけでありまして、融資を受けた中小企業が倒産したり、民事再生法が適用された場合、結果として道が損失を補填することになるからです。

融資に当たり、適正な審査も大切ですが、融資後の経営状況の把握、経営に対する指導助言なども重要でありまして、現状、どのような対応がなされているのか、お伺いをいたします。

また、道としてどのような対応をとっているのか、あわせてお伺いをいたします。

○村木中委員長 地域経済局長尾形和則君。

○尾形地域経済局長 融資後のフォローアップについてでございますが、金融機関では、道の融資制度におきましても、一般的な融資と同様、融資実行後に、中小企業者に対するヒアリングを行うなど、経営に対する助言や指導を行っており、また、信用保証協会では、中小企業診断士などの専門家の派遣による診断を実施するとともに、金融機関などの関係機関による経営サポート会議を開催するなど、事業者の経営安定に向けた支援を行っているところでございます。

道におきましても、融資後の状況について、創業や新事業展開、新商品開発などの融資を受けた中小企業者から提出された事業計画書などをもとに、ヒアリングによるフォローアップを行いますとともに、必要に応じて、信用保証協会、商工団体などと連携して助言や指導を行い、円滑な事業展開が図られるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 とはいえ、現状、そのフォローは、金融機関あるいは中小企業総合支援センターといったところに丸投げされているような状態だと言えます。

過去5年間で3件、返納を免除しているということでありまして、貴重な道の予算を守る観点からも、道としても積極的なフォローアップが必要と考えるわけですが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○阿部経済部長 今後の道としての対応についてでございますが、道といたしましては、道内の中小企業が、厳しい経営環境を乗り越え、安定した経営基盤を築いていくためには、道の融資制度の活用による円滑な資金供給を行うとともに、融資実行後におきましても、経営全般に対する支援を適切に行うことが重要であるというふうに認識いたしております。

このため、道では、これまでも、融資実行後のフォローアップを行うとともに、道の経営・金融相談室におきまして、企業からの相談に対応するほか、中小企業診断士などの専門家や商工団体等を構成員とした地域中小企業支援ネットワークを活用しながら、経営改善に向けて取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みをきめ細やかに展開していくとともに、金融機関や信用保証協会、支援機関などと一層緊密に連携をいたしまして、道内中小企業の経営基盤の強化や事業の活性化に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 次ですが、経済、雇用への波及効果が大きい自動車産業において、大手自動車関連企業による道内からの部品調達率は、年々、増加傾向にあるわけでありまして、

これをさらに高めていくためには、技術力の向上のための支援が不可欠でありますけれども、これまで、どのような支援を行ってきたのか、また、その効果をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 産業振興課長新津健次君。

○**新津産業振興課長** 自動車産業への参入についてでございますが、道内企業の自動車関連産業への参入を一層促進するためには、大手自動車メーカーが求める品質や納期、コストなどへの道内企業の対応力を強化する取り組みを進めることが重要であります。

そのため、道では、道立総合研究機構や機械工業会、中小企業総合支援センターなど、研究機関、産業支援機関と連携し、参入意欲のある道内各地の企業を対象に、自動車メーカー等とのマッチングや生産技術の向上に向けた研修会、自動車関連企業のOB等で構成する参入支援チームによる集中的な技術指導などを行ってきており、昨年度、初めて、道内からの部品調達率が20%を超えるなど、自動車関連産業への参入拡大や、参入に必要な技術力、生産性の向上などにつながってきているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** そこで、以前、自動車関連産業が集積している苫小牧東部開発地域における産業技術支援施設の設置が検討されていたわけでありましてけれども、現在の検討状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○**村木中委員長** 産業振興局長野村聡君。

○**野村産業振興局長** 苫東地域における産業技術支援施設の検討状況についてでございますが、平成9年当時、道が整備することを検討していた産業技術支援施設につきましては、情勢の変化を受け、平成14年に、道の財政状況等から施設の整備が難しいことを地元の説明させていただき、その後、情勢の変化を見据えて具体化のタイミングを見きわめる、苫東地域の産業支援は既存施策の活用等で対応する、こうした内容の調査検討の報告を取りまとめたところでございます。

現在の厳しい財政状況等に照らせば、平成14年時点と変わらず、施設の整備は難しく、具体化の検討には至ってございませんが、これまでも、検討の経過を踏まえて産業支援策を講じてきており、昨年度からは、苫東にございます苫小牧市テクノセンターに企業支援マネジャーを配置し、企業のニーズや課題を把握して、課題解決をサポートするなど、地域の企業の技術向上に向けた支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 今の答弁ではちょっとわからないのですが、もともと、産業技術支援施設を設置することによって、苫東地域への企業の呼び水にするということで計画があったわけですね。

それで、財政状況がよくないから設置できないのか。環境の変化ということがよくわからないのですが、どういうことで設置ができないのか、理由が変わったのでしょうか、そこを確認させてください。

○**野村産業振興局長** 施設整備に関する状況の変化等についてのお尋ねでございますが、苫東地域におきましては、プロジェクト関連の展開とか、自動車関連以外の食、エネルギーあるいは環境など、新たな企業立地の動き等もございまして、地域の企業がどのような支援策を必要とし

て、また、何が企業立地のインセンティブとなるかといった点も見据えていく必要がございましたことから、道としては、先ほど申し上げたような形で、施設の整備について具体的に検討を進めておらない状況でございます。

以上でございます。

**○沖田清志委員** 先ほどの答弁では、財政状況が厳しくて施設整備は難しいと地元の説明したということでした。そして、既存施策の活用等で対応するとの調査検討の報告を平成13年度にまとめたということですが、私もそれをいただきました。

この検討結果は、地元と協議して出たということですか。道独自でこの調査結果の報告書をまとめたということですか。そのことを確認させてください。

**○野村産業振興局長** 報告等の作成経過についてのお尋ねでございますが、この報告書は、平成14年3月に、道の担当部局で作成をいたしまして、地元にも説明をさせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

**○沖田清志委員** 説明をしたということですが、地元としては、当初の約束どおり、苫東地域に産業技術支援施設を設置してほしいという思いは、今も何ら変わっていないわけです。それでいて、道独自で調査報告書をまとめたということで、その部分でできない理由というふうに答えられますと、私どもとして、どうも納得できないのが現実であります。

これ以上、この部分について、ここでやりとりしてもしょうがないわけでありませけれども、いずれにしても、今、国の大型プロジェクトがなかなか進まなくて、苫東開発も進まないという面があって、道としては、国に対して、プロジェクトの設置に関してのタイムテーブルをつくるように求めているわけでありませから、ぜひ、道としても、産業技術支援施設の設置に向けたタイムテーブルを早急に検討していただきますように、ここは指摘にとどめておきます。よろしくお願いをいたします。

次に、新エネルギー導入加速化基金事業についてでありますけれども、今年度から始めた新エネルギー導入加速化基金事業は、道営電気事業の収益金を一般会計に繰り出して、基金に積み立てた上で、取り崩して事業を実施するものでありませ、その規模は、毎年度12億円、5年間で60億円で、また、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うとの説明でありませけれども、初年度から大きく乖離していることから、以下伺ってまいります。

そもそも、毎年度12億円、5年間で60億円規模の取り組みを行うとされていた事業規模は、どのような考えで決めたのか、道営電気事業から繰り出せる金額から決めたのか、予定する事業を積み上げたのか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

**○村木中委員長** 環境・エネルギー室長中島俊明君。

**○中島環境・エネルギー室長** 新エネルギー導入加速化基金についてでございますが、地熱や風力など、地域に豊富に賦存する資源を最大限に活用した取り組みを進め、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要と認識をしております。

道といたしましては、省エネ・新エネ促進行動計画で定める数値目標の達成に向けまして、こうした取り組みを継続的に支援することとし、企業局の電気事業会計からの繰出金を活用しながら、集中期間の5年間で60億円の施策を講じることとしたところでございます。

○**沖田清志委員** 基金の積立額を毎年度12億円として、今年度は12億円を積み立てたわけであり、新年度は4億円の積み立てとなっているわけですが、なぜ、12億円を積み立てないのか、お聞きをいたします。

毎年度、必要額を積み立てるならば、基金事業にする必要は全くないわけでありまして、必要な額を道営電気事業から繰り出せばいいのであって、なぜ、基金でなければならないのか、基金である必要とあわせてお伺いをいたします。

○**村木中委員長** 環境・エネルギー室参事佐藤隆久君。

○**佐藤環境・エネルギー室参事** 基金の積み立てについてでございますが、新エネルギーの導入拡大に向けては、調査検討、設計から事業化に至るまで、時間を要するため、道では、複数年にわたって継続的な支援を行うことができるよう基金を設置し、毎年度の事業に必要な額を積み立てているところでございます。

新年度は、約9億円の事業を実施することとしており、基金の残額を活用するとともに、新たに必要な財源として約4億円を積み立てることとしたものでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 質問でも言わせていただいているのですけれども、基金を設置した意味が全くないわけですよ。これでは、真剣に新エネ導入に取り組む姿勢が疑われるということを強く指摘しておきたいと思えます。

今年度の基金事業は、12億円を計上したわけでありまして、執行見込みは7億円で、新年度は9億円となるということでありまして、12億円に満たない理由をお伺いいたします。

○**佐藤環境・エネルギー室参事** 基金を活用した施策についてでございますが、本年度は、選定した地産地消のモデル事業が、いずれも調査検討など準備段階にあり、本格的な設備導入は後年度に執行される予定であることなどから、執行見込み額は約7億円となる見込みでございます。

また、新年度につきましては、本年度選定したモデル事業の取り組みを継続して支援するほか、小規模な集落でも応用が可能なモデルを1地域追加するとともに、設計や設備導入支援事業を拡充することとしており、予算額は約9億円となっております。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 準備段階だから前半は少ないという理由はわかるのですけれども、それは最初から想定されていたことですよ。初年度に12億円を積み立てたこと自体がおかしかったということでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

それでは、聞き方を変えます。

5年間で60億円は変わらないということでありまして、平成31年度、32年度、33年度の各年度ごとの予定事業費についてお示しいただきたいと思えます。

○佐藤環境・エネルギー室参事 今後の基金事業についてでございますが、エネルギー地産地消のモデル事業につきましては、新年度に新たに選定する1地域を含めた5地域に対し、5年間で合計25億円の支援を予定しておりますほか、市町村などが行う設計・設備導入事業への支援、道の率先導入など、5年間で合わせて60億円規模の事業を展開していくこととしており、具体的な事業費につきましては、毎年度の予算編成において精査していく予定でございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 具体的な各年度の事業費についてもお答えいただけないということであるならば、計画が確定していない、計画性がないと言えるわけですね。それなら、12億円を積む必要もないでしょうし、必要な都度、電気事業会計から繰り出してもらえばいいと思います。

そんな姿勢で、本当に新エネ導入の加速化が果たされるというふうにお考えなのでしょうか。そのことは強く指摘しておきたいと思うのです。

それで、道の新エネに対する取り組みについて、全く戦略も見えなければ、強い姿勢も見えないわけでありますけれども、新エネの導入拡大に向けて、今後、どのように取り組むおつもりなのか、お聞きをいたします。

○阿部経済部長 新エネルギーの導入拡大についてでございますが、エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、本道に豊富に賦存するさまざまなエネルギーを活用して、地産地消の取り組みを進めていくことが重要であるというふうにご認識いたしております。

道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用して、本年度選定した四つのモデル地域の取り組みを引き続き着実に進めるとともに、新年度におきましては、小規模集落でも応用が可能なモデルを追加するほか、市町村などが実施いたします設計や設備導入に対する支援を強化するなど、集中期間の5年間で60億円規模の施策を講じ、地域や企業の方々と連携しながら、全国でトップクラスのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、新エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 部長から御答弁いただきましたけれども、答弁にありました、全国でトップクラスのポテンシャルを最大限に発揮するという姿勢は、今のやりとりの中では具体策が見えなかったものですから、この基金のあり方も含めて、知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

それでは最後に、自動運転車の取り組みについてお聞きをしてみたいです。

自動走行の実用化については、広域分散型である本道において、社会問題の解決あるいは新たなビジネスの創出につながることを期待されるわけであります。

まず、現在の自動走行をめぐる国の検討状況についてお伺いいたします。

○新津産業振興課長 自動走行に係る国の検討状況についてでございますが、国では、自動走行の実現に向け、2014年から、その具体の道筋を明らかにする工程表——官民ITS構想・ロードマップを作成、改定してきており、その中で、2020年までに、過疎地など限られた地域での無



【第3分科会 3月14日 第3号】

人運行サービスを実現するといった実用化の目標を設定し、現在、その目標達成に向け、官民が連携し、自動走行技術の研究開発に取り組んでいるところであります。

また、開発された技術や事業可能性の検証のため、道の駅等を拠点とした自動運転バスの試験運行や、高速道路でのトラックの隊列走行など、さまざまな形の社会実証事業が全国各地で行われているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 自動走行をめぐっては、国、企業において、さまざまな実証試験や公道での試験走行が全国各地で行われ、技術開発も着々と進められていると承知をしております。

本道における実証試験の実施状況は、現在、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**新津産業振興課長** 道内での自動走行の実証試験についてでございますが、今年度におきましては、国、企業、大学、研究機関などにより、高速道路や国道など公道で11件、駐車場、農地、空き地といった非公道で7件の試験が行われたところでございます。

この18件のうち、社会実証事業として公開で行われました自動走行車両の走行試験は、石狩市での電動カートによるデータ収集実験や、上士幌町での小型バスのデモ走行など、6件となっており、これを目的別に見ますと、積雪寒冷地での実用化に向けた試験が2件、過疎地などでの移動手段としての試験が4件となっているところであります。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 本道には、全国で最多の28の自動車テストコースが立地しているわけでありまして、自動車の実証フィールドとしての優位性を生かして、企業による実証試験などが道内で行われるよう、全国に先駆けてワンストップ窓口を設置し、さまざまな支援に取り組んでいると承知しているところでありますが、どのような成果に結びついているのか、お伺いをいたします。

○**新津産業振興課長** 自動走行に関する取り組みと成果についてでございますが、平成28年6月にワンストップ窓口を設置して以来、道では、これまで、企業等が実施する公道試験に係る関係機関との調整のほか、企業と研究機関、自治体との間のマッチング、試験場所に関する情報提供など、自動走行に係る技術開発の支援に取り組んできており、窓口には、本年2月末までに66件の相談が寄せられ、このうち、12件が公道での実証試験につながっているところであります。

また、市町村と連携して誘致に取り組んだケースでも、ワンストップ窓口を活用した関係機関との円滑な調整により、国による社会実証試験が大樹町で実施されましたほか、苫東地域では、積雪寒冷地での通年走行に向けた3カ年の実証試験がスタートいたしますなど、地域それぞれの特性を生かした実証の取り組みが全道各地で始まってきているところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 研究開発の場としての実証試験場について、道は、苫東地域に誘致する方針を掲げて、国に提案してきたと承知しております。

広大な土地を必要とする実証試験場は、自動車産業の集積を目指す上で、懸案である苫東地域

の土地活用に合致するプロジェクトであることから、自動運転車の開発拠点としての実証試験場の誘致については、地元としても大きな期待をしているところであります。

道は、これまで、国に対してどのような働きかけを行ってきたのか、お伺いをいたします。

○野村産業振興局長 苫東への実証試験場の誘致についてでございますが、道では、これまで、国費予算要望におきまして、苫東地域を候補地とする実証試験場の整備を国に要望してきておりますほか、今年度は、さらに、自動走行の積雪寒冷地における実用化が、国の政策課題として明確に位置づけられますよう、東北各県とも連携して、北海道東北地方知事会の提言にこの旨を盛り込み、8道県の連名で国へ要望を行ったところでございます。

また、苫東への試験場立地に向けましては、地元における民間等による試験実績の蓄積が重要でございますことから、さまざまな機会を通じて、空港や港湾、インターチェンジに近接し、未舗装路を含む多様な道路環境を有する試験地としての優位性を発信するなど、冬期も含めた自動走行の実証試験の誘致に努め、国や企業等に対して、苫東が積雪寒冷地対応型の実証試験場の適地であることを積極的にアピールしているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 では、最後の質問になります。

先ほど、苫東地域への誘致について質問したわけでありましてけれども、自動走行をめぐることは、さまざまな企業が開発競争を繰り広げる中、多様な試験ニーズがあると考えられるわけがあります。今後、そうしたニーズにきめ細かく対応していくためには、先ほど言われていたように、テストコースとか産業集積など、本道のポテンシャルをフルに生かしていくことが重要であります。

道は、本道における自動走行の取り組みを一層推進していくために、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○阿部経済部長 自動走行の取り組みの推進についてでございますが、自動走行の実現には、公道走行の蓄積が重要であり、そのための実証試験が道内で一層進められるよう、道では、企業の多様なニーズに対応する的確な情報提供の実施に向けまして、今年度は、メーカーの大型テストコースが集積している上川、十勝、オホーツク、胆振地域を対象といたしまして、テストコースの近隣で、公道試験の適地を簡便に条件検索できるデータベースを整備したところでございまして、新年度は、企業のニーズが高い非公道の試験適地の情報につきましても、全道各地からの情報を取りまとめ、企業等に提供することとしているところでございます。

今後、自動車関連の展示会でも、こうした取り組みを発信するほか、自動車関連団体にも働きかけるなどいたしまして、試験適地としての優位性を積極的にPRして、さらなる試験の誘致に努めるとともに、苫東地域を候補地とする積雪寒冷地対応型の実証試験場の誘致につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 終わります。ありがとうございました。

【第3分科会 3月14日 第3号】

○村木中委員長 沖田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

明3月15日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時26分散会